

(法務省)

参議院法務委員会調査室
予算委嘱審査資料

令和5年2月

目 次

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合（平成26年度～令和5年度）	1
2. 法務省各組織別定員の推移（平成26年度～令和5年度）	2
3. 法務省の施設整備状況（令和4年末現在）	3
4. 許認可件数とその概要（令和4年3月31日現在）	4
5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和5年度予算での財政措置	5
6. 平成25年以降の規制改革実施計画において措置する事項内容とその進捗状況（法務省所管部分のみ。すでに措置済みのものを除く。） 要求項目削除	5
7. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和5年度）	7
8. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数（令和5年1月1日現在）	8
9. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成25年度～令和4年度）	9
10. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成25年度～令和4年度）	10
11. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成25年度～令和4年度）	11
12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律扶助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績（平成25年度～令和4年度）	12
13. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成25年度～令和4年度）	15
14. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）	16

15. 日本司法支援センターの国選弁護士契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、国選弁護人報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）	17
16. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）	18
17. 日本司法支援センターによる「旧統一教会」問題に関する業務の概要及び靈感商法等対応ダイヤルにおける相談への対応状況	19
18. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和4年度）	25
19. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成25年度～令和4年度）	26
20. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和5年度）	28
21. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成25年度～令和4年度）	32
22. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成24年度～令和3年度）	33
23. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）	34
24. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）	35
25. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成26年度～令和5年度）	38
26. 検察官の年齢層・男女別在職状況	39
27. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和4年度）	40
28. 検察事務に携わっていない検察官数（充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員）（それぞれ裁判官出身者は内数）並びにその官職名	41
29. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成25年度～令和4年度）及び配置状況	42
30. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成25年度～令和4年度）及び配置状況	43
31. 令和4年司法修習終了者（74期及び75期）の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）	44

32. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和4年度）	45
33. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）	47
34. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和4年）	48
35. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成26年～令和5年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人数の推移（平成26年～令和5年）	49
36. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成26年～令和5年）	53
37. 司法試験合格者の受験回数別・年齢別・平均年齢の推移（平成25年～令和4年）及び令和4年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数	54
38. 司法試験予備試験合格者の平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数の推移（平成25年～令和4年）	62
39. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成25年度～令和4年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和4年度）	65
40. 登記所数の推移（平成8年～令和5年1月1日現在）、令和4年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画	67
41. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和4年4月1日現在）及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和5年度）	69
42. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和5年度）	70
43. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和4年12月末）	71
44. 株式会社の合併数の推移（平成24年度～令和3年度）	72
45. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成25年～令和4年）	73
46. 登記事項証明書の交付請求件数（請求の方式〈窓口、オンライン〉別）、及び個別手数料と収入額（平成24年度～令和3年度）	74

47. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額（平成24年度～令和3年度）	75
48. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成24年～令和3年）	補正後の
要求項目	76
49. 主要国における重国籍の取扱い	77
50. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成25年度～令和4年度）	80
51. 捜査通訳の確保状況（令和5年1月現在、言語別）	81
52. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成25年～令和4年）	82
53. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成25年～令和4年）	83
54. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成25年～令和4年）	84
55. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成25年～令和4年）	85
56. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（平成30年～令和4年）	86
57. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（平成30年～令和4年）	87
58. 被害回復給付金制度の運用状況（平成25年～令和4年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）	88
59. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和4年）	89
60. 国際捜査共助の実施状況（令和4年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成25年～令和4年）、国際受刑者移送の実績（平成25年～令和4年）	90
61. 平成24年度～令和3年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請	

求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数	93
62. 裁判員裁判において録音・録画DVDが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成24年度～令和3年度各年度の数値）	98
63. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均（昭和20年～令和4年）	99
64. 死刑制度の存廃に関する国際比較	101
65. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例(昭和40年～令和4年)	102
66. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成25年度～令和4年度）	103
67. 被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成25年度～令和4年度）	104
68. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況	105
69. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳	106
70. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成25年～令和4年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和4年末現在、収容率も明記のこと）	107
71. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成25年～令和4年）	108
72. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成25年～令和4年）	111
73. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況	112
74. 全国矯正施設の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	114
75. 全国矯正施設の医療費の推移（平成25年度～令和4年度）	115
76. 処遇指標別の刑事施設一覧（令和4年12月現在）	116

77. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導）の実施庁一覧	117
78. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別、男女別）、会議の開催回数、視察回数、被収容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和3年度）	123
79. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成26年～令和5年）	124
80. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成26年度～令和5年度）	125
81. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成26年度～令和5年度）	126
82. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画	127
83. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成26年度～令和5年度）	131
84. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成25年～令和4年）	133
85. 人権擁護委員実費弁償金（総額及び1人当たりの金額）（平成26年度～令和5年度）	135
86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成25年～令和4年）	136
87. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の退去強制令書に基づく収容期間別の人数（令和3年12月末現在）	137
88. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	138
89. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和3年）	139
90. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、1号から2号への移行者数、2号から3号への移行者数及び失踪者数の推移（平成24年～令和3年）	140
91. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和4年）	149
92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和3年）	174
93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成24年～令和3年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成24年～令和3年）、審査請求の平均処理期間（令和3年）	176

94. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成24年～令和3年）	177
95. 外国人登録証又は在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成24年～令和3年）	178
96. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成25年～令和4年）	179
97. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数	180
98. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和5年度）	181
99. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和5年度）	182
100. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和5年度）	183
101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和5年1月調査）	184

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合

(平成26年度～令和5年度)

(単位：百万円、%)

年度	国の予算 A	法務省の予算 B	B / A
平成26年度	95,882,303	729,862	0.8
27	96,341,951	737,487	0.8
28	96,721,841	742,017	0.8
29	97,454,709	750,388	0.8
30	97,712,769	763,757	0.8
		[1,200]	
令和元年度	101,457,094	819,979	0.8
		[7,063]	
2	102,657,971	828,755	0.8
		[8,184]	
3	106,609,708	789,318	0.7
		[46,177]	
4	107,596,425	806,783	0.7
		[62,998]	
5	114,381,236	791,710	0.7
		[66,706]	

※1 予算額はいずれも当初予算額である（令和5年度は予算案）。

※2 平成30年度から令和2年度における〔〕書きは、国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る国際観光旅客税財源充当事業の予算額であり、内数である。

※3 令和3年度における〔〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、内閣及びデジタル庁所管（内閣官房及びデジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

※4 令和4年度及び令和5年度における〔〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

2. 法務省各組織別定員の推移（平成26年度～令和5年度）

組 織		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（案）
内 部 部 局	大 臣 官 房	429	374	375	379	393	392	392	391	396	402
	民 事 局	86	89	92	92	92	94	97	97	99	101
	刑 事 局	60	60	60	60	60	60	64	64	68	71
	矯 正 局	63	67	68	73	73	78	83	84	86	86
	保 護 局	27	29	29	34	37	41	41	45	50	52
	人 権 擁 護 局	20	20	20	24	24	24	24	28	28	28
	訟 務 局	-	57	72	74	78	82	87	88	90	90
	入 国 管 理 局	126	140	140	140	139	-	-	-	-	-
	計	811	836	856	876	896	771	788	797	817	830
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所	85	85	88	88	84	84	84	84	84	84
	矯 正 研 修 所	48	55	55	54	55	79	85	85	85	87
	刑務所・少年刑務所・拘置所	19,623	19,634	19,643	19,649	19,669	19,657	19,658	19,678	19,692	19,750
	少 年 院	2,469	2,465	2,465	2,462	2,456	2,428	2,408	2,386	2,367	2,306
	少 年 鑑 別 所	1,201	1,198	1,199	1,198	1,188	1,178	1,165	1,153	1,144	1,136
	婦 人 補 導 院	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	入 国 者 収 容 所	236	192	192	210	215	-	-	-	-	-
	計	23,664	23,631	23,644	23,663	23,669	23,428	23,402	23,388	23,374	23,365
地 方 支 分 部 局	法 務 局 ・ 地 方 法 務 局	9,037	8,948	8,877	8,835	8,884	8,894	8,898	8,906	8,918	8,935
	矯 正 管 区	207	218	233	235	251	269	288	295	308	314
	地 方 更 生 保 護 委 員 会	263	269	285	294	297	299	311	315	316	321
	保 護 観 察 所	1,497	1,501	1,506	1,521	1,546	1,544	1,534	1,524	1,512	1,508
	地 方 入 国 管 理 局	3,607	3,870	4,078	4,264	4,531	-	-	-	-	-
	計	14,611	14,806	14,979	15,149	15,509	11,006	11,031	11,040	11,054	11,078
検 察 庁		11,796	11,796	11,799	11,806	11,831	11,860	11,863	11,859	11,863	11,865
本 省 計		50,882	51,069	51,278	51,494	51,905	47,065	47,084	47,084	47,108	47,138
外 局	出 入 国 在 留 管 理 庁	-	-	-	-	-	5,432	5,866	6,020	6,181	6,314
	公 安 審 査 委 員 会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	公 安 調 査 庁	1,534	1,546	1,589	1,609	1,646	1,650	1,660	1,697	1,740	1,768
	計	1,538	1,550	1,593	1,613	1,650	7,086	7,530	7,721	7,925	8,086
合 計		52,420	52,619	52,871	53,107	53,555	54,151	54,614	54,805	55,033	55,224

3. 法務省の施設整備状況（令和4年末現在）

法 務 省 施 設 整 備 状 況

区 分		施 設 数 A	早 急 に 整 備 を 要 す る 施 設	令和4年末 工 事 実 施 施 設	未整備率 B/A (%)
			老朽 ・ 一部老朽 B		
官 署 施 設	法 務 総 合 庁 舎	177	74	3	41.8
	法 務 局	175	55	1	31.4
	検 察 庁	133	94	2	70.7
	委 員 会 、 観 察 所	6	2	0	33.3
	地方出入国在留管理局	7	1	0	14.3
	公 安 調 査 庁	1	1	0	100.0
	研 修 所 等	13	5	0	38.5
	官 署 施 設 計	512	232	6	45.3
収 容 施 設	刑 務 所、拘 置 所 等	73	29	8	39.7
	拘 置 支 所 等	105	41	1	39.0
	少 年 院	46	13	0	28.3
	少 年 鑑 別 所	52	28	0	53.8
	婦 人 補 導 院	0	0	0	0.0
	農 場	4	3	0	75.0
	入 国 者 収 容 所	2	0	0	0.0
	収 容 施 設 計	282	114	9	40.4
合 計		794	346	15	43.6

4. 許認可件数とその概要（令和4年3月31日現在）

○用語別事項の数

用語別	事項数
許可	50
承認	13
指定	6
認定	16
試験	5
届出	4
届提	103
届出	22
届出	27
届出	16
届出	8
届出	1
届出	4
届出	8
届出	8
届出	2
届出	1
届出	4
届出	2
合計	361

○根拠法令、許認可を要する行為又は対象の一覧

根拠法令	許認可を要する行為又は対象
個人情報保護に関する法律、同施行令	認定個人情報保護団体の認定等
司法試験法	司法試験、司法試験予備試験
弁護士法	弁護士となる資格の特例に係る認定等
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、同法施行規則	外国法事務弁護士となる資格の承認、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者に対する特定外国法の指定等
債権管理回収業に関する特別措置法	債権管理回収業の営業の許可、債権回収会社の合併の認可等
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、同法施行規則	民間紛争解決手続の業務の認証等
会社法	電子公告調査機関の登録等
司法書士法、同法施行規則	司法書士試験、司法書士会の会則の変更の認可等
土地家屋調査士法、同法施行規則	土地家屋調査士試験、土地家屋調査士会の会則の変更の認可等
社債等登録法施行令、同法施行規則	社債登録等の手数料の認可等
社債、株式等の振替に関する法律、一般振替機関の監督に関する命令、特別振替機関の監督に関する命令、加入者保護信託に関する命令	振替業を営む者の指定、一般振替機関の事故の詳細等の報告、特別振替機関の事故の詳細等の報告、財産移転の報告等
国籍法	認知による国籍取得の届出、帰化の許可等
電子署名及び認証業務に関する法律、同法に基づく指定調査機関等に関する省令	特定認証業務の認定、承認調査機関の役員の氏名等の変更の届出等
更生保護事業法、同法施行規則	更生保護法人設立の認可、更生保護事業の経営認可等
出入国管理及び難民認定法、同法施行規則	上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格の変更許可、難民の認定等
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法	特別永住許可等
電子記録債権法、同法施行規則	電子債権記録業を営む者の指定、電子債権記録機関の業務規程の変更の認可等
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	監理団体の許可、技能実習計画の認定等
産業競争力強化法、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令	上場会社が「場所の定めのない株主総会」を開催可能とする旨を定款に定めるにあたっての確認
その他の法令	公益信託の引受けの許可等

5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和5年度予算での財政措置

法定受託事務名	根 拠 法 令	令和5年度予算 での財政措置
1 国民審査に関する事務	・最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条の2、第5条の3、第14条、第14条の2、第16条の2、第24条から第28条、第34条、第43条、第52条及び第53条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第5条から第7条、第10条から第13条、第15条、第16条、第19条から第21条、第26条、第28条及び第32条	
2 第一号法定受託事務の処理を争点とする国を当事者等とする訴訟を行う地方公共団体の職員に係る事務及び地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務に関する訴訟の報告に係る事務	・国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第3項並びに第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。）	
3 戸籍事務	・戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条	
4 検察審査員候補者に関する事務	・検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条から第12条まで ・検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第2条	

法定受託事務名	根拠法令	令和5年度予算 での財政措置
5 中長期在留者住居地届出等事務	・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の7第1項及び第2項（第19条の8第2項及び第19条の9第2項において準用する場合を含む。）、第19条の8第1項並びに第19条の9第1項 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項 ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第17条第1項、同条第2項及び附則第18条第2項において準用する入管法第19条の7第2項、附則第18条第1項、第27条第1項及び第5項、第28条第3項及び第4項、第29条第1項及び第3項並びに第30条第1項、同条第2項及び附則第31条第2項において準用する特例法第10条第3項並びに附則第31条第1項及び第33条 ・出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第3条 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第1条、第2条及び第4条から第6条まで ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第19条において準用する入管法施行令第3条、第22条第5項及び第23条第2項において準用する特例法施行令第1条及び第2条、第23条第1項及び第24条第4項において準用する第22条第1項、第24条第5項において準用する特例法施行令第1条及び第2条並びに第26条において準用する特例法施行令第4条	中長期在留者住居地届出等事務委託費 1,160（百万円）
6 費用徴収事務	・更生保護法（平成19年法律第88号）第98条第2項	
7 費用徴収事務	・売春防止法（昭和31年法律第118号）第31条（更生保護法第98条第2項の適用）	
8 裁判員候補者予定者名簿の調製等に関する事務	・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項及び第2項、第22条並びに第23条第4項（これらの規定を第24条第2項において準用する場合を含む。）	

7. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和5年度）

（単位：千円）

交 付 先	（項）	（目）	5 年度 予算額
更生保護法人更生保護事業振興財団	更生保護企画調整 推進費	更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業）	174,740
更生保護法人日本更生保護協会	更生保護企画調整 推進費	更生保護事業費補助金（就労支援事業）	27,176
公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権擁護推進費	人権啓発活動等補助金	42,468
市区町村	国籍等事務処理費	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,792,308
一般社団法人等	出入国管理企画調 整推進費	特定技能試験実施費補助金	47,409

8. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数(令和5年1月1日現在)

○ スタッフ弁護士・職員数(令和5年1月1日現在)

スタッフ弁護士	263人
---------	------

職員(常勤)	743人
--------	------

9. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成25年度～令和4年度）

（単位：千円）

年度 項目	収 入 額					
	運営費交付金 収入	国選弁護人確保 業務等委託費収入	寄付金収入	民事法律扶助 償還金等収入	その他	計
平成25年度	12,836,144	15,199,511	48,107	10,320,962	2,639,502	41,044,226
	12,836,144	15,685,507	113,994	10,988,496	5,655,747	45,279,888
平成26年度	15,507,094	16,066,146	36,200	10,468,638	2,338,318	44,416,396
	15,507,094	16,429,272	96,227	10,633,161	3,207,212	45,872,966
平成27年度	15,205,717	15,457,537	44,489	10,714,029	2,299,722	43,721,494
	15,205,717	16,109,876	62,763	10,610,033	3,181,421	45,169,810
平成28年度	15,117,322	15,727,315	69,214	11,300,911	2,282,806	44,497,568
	15,117,322	16,066,696	47,766	10,451,490	3,099,440	44,782,714
平成29年度	15,395,965	15,337,360	46,082	11,730,908	2,201,225	44,711,540
	15,395,965	15,478,075	42,131	10,779,691	2,887,194	44,583,056
平成30年度	15,391,457	16,840,120	45,234	12,052,639	1,445,144	45,774,594
	15,178,693	16,490,148	49,217	11,522,406	2,071,873	45,312,337
令和元年度	15,860,934	16,908,174	54,648	11,648,613	1,205,308	45,677,677
	15,508,066	16,612,715	52,628	12,091,907	1,895,456	46,160,772
令和2年度	15,820,126	16,832,521	37,985	11,933,600	1,111,604	45,735,836
	15,420,353	17,042,174	52,950	11,460,962	2,032,678	46,009,117
令和3年度	15,191,001	16,245,771	61,917	11,632,300	1,115,443	44,246,432
	15,191,001	16,945,011	48,168	11,567,269	1,881,605	45,633,054
令和4年度	15,663,505	16,791,847	45,475	11,533,640	1,492,433	45,526,900

上段：収入実績額

下段：収入予定額

（注1）その他は、日本弁護士連合会委託援助業務収入、常勤弁護士の有償事件受任による収入などである。

（注2）令和4年度収入実績額は年度途中であるため計上していない。

（注3）平成25～令和3年度の収入額は、特別会計（復旧・復興）分を含めて計上している。

10. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成25年度～令和4年度）

（単位：件）

	援助申込 件数	一般法律 相談援助件数	被災者法律 相談援助件数	援助開始 決定件数						援助不開始 決定件数	資力超過 件数	勝訴見込 なし	その他	
				金 銭 事 件	不動産 事 件	家 事 事 件	多重債務 事 件	その他						
平成 2 5 年度	177,432	273,594	0	代理援助 書類作成	109,109	13,280	2,556	32,472	54,805	5,996	1,214	516	322	376
					104,489	13,200	2,546	31,975	50,827	5,941				
					4,620	80	10	497	3,978	55				
平成 2 6 年度	178,079	282,369	0	代理援助 書類作成	107,196	13,323	2,408	33,307	52,027	6,131	1,283	539	276	468
					103,214	13,266	2,393	32,793	48,659	6,103				
					3,982	57	15	514	3,368	28				
平成 2 7 年度	176,362	286,602	0	代理援助 書類作成	111,351	12,713	2,373	35,278	55,117	5,870	1,280	579	262	439
					107,358	12,677	2,367	34,694	51,780	5,840				
					3,993	36	6	584	3,337	30				
平成 2 8 年度	180,470	298,220	9,339	代理援助 書類作成	112,460	11,763	2,334	36,186	56,599	5,578	1,194	459	298	437
					108,583	11,715	2,325	35,544	53,447	5,552				
					3,877	48	9	642	3,152	26				
平成 2 9 年度	177,056	302,551	819	代理援助 書類作成	119,048	11,828	2,246	35,915	64,015	5,044	1,014	375	240	399
					114,770	11,798	2,232	35,137	60,582	5,021				
					4,278	30	14	778	3,433	23				
平成 3 0 年度	181,282	315,423	12,905	代理援助 書類作成	119,352	10,983	2,213	36,891	64,191	5,074	937	364	225	348
					115,830	10,942	2,208	35,940	61,686	5,054				
					3,522	41	5	951	2,505	20				
令和元年度	161,394	315,917	21,962	代理援助 書類作成	115,546	10,224	2,076	36,270	61,989	4,987	959	282	135	542
					112,237	10,193	2,073	35,223	59,781	4,967				
					3,309	31	3	1,047	2,208	20				
令和 2 年度	145,595	291,843	23,119	代理援助 書類作成	109,106	9,722	1,930	35,162	56,907	5,385	949	222	115	612
					105,630	9,679	1,920	33,860	54,819	5,352				
					3,476	43	10	1,302	2,088	33				
令和 3 年度	136,788	313,742	2,044	代理援助 書類作成	106,871	8,835	1,706	34,187	56,758	5,385	981	171	81	729
					103,478	8,808	1,703	32,753	54,852	5,362				
					3,393	27	3	1,434	1,906	23				
令和 4 年度	91,581	229,752	0	代理援助 書類作成	78,134	6,095	1,237	23,792	43,440	3,570	669	134	66	469
					75,686	6,085	1,235	22,754	42,054	3,558				
					2,448	10	2	1,038	1,386	12				

（注）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

11. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成25年度～令和4年度）

（単位：千円）

年度 項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
民事法律扶助立替金	15,484,985	15,402,464	15,912,323	15,916,452	16,827,397	16,970,328	16,854,406	14,926,457	15,510,784	11,409,679
	17,806,637	17,003,230	16,274,012	15,716,530	15,925,466	16,048,750	17,312,056	16,538,203	17,006,637	17,342,716
代理援助費	15,054,956	15,020,819	15,526,508	15,545,963	16,413,488	16,638,849	16,542,732	14,609,814	15,199,008	11,183,858
	17,227,942	16,582,316	15,933,467	15,402,748	15,576,656	15,688,483	16,957,884	15,905,818	16,403,590	16,824,936
書類作成援助	430,029	381,645	385,815	370,489	413,909	331,479	311,674	316,643	311,776	225,821
	578,695	420,914	340,545	313,782	348,810	360,267	354,172	632,385	603,047	517,780

上段：決算額

下段：予算額

（注1）民事法律扶助立替金は、償還金収入（自己収入）と運営費交付金（国費）からなる。

（注2）令和4年度は、補正後予算に係る金額を計上している。

（注3）令和4年度の決算額は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績
(平成25年度～令和4年度)

【犯罪被害者支援業務の概要】

- 犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行う。
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次ぎ等)(総合法律支援法第30条第1項第8号ロ)
 - (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供(同項第8号イ)
 - (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介(同項第8号)
 - (エ) DV等被害者法律相談援助業務(同項第5号)
 - (オ) 被害者国選弁護関連業務(同項第6号の一部)
 - (カ) 被害者参加旅費等支給業務(同項第9号)



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

○ 犯罪被害者相談件数

・ 問合せ対応実績

(単位：件)

	コールセンター	地方事務所
平成25年度	11,321	14,081
平成26年度	13,137	12,695
平成27年度	13,056	13,380
平成28年度	12,014	13,825
平成29年度	13,461	12,717
平成30年度	15,145	14,035
令和元年度	15,343	11,262
令和2年度	14,309	10,768
令和3年度	15,908	12,108
令和4年度	15,539	10,485

(注) 令和4年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

・ DV等被害者法律相談援助実績

(単位：件)

	相談実施件数
平成29年度	141
平成30年度	809
令和元年度	832
令和2年度	983
令和3年度	972
令和4年度	925

(注1) 本制度は、平成30年1月から開始した。

(注2) 令和4年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

【総合法律支援法第30条第2項業務の概要】

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託により、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務を行っている。

この日本弁護士連合会委託援助業務のうち、犯罪被害者及び子どもを対象として、次の業務を行っている。

- (1) 犯罪被害者法律援助
生命、身体等一定の犯罪被害者について、被害届の提出や告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝等
- (2) 子どもに対する法律援助
児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関（主に児童相談所）との交渉代理や、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待について刑事告訴手続の代理等

○ 委託援助事業実績

	犯罪被害者	子ども
平成25年度	1,107件	170件
	107,997千円	20,415千円
平成26年度	1,305件	231件
	129,505千円	27,721千円
平成27年度	1,319件	242件
	128,866千円	29,827千円
平成28年度	1,444件	268件
	146,094千円	32,531千円
平成29年度	1,470件	334件
	163,328千円	35,679千円
平成30年度	1,625件	408件
	179,375千円	48,455千円
令和元年度	1,645件	406件
	181,836千円	52,616千円
令和2年度	1,687件	405件
	191,996千円	51,576千円
令和3年度	1,824件	490件
	203,031千円	61,281千円
令和4年度	1,418件	323件
	162,813千円	41,870千円

（注1）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

（注2）件数は援助申込の受理件数であり、金額は援助の開始時に支払われた報酬及び費用、最終時に追加支出した費用の総額である。

13. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成25年度～令和4年度）

○ 精通弁護士数

（単位：人）

平成25年 4月1日 現在	平成26年 4月1日 現在	平成27年 4月1日 現在	平成28年 4月1日 現在	平成29年 4月1日 現在	平成30年 4月1日 現在	平成31年 4月1日 現在	令和2年 4月1日 現在	令和3年 4月1日 現在	令和4年 4月1日 現在	令和5年 1月1日 現在
2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925	3,978

○ 精通弁護士紹介件数

（単位：件）

平成25年度	1,330
平成26年度	1,491
平成27年度	1,603
平成28年度	1,677
平成29年度	1,705
平成30年度	1,795
令和元年度	1,355
令和2年度	1,252
令和3年度	1,181
令和4年度	1,098

（注）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

14. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、
国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）

○ 被害者参加弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631	5,727

○ 国選被害者参加弁護士選定請求受理件数等

（単位：件）

	国選被害者参加 弁護士選定請求 受理件数	国選被害者参加 弁護士報酬等算 定件数	第一審			控訴審	上告審	国選被害者参加 弁護士報酬に対 する不服申立件 数
			簡裁	地裁	合計			
平成25年度	383	405	1	350	351	54	0	3
平成26年度	451	467	1	415	416	47	4	7
平成27年度	521	569	1	482	483	85	1	3
平成28年度	511	611	0	529	529	80	2	7
平成29年度	561	634	0	529	529	104	1	13
平成30年度	635	723	0	606	606	110	7	5
令和元年度	595	688	0	555	555	131	2	8
令和2年度	691	662	0	579	579	73	10	4
令和3年度	661	730	0	635	635	93	2	5
令和4年度	546	548	0	451	451	95	2	1

（注）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

15. 日本司法支援センターの国選弁護士契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、
国選弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）

○ 国選弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
22,550	24,055	25,218	26,370	27,667	28,585	29,297	30,160	30,897	30,950	31,494

○ 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）等

（単位：件）

	国選弁護 事件受理 件数	被疑者	被告人	国選弁護人 報酬等算定 件数	被疑者	被 告 人									国選弁護人 報酬に対す る不服申立 件数
						第 一 審					控訴審	上告審	計		
						即決	簡裁	家裁	地裁	合計					
平成 2 5 年度	132,387	72,118	60,269	126,725	69,917	703	6,591	0	43,540	50,834	4,514	1,460	56,808	318	
平成 2 6 年度	130,755	70,939	59,816	130,274	70,855	712	6,505	0	46,161	53,378	4,612	1,429	59,419	441	
平成 2 7 年度	129,897	70,393	59,504	129,404	70,467	449	5,904	0	46,763	53,116	4,459	1,362	58,937	345	
平成 2 8 年度	122,967	66,579	56,388	123,212	66,763	372	5,213	0	45,013	50,598	4,452	1,399	56,449	324	
平成 2 9 年度	117,494	63,839	53,655	117,829	63,938	619	4,875	0	42,630	48,124	4,239	1,528	53,891	286	
平成 3 0 年度	132,642	78,780	53,862	130,916	76,907	289	4,574	0	43,566	48,429	4,203	1,377	54,009	319	
令和元年度	133,155	80,145	53,010	131,894	79,867	71	3,935	0	42,463	46,469	4,121	1,437	52,027	269	
令和 2 年度	126,149	76,073	50,076	127,682	77,017	169	3,371	0	41,781	45,321	3,982	1,362	50,665	282	
令和 3 年度	118,902	72,308	46,594	120,849	72,868	121	2,823	0	39,954	42,898	3,772	1,311	47,981	238	
令和 4 年度	88,692	55,684	33,008	87,839	55,766	26	1,652	0	26,712	28,390	2,728	955	32,073	191	

（注）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

16. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成25年度～令和4年度）

○ 国選付添人契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
8,703	9,637	12,512	13,409	14,272	14,867	15,177	15,501	15,886	15,909	16,150

○ 国選付添事件受理件数等

（単位：件）

	国選付添 事件受理 件数	国選付添人 報酬等算定 件数	国選付添人報酬 に対する不服 申立件数
平成25年度	445	418	8
平成26年度	2,955	2,558	22
平成27年度	3,698	3,639	31
平成28年度	3,427	3,393	21
平成29年度	3,417	3,404	22
平成30年度	3,489	3,572	23
令和元年度	3,325	3,265	22
令和2年度	2,941	3,097	19
令和3年度	2,604	2,723	12
令和4年度	2,287	2,058	13

（注）令和4年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

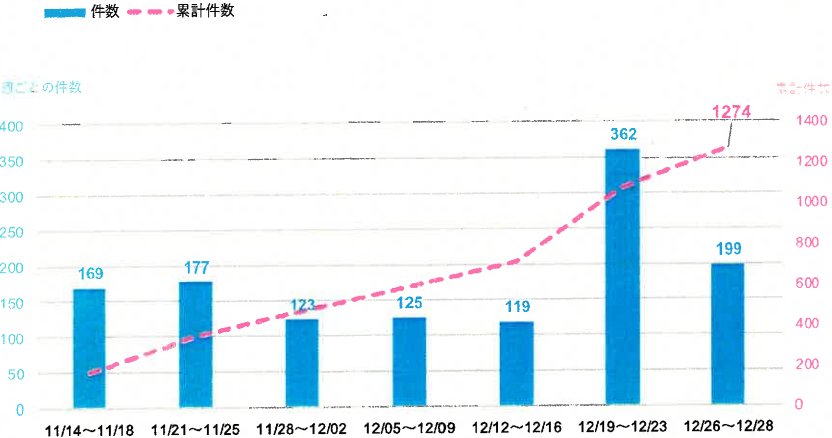
17. 日本司法支援センターによる「旧統一教会」問題に関する業務の概要及び靈感商法等対応ダイヤルにおける相談への対応状況

相談状況の分析「靈感商法等対応ダイヤル」（11月14日～12月28日）

全体の分析①

○受付相談件数

累計 1,274件



※政府では、9月5日から11月11日までの間、合同電話相談窓口を設置しており、その受付相談件数の累計は、3,817件。同月14日から、法テラスにおいてこれを継承したものの。

○相談者の年齢

【全体】

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
24人	59人	108人	185人	136人	129人	52人	10人	571人
2%	5%	8%	15%	11%	10%	4%	1%	45%

【旧統一教会のみ】

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
6人	19人	27人	78人	57人	57人	15人	5人	112人
2%	5%	7%	21%	15%	15%	4%	1%	30%

○相手方

旧統一教会	その他 (名称不明も含む)	回答なし
376件	505件	413件
29%	39%	32%

※複数の団体名が入力されていた場合には重複して計上している。

○相談者の性別

【全体】

男性	女性	その他
585人	676人	13人
46%	53%	1%

【旧統一教会のみ】

男性	女性	その他
165人	211人	0人
44%	56%	0%

○相談主体

【全体】

信者	元信者	非信者	その他 ・不明
91件	154件	353件	676件
7%	12%	28%	53%

【旧統一教会のみ】

信者	元信者	非信者	その他 ・不明
30件	85件	120件	141件
8%	23%	32%	38%

○宗教二世・三世に関する相談

【全体】

宗教二世・三世
72件

【旧統一教会のみ】

宗教二世・三世
33件

※宗教二世・三世については、相談主体の場合と、トラブルを抱えている主体の場合のいずれをも含む。

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

全体の分析②

○相談内容

【全体】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷 ・嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族 関係	⑧行政に 関する 相談	⑨その他	計
525件	23件	6件	32件	18件	279件	90件	52件	434件	1,459件

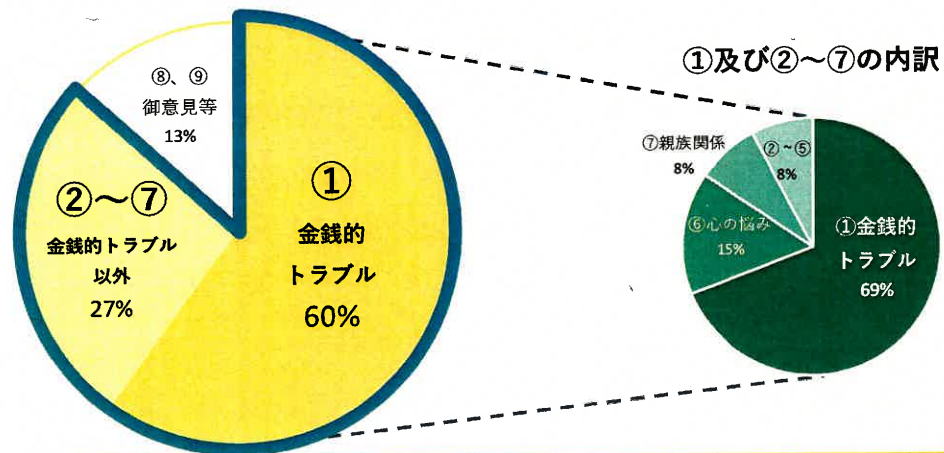
※複数入力されていた場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷 ・嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族 関係	⑧行政に 関する 相談	⑨その他	計
266件	9件	5件	6件	10件	59件	30件	17件	42件	444件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。

相談内容内訳（旧統一教会のみ）



○案内先

※複数案内することがある。

【全体】

紹介先	
日弁連フリーダイヤル	454件
法テラス（注1）	329件
弁護士（注2）	65件
よりそいホットライン	40件
法務局（人権相談）	20件
警察	19件
精神保健福祉センター	19件
消費者ホットライン	15件
個人情報保護法相談ダイヤル	12件
法務少年支援センター	11件
行政相談センター	10件
内閣官房チャットボット	3件
生活困窮者自立支援機関	3件
家庭裁判所（手続案内）	2件
ハローワーク	1件
配偶者暴力相談支援センター	1件

【旧統一教会のみ】

紹介先	
日弁連フリーダイヤル	214件
弁護士（注2）	64件
法テラス（注1）	33件
よりそいホットライン	15件
個人情報保護法相談ダイヤル	7件
法務少年支援センター	6件
精神保健福祉センター	5件
法務局（人権相談）	4件
行政相談センター	2件
生活困窮者自立支援機関	2件
内閣官房チャットボット	1件
消費者ホットライン	1件
ハローワーク	1件

（注1）法テラスが継続して対応し、資力の乏しい方に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替えの御案内等を実施

（注2）12月19日（月）から、全国統一教会被害対策弁護士会への案内開始

金銭的トラブル（全体）

○相談主体

信者	元信者	非信者	その他・不明	合計
53件	123件	160件	189件	525件
10%	23%	30%	36%	

※相談者の申告に基づく相談者自身の属性であり、トラブルを抱えている主体とは必ずしも一致しない。

○金銭支出総額

	件数	割合
10万円以下	44件	8%
100万円以下	89件	17%
1,000万円以下	151件	29%
1,000万円超	129件	25%
不明	112件	21%
計	525件	

○直近の金銭支出時期

	件数	割合
1年以内	85件	16%
3年以内	29件	6%
5年以内	37件	7%
10年以内	69件	13%
20年以内	52件	10%
20年超前	170件	32%
不明	83件	16%
計	525件	

相談例

- ・占ってもらったところ、霊がいっぱい取りついており、献金すれば悪霊が取れると言われて百万円以上献金した。
- ・両親が、宗教団体から、悪い祖先のせいで親族が病気になったのでお布施をすれば病気は完治すると言われ、数百万円以上献金した。

○金銭支出の目的（直近の支出）

寄付・献金	物品購入	役務対価	その他・不明
286件	213件	59件	90件
44%	33%	9%	14%

○原資（直近の支出）

自分の財産	家族の財産	借入	その他・不明
256件	178件	39件	114件
44%	30%	7%	19%

○勧誘態様（直近の支出）

靈感等	不退去	任意	その他・不明
325件	7件	47件	165件
60%	1%	9%	30%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。
「金銭支出の目的（直近の支出）」、「原資（直近の支出）」、「勧誘態様（直近の支出）」について、複数入力されていた場合には重複して計上している。

金銭的トラブル以外（全体）

相談例

- ・別居の妻が宗教を信仰しており、妻と同居中の息子に悪影響が懸念されるため、自分にできることはないか。
- ・宗教団体の信者である夫と脱会を約束して結婚したが、夫は脱会しておらず、離婚を考えているので相談したい。

金銭的トラブル（旧統一教会）

○相談主体

信者	元信者	非信者	その他・不明	合計
21件	78件	66件	101件	266件
8%	29%	25%	38%	

※相談者の申告に基づく相談者自身の属性であり、トラブルを抱えている主体とは必ずしも一致しない。

○金銭支出総額

	件数	割合
10万円以下	7件	3%
100万円以下	33件	12%
1,000万円以下	84件	32%
1,000万円超	86件	32%
不明	56件	21%
計	266件	

○直近の金銭支出時期

	件数	割合
1年以内	16件	6%
3年以内	7件	3%
5年以内	13件	5%
10年以内	36件	14%
20年以内	34件	13%
20年超前	130件	49%
不明	30件	11%
計	266件	

相談例

- ・宗教団体であることを隠し、占いと称して勧誘された。先祖のためと言われ、献金を承諾するまで帰宅させてもらえず、献金してしまった。その後も借金をして数百万円以上献金等しており、生活が苦しい。
- ・宗教団体であることを隠して店に連れて行かれ、献金させられた。その後に入信し、借金や保険金の解約によって総額で数百万円ほど献金した。お金を取り戻したい。

○金銭支出の目的（直近の支出）

寄付・献金	物品購入	役務対価	その他・不明
168件	142件	11件	27件
48%	41%	3%	8%

○原資（直近の支出）

自分の財産	家族の財産	借入	その他・不明
128件	107件	24件	51件
41%	35%	8%	16%

○勧誘態様（直近の支出）

靈感等	不退去	任意	その他・不明
172件	4件	21件	82件
62%	1%	8%	29%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。
「金銭支出の目的（直近の支出）」、「原資（直近の支出）」、「勧誘態様（直近の支出）」について、複数入力されていた場合には重複して計上している。

金銭的トラブル以外（旧統一教会）

相談例

- ・入信していた娘が脱会したものの、就労困難となり、精神科に通院している様子であるため、心の悩みについて相談したい。
- ・宗教団体関係者に犯罪歴があると吹聴され、友人や社会から隔絶されており、誹謗中傷の被害を受けた。

法テラス

合同電話相談窓口を法テラスが引き継ぎ、
より多くの方々のお問合せに対応します！

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可)



日本司法支援センター



靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、

まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ 経済的に**お困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

連携機関等

内閣官房	警察庁	消費者庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
選抜・ 独立	犯罪被害 支援	消費者 トラブル	行政相談	人権問題	いじめ・ 虐待	児童虐待・ 生活困窮・ 就労・心の健康	在外邦人	法的問題

お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます

警察相談専用電話

(# (シヤープ) 9110)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン

(188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが、
取り消せないか等



みんなの人権110番

(0570-003110)

人権についてのお悩み
何でも受け付けます！

- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された



行政相談「きくみみ」

(0570-090110)

どこに相談してよいかわからない
お困りごととは行政相談へ！
関係機関を案内します。



困ったら
一人で悩まず
行政相談！

行政相談デスク
「キクミミ」

在外公館、総領事館

海外にお住まいの方は、
最寄りの在外公館にお
問合せください。



日弁連無料法律相談 受付専用フリーダイヤル

(0120-254992)

靈感商法や宗教問題に
関する法的な悩み事につ
いて、弁護士が相談
をお受けします。



オンライン受付
(24時間)

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

18. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和4年度）

（単位：件）

	旅費		日当	
	請求件数	受給件数	請求件数	受給件数
平成25年度	939	813	939	803
平成26年度	2,578	2,529	2,578	2,506
平成27年度	2,594	2,526	2,594	2,531
平成28年度	2,912	2,771	2,912	2,758
平成29年度	2,685	2,687	2,685	2,701
平成30年度	3,111	2,992	3,111	3,002
令和元年度	2,818	2,760	2,818	2,761
令和2年度	2,758	2,573	2,758	2,630
令和3年度	2,977	2,831	2,977	2,816
令和4年度	1,896	2,028	1,896	2,033

（注1）本制度は、平成25年12月から開始した。

（注2）請求件数は、当該年度に裁判所から請求書の送付を受けた件数であり、受給件数は、当該年度に日本司法支援センターから送金した件数である。

（注3）令和4年度の実績は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

19. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成25年度～令和4年度）

（単位：円）

	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,998,000	1,998,000	1,102,913	895,087	2,055,000	2,055,000	1,201,931	853,069	2,055,000	2,055,000	976,429	1,078,571
検察庁	53,118,000	53,118,000	24,869,875	28,248,125	54,636,000	54,636,000	20,301,684	34,334,316	49,636,000	49,636,000	17,722,705	31,913,295
矯正官署	789,000	789,000	0	789,000	812,000	812,000	0	812,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	4,658,000	4,658,000	1,326,955	3,331,045	2,449,000	2,449,000	834,891	1,614,109	2,449,000	2,449,000	737,272	1,711,728
公安調査庁	1,536,585,000	1,536,585,000	1,535,820,767	764,233	1,595,595,000	1,595,595,000	1,595,109,034	485,966	1,626,061,000	1,626,061,000	1,625,870,483	190,517
法務省所管合計	1,597,148,000	1,597,148,000	1,563,120,510	34,027,490	1,655,547,000	1,655,547,000	1,617,447,540	38,099,460	1,680,613,000	1,680,613,000	1,645,306,889	35,306,111

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	1,557,143	497,857	2,055,000	2,055,000	1,307,393	747,607	2,055,000	2,055,000	1,336,335	718,665
検察庁	44,636,000	44,636,000	16,195,729	28,440,271	39,636,000	39,636,000	27,179,373	12,456,627	39,636,000	39,636,000	34,473,733	5,162,267
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	798,592	1,650,408	2,449,000	2,449,000	591,673	1,857,327	2,449,000	2,449,000	360,260	2,088,740
公安調査庁	1,537,492,000	1,537,492,000	1,536,796,186	695,814	1,489,471,000	1,489,471,000	1,489,304,913	166,087	1,558,210,000	1,558,210,000	1,558,116,035	93,965
法務省所管合計	1,587,044,000	1,587,044,000	1,555,347,650	31,696,350	1,534,023,000	1,534,023,000	1,518,383,352	15,639,648	1,602,762,000	1,602,762,000	1,594,286,363	8,475,637

(単位:円)

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,532,000	1,532,000	1,242,203	289,797	1,546,000	1,546,000	1,132,218	413,782	1,546,000	1,546,000	1,531,822	14,178
検察庁	40,003,000	40,003,000	28,783,447	11,219,553	40,370,000	40,370,000	23,986,931	16,383,069	40,370,000	40,370,000	14,359,029	26,010,971
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	3,008,000	3,008,000	99,100	2,908,900	3,041,000	3,041,000	33,400	3,007,600	3,041,000	3,041,000	0	3,041,000
公安調査庁	1,614,955,000	1,614,955,000	1,607,333,325	7,621,675	1,672,700,000	1,672,700,000	1,672,565,047	134,953	1,912,859,000	1,912,859,000	1,912,780,825	78,175
法務省所管合計	1,659,910,000	1,659,910,000	1,637,458,075	22,451,925	1,718,069,000	1,718,069,000	1,697,717,596	20,351,404	1,958,228,000	1,958,228,000	1,928,671,676	29,556,324

	令和4年度	
	当初予算額	補正後予算額
法務本省	1,546,000	1,546,000
検察庁	40,370,000	40,370,000
矯正官署	412,000	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000
公安調査庁	1,942,501,000	1,942,501,000
法務省所管合計	1,987,870,000	1,987,870,000

20. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和5年度）

5年度予算（案）（4年度当初予算額）

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

16,623,059千円の内数（15,663,505千円の内数）

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

100千円（100千円）

刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 被害者等に対する情報提供

25,226千円（24,426千円）

以下の制度の運用に必要な諸経費

1 全国統一の被害者等通知制度

2 被害者等に対する出所情報の通知制度

3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度

(2) 検察官等に対する研修の充実等

66,602千円（78,084千円）

検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。

(3) 犯罪被害者等のための対応強化

326千円（326千円）

捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育

47,176千円 (46,354千円)

刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。

(5) 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供

1,911千円 (1,768千円)

犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。

(6) 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等

16,623,059千円の内数 (15,663,505千円の内数)

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対する研修を実施する。

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

16,391,261千円の内数 (16,791,847千円の内数)

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための公費による弁護士選任制度を導入し、同制度の下での所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。
また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し、被害者参加旅費等の支給業務を同センターにおいて行う。

(2) 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達

1,063千円 (977千円)

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。

(3) 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実

19,836千円 (20,156千円)

犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の体制整備

102,336千円（1,508千円）

被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者の矯正処遇及び少年院在院者の矯正教育に効果的に反映させるため、犯罪被害者に関する知見を有する有識者等を招へいして開催した検討会の結果を踏まえ、本制度に関する知識を習得するための職員研修実施経費等、実効的な制度運用を実現するための体制を整備。

4 支援等の体制整備への取組

(1) 被害者等からの相談への対応

① 被害者支援員の配置

65,332千円（63,619千円）

被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。

② 被害者ホットラインの設置

1,521千円（1,521千円）

被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。

③ 刑事手続に関するパンフレット等の作成・配布等

5,159千円（4,912千円）

検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレット及び広報用動画の作成。

(2) 更生保護官署における支援等のための体制整備

75,310千円（69,912千円）

関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。

(3) 人権相談

3,553,169千円の内数（3,552,055千円の内数）

相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。

(4) 人権侵犯事件の調査・処理等

3,553,169千円の内数（3,552,055千円の内数）

人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。

(5) 相談及び情報の提供等

16,623,059千円の内数（15,663,505千円の内数）

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を提供する。

(6) 犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究

① 第6回犯罪被害実態（暗数）調査

38,877千円（0千円）

実際の犯罪発生件数等を把握するため、一定数の調査対象者に対し、犯罪被害を受けた経験の有無やその内容等を尋ねる犯罪被害実態（暗数）調査を実施する。

② 特定犯罪被害者調査

1,456千円（0千円）

精神に障害を有する犯罪被害者については、自らが遭遇した被害等を適切に申告できないまま潜在化してしまうことが多いことから、その置かれた状況等に関する実態の詳細を明らかにする。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 人権啓発活動

3,553,169千円の内数（3,552,055千円の内数）

人権週間を中心に全国各地で、講演会、座談会等の開催、広報誌への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。

21. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成25年度～令和4年度）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全職員数	51,319	51,482	51,622	52,008	52,202	52,464	53,064	53,423	53,637	53,807
うち女性数	8,530	8,894	9,249	9,521	9,397	9,802	10,237	10,729	11,381	11,793
全職員に占める女性の割合	17	17	18	18	18	19	19	20	21	22
管理職員数	5,776	5,754	5,718	5,854	6,030	6,144	6,235	6,371	6,717	6,754
うち女性数	360	359	390	419	471	531	589	652	730	775
管理職に占める女性の割合	6	6	7	7	8	9	9	10	11	11

22. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成24年度～令和3年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男性	2.7% (43) [1571]	2.7% (41) [1498]	3.2% (53) [1642]	5.2% (79) [1513]	7.2% (110) [1533]	9.1% (145) [1586]	10.8% (157) [1455]	18.2% (254) [1394]	43.1% (618) [1434]	59.1% (769) [1302]
女性	98.1% (315) [321]	100.0% (333) [333]	98.3% (350) [356]	100.3% (336) [335]	99.7% (363) [364]	101.0% (393) [389]	100.0% (352) [352]	99.2% (372) [375]	99.7% (383) [384]	109.9% (412) [375]

（注）1 （ ）は新規取得者数、[]は新規取得可能者数を表す。

（注）2 新規取得者数とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

（注）3 男性職員の新規取得可能者数とは、当該年度中に子が生まれた男性職員をいう。また、女性職員の新規取得可能者数とは、令和2年度以前は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員を、令和3年度は当該年度中に子が生まれた女性職員をそれぞれいう。

（注）4 取得率とは、新規取得可能者数に対する新規取得者数の割合をいう。なお、新規取得者数には、当該年度より前に育児休業取得可能となった職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

23. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）

組 織	非 常 勤 職 員 数 （ 令 和 4 年 7 月 1 日 現 在 ）	
		う ち 女 子 職 員 数
本省内部部局	544	194
施設等機関	3,627	1,918
地方支分部局	53,786	14,830
特別の機関（検察庁）	254	178
本 省 計	58,211	17,120
外 局	547	365
法務省合計	58,758	17,485

24. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）（令和４年度）

契約の相手方	委託内容
株式会社公文教育研究会	S I Bを活用した非行少年に対する学習支援事業（法務本省）
株式会社ＪＴＢほか１社	司法試験等実施業務（法務本省）
株式会社アール・エス・シー	電話交換業務（法務本省）
テイケイ株式会社	警備業務（法務本省）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（法務本省）
株式会社港公会計	財務書類作成支援業務（法務本省）
株式会社トーケイ	自動車運行管理業務（法務本省）
一般社団法人日本国際紛争解決センター	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託（法務本省）
日本レコードマネジメント株式会社	図書館業務（法務本省）
株式会社サイオーほか９社	警備業務（法務総合研究所ほか７庁）
株式会社サイオーほか９社	庁舎清掃業務（法務総合研究所ほか７庁）
株式会社Ｓｗｉｍｍｙ	テープ起こし業務（法務総合研究所）
イデオリンク株式会社ほか３社	研修補助等業務（法務総合研究所）
株式会社ゲート・クリエイティブほか１社	会議運営業務（法務総合研究所）
セコム株式会社ほか８１社	警備業務（東京法務局ほか４９局）
太平ビルサービス株式会社ほか１５０社	庁舎清掃業務（東京法務局ほか４９局）
太平ビルサービス株式会社ほか２３社	ボイラー運転業務（東京法務局ほか１１局）
N X キャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか１８社	供託金警備搬送業務（東京法務局ほか４８局）
日本郵便オフィスサポート株式会社ほか８社	乙号事務の包括的業務（東京法務局ほか４９局）
株式会社東京リーガルマインド	債権譲渡登記・成年後見登記事務端末オペレータ業務（東京法務局）
総合警備保障株式会社ほか１３社	警備業務（機械警備）（広島高等検察庁ほか５３庁）

契約の相手方	委託内容
株式会社クリーン工房ほか１５７社	庁舎清掃業務（大阪高等検察庁ほか５４庁）
北海道クリーン・システム株式会社ほか１社	ボイラー運転業務（函館地方検察庁ほか１庁）
日本通運株式会社ほか４社	徴収金警備運搬業務（大阪高等検察庁ほか１１庁）
キョウワプロテック株式会社ほか２社	自動車運転業務（大阪地方検察庁ほか２庁）
東神産業株式会社	電話交換業務（大阪地方検察庁）
国内ロジスティクス株式会社ほか５９社	総務系請負業務（府中刑務所ほか６４庁）
株式会社アール・エス・シーほか５２社	処遇系請負業務（府中刑務所ほか６６庁）
アデコ株式会社ほか１８社	処遇系労働者派遣業務（府中刑務所ほか２９庁）
ハウス美装工業株式会社ほか１８社	庁舎清掃業務（札幌矯正管区ほか１３庁）
株式会社ナカノ商会ほか２社	配送業務（宮城刑務所ほか２庁）
医療法人健康倶楽部ほか４６社	胸部エックス線検診業務（府中刑務所ほか５５庁）
社会復帰サポート美祢ほか１社	P F I 刑務所維持管理運営業務（美祢社会復帰促進センターほか１庁）
株式会社アール・エス・シー	公共サービス改革法を活用した総務・警備業務（静岡刑務所ほか１庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した教育・職業訓練業務（静岡刑務所ほか２庁）
エームサービス株式会社	公共サービス改革法を活用した収容関連サービス業務（給食）（大阪拘置所ほか２庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（喜連川社会復帰促進センターほか１庁）
昭島国際法務P F I 株式会社	国際法務総合センター維持管理運営業務（矯正研修所ほか４庁）
北海道セキュリティ事業協同組合ほか７８社	警備業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
株式会社トークンオリエンズほか６３社	庁舎清掃業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構ほか２４社	更生保護就労支援業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
株式会社L S I メディエンス	簡易薬物検出検査業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
更生保護法人旭川更生保護協会ほか２社	更生保護地域連携拠点事業（北海道地方更生保護委員会ほか２庁）
株式会社K S P ・ E A S T ほか８社	警備業務（東日本入国管理センターほか７庁）

契約の相手方	委託内容
株式会社 J B M 事業本部ほか 16 社	庁舎清掃業務（東日本入国管理センターほか 7 庁）
首都圏ビルサービス協同組合ほか 5 社	出国待機施設警備業務（東京出入国在留管理局ほか 5 庁）
公益財団法人入管協会ほか 4 社	インフォメーションセンター相談業務（札幌出入国在留管理局ほか 7 庁）
特定非営利活動法人国際活動市民中心ほか 1 社	多文化共生総合相談ワンストップセンター相談業務（東京出入国在留管理局ほか 1 庁）
株式会社インジェスターほか 1 社	行政手続相談業務（東京出入国在留管理局）
株式会社 F F ほか 6 社	イミグレーションアテンダント業務（札幌出入国在留管理局ほか 4 庁）
株式会社トーケイ	自動車運行管理業務（出入国在留管理庁）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会ほか 1 社	職員研修業務（出入国在留管理庁）
エクスポート・ジャパン株式会社ほか 2 社	ホームページ運営等業務（出入国在留管理庁）
株式会社パソナ	特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント運営業務（出入国在留管理庁）
特定非営利活動法人愛伝舎	在留外国人に対する必要な情報発信の強化及び生活上の困難を抱えた外国人等へのアウトリーチ支援事業（出入国在留管理庁）
株式会社シード・プランニング	在留外国人に対する基礎調査業務（出入国在留管理庁）
公益財団法人アジア福祉教育財団	ウクライナ避難民受入支援事業（出入国在留管理庁）
国際移住機関（I O M）	自主的帰国及び社会復帰支援プログラム（出入国在留管理庁）
テイケイ株式会社	警備業務（公安審査委員会）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（公安審査委員会）
テイケイ株式会社ほか 35 社	警備業務（公安調査庁ほか 8 庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか 32 社	庁舎清掃業務（公安調査庁ほか 8 庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか 17 社	ボイラー運転業務（公安調査庁ほか 5 庁）

25. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成26年度～令和5年度）

年度 区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員（案）	現在員
検 事	1,835	1,760	1,845	1,783	1,855	1,796	1,865	1,819	1,868	1,811	1,877	1,826	1,879	1,829	1,880	1,764	1,886	1,849	1,887	
副検事	899	773	899	765	899	753	899	749	899	751	879	759	879	764	879	768	879	775	879	
計	2,734	2,533	2,744	2,548	2,754	2,549	2,764	2,568	2,767	2,562	2,756	2,585	2,758	2,593	2,759	2,532	2,765	2,624	2,766	

（注） 現在員は、各年度の12月末日現在。

26. 検察官の年齢層・男女別在職状況

【検 事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
453(71)	737(166)	626(220)	124(43)	1940(500)

【副検事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
469(11)	221(19)	80(6)		770(36)

- (注) 1 () 内の数は女性を示し、内数である。
 2 令和4年1月15日現在の在職状況である。

27. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和４年度）

【検 事】

定年退官	辞職	死亡	計
3	71 (22)	2	76 (22)

【副検事】

定年退官	辞職	死亡	計
33 (1)	8	0	41 (1)

【その後の進路状況】

	検事	副検事
公正取引委員会	1	
証券取引等監視委員会	1	
簡易裁判所判事		1
家事調停委員		1
弁護士	11	
公証人	16	
民間企業	3	2

- (注) 1 令和５年４月１日までの退職見込み人員を含む。
 2 () 内の数は女性を示し、内数である。
 3 その後の進路状況については、届出の対象となっている管理職職員の数であり、その他については把握していない。

28. 検察事務に携わっていない検察官数(充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員)(裁判官出身者は内数)並びにその官職名

【充職検事職別職員人員】

職 名	人 員
官 房 長、局 長	7
司 法 法 制 部 長	1
課 長	46
室 長	2
審 議 官	4
法 規 専 門 職	45
研 究 所 長	1
研 究 所 部 長	5
研 究 所 教 官	3
部 長 等 研 究 員	2
法 務 局 長	5
法 務 局 訟 務 部 長	8
入 管 庁 次 長	1
公 安 庁 長 官	1
公 安 庁 次 長	1
公 安 庁 部 長	1
計	133

【他省庁等勤務者別】

省 庁 名 等	人 員	官 職	内 数
内閣	11 (3)	官房副長官秘書官 官房副長官補付 官房内閣参事官 法制局参事官 法制局参事官補	1 2 4 3 1
内閣府	2 (1)	独立公文書管理監 再就職等監視委員会再就職等監察官	1 1
警察庁	4	長官官房参事官 刑事局刑事企画課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課暴力団排除対策官	1 1 1 1
金融庁	8 (1)	総合政策局リスク分析総括課課長補佐 企画市場局市場課課長補佐 証券取引等監視委員会事務局次長 証券取引等監視委員会事務局市場監視総括官 証券取引等監視委員会事務局特別調査管理官 証券取引等監視委員会事務局特別調査課特別調査指導官	1 1 1 1 1 3
消費者庁	1 (1)	法制検討室副室長	1
デジタル庁	2 (1)	統括官付参事官付企画官	2
総務省	3 (2)	大臣官房参事官 自治行政局市町村課課長補佐 情報公開・個人情報保護審査会事務局審査官	1 1 1
公害等調整委員会	2 (2)	事務局審査官	2
外務省	9 (5)	大臣官房監察室監察官 大臣官房総務課監察室課長補佐 総合外交政策局課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 国際法局 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーグ条約室課長補佐	1 1 1 1 1 1 1 1 1
財務省	2 (1)	主税局参事官補佐 国際局開発政策課課長補佐	1 1
国税庁	2	課税部課税総括課審理室主任訟務専門官 徴収部徴収課長	1 1
国税局	3	東京国税局課税第一部審理官 東京国税局査察部査察審理課主任査察審理官 大阪国税局課税第一部審理官	1 1 1
国税不服審判所	10 (6)	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官 関東信越国税不服審判所国税審判官 東京国税不服審判所長 東京国税不服審判所国税審判官 大阪国税不服審判所長 大阪国税不服審判所国税審判官 名古屋国税不服審判所国税審判官 広島国税不服審判所国税審判官	1 1 1 1 2 1 1 1 1 1
文部科学省	4 (3)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	1 3
文化庁	1 (1)	宗務課専門官	1
農林水産省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室付	1 1
国土交通省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室事務官	1 1
防衛省	1	防衛監察本部統括監察官付	1
計	69 (29)		69

(注) () 内の数は裁判官出身者を示し、内数である。

29. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成25年度～令和4年度）及び配置状況

（１） 員数の推移

年度	25	26	27	28	29	30	元	-2	3	4
員数	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393

（２） 配置状況

法務大臣において、首席捜査官、次席捜査官及び統括捜査官等1,393人に対し区検察庁の検察官事務取扱を命じ、配置されている。

30. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成25年度～令和4年度）及び配置状況

年 度	任官者数	配置状況（任官時）
平成25		
26		
27		
28		
29	1	東京地方検察庁
30		
令和 元		
2		
3	2	東京地方検察庁、大阪地方検察庁
4	1	東京地方検察庁

31. 令和4年司法修習終了者（74期及び75期）の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）

【検察官志望者数】

期	志望者数	任官者数	最年少	最年長	平均年齢
74	72(28)	72(28)	23歳	30歳	26.4歳
75	71(35)	71(35)	22歳	31歳	26.2歳

（注） （ ） 内の数は女性を示し、内数である。

32. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和4年度）
検事に対する研修

令和5年1月末現在

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
新任検事研修 74期 75期	72名 71名	46日間 50日間	新たに任官した検事	検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行う。
検事一般研修 第154回	54名	16日間	任官後3年前後の検事	検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させる。
検事専門研修 第128回 第129回	41名 36名 (予定)	14日間 15日間	任官後7年ないし10年の経歴を有する検事	中堅検事として必要な捜査・処理及び裁判員裁判を中心とした公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内において中堅検事として果たすべき役割について認識を深めさせる。
医療関連事犯担当検事研修	20名	5日間	医療行為に関する専門的知識を必要とする中堅検事又は将来これらの捜査・公判に携わることが見込まれる検事	医療行為に関する専門的知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図る。
総合フォレンジック上級研修	13名 (予定)	2日間	複雑困難なサイバー事犯の捜査・公判経験を有するなど、この種事犯について指導的立場を担うことが期待される検事	特にサイバー・デジタルフォレンジック捜査能力に秀でた者の更なる能力向上と検察庁全体のサイバー・デジタルフォレンジック能力向上に向けた視座の獲得を図る。
決裁官・支部長検事セミナー	62名 (予定)	3日間	任官後15年程度以上の経歴を有し、近い将来地方検察庁の次席検事・部長等又は支部長検事に就任すると考えられる検事	地方検察庁次席検事・部長等又は支部長検事として必要な能力・素養の修得・かん養を図る。

検察運営セミナー	27名	1日間	新任検事正	検察長官として必要な行政的識見及び管理能力の習得を図る。
----------	-----	-----	-------	------------------------------

副検事に対する研修

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
副検事第1次研修 (新任副検事実務教育)	45名	42日間	新たに任官した副検事	副検事として必要な知識・技能を習得させる。
副検事第2次研修	46名	24日間	任官後4年程度を経過した副検事	中堅の副検事に、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公判維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させる。
副検事第3次研修	33名	13日間	任官後11年程度を経過した副検事	検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養する。

33. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）

【法務本省】

	局長	部長	課長	参事官	局付等
大臣官房		2	1	3	1
司法法制部		1		1	3
民事局	1		3	7	19
刑事局					2
人権擁護局					1
訟務局	1		3	1	16

【法務総合研究所】

	教官
法務総合研究所	5

【法務局・地方法務局】

	局長	部長	部付
東京法務局		1	8
大阪法務局	1	1	6
名古屋法務局		1	1
広島法務局		1	1
福岡法務局		1	2
仙台北法務局		1	1
札幌法務局			1
高松法務局			1

【検察庁】

	検事
東京地方検察庁	0

（令和5年2月1日現在）

34. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和4年）

氏名	略歴	勤務状況 (令和4年)	
		月	日数
井上正仁	昭和24年2月20日生 東京大学法学部卒業 東京大学法学部助教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授	R4 1	7
		2	6
		3	9
		4	11
		5	8
		6	12
		7	11
		8	5
		9	11
		10	11
		11	12
		12	11
寺田逸郎	昭和23年1月9日生 東京大学法学部卒業 東京大学法学部助教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授 東京大学法学部教授	R4 1	5
		2	7
		3	6
		4	7
		5	3
		6	9
		7	6
		8	6
		9	8
		10	7
		11	7
		12	8

35. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成26年～令和5年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人数の推移（平成26年～令和5年）

（1）外国法事務弁護士の原資格国別人員の推移

原資格国	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
アメリカ合衆国 ニューヨーク州	103	106	110	111	105	110	106	111	121	117
アメリカ合衆国 カリフォルニア州	47	46	49	52	52	55	57	57	59	57
アメリカ合衆国 ハワイ州	17	16	16	16	16	16	16	16	15	13
アメリカ合衆国 コロンビア特別区	12	12	12	10	10	11	14	17	17	17
アメリカ合衆国 イリノイ州	9	10	10	10	8	8	9	10	8	8
アメリカ合衆国 バージニア州	7	6	6	4	5	4	5	4	4	4
アメリカ合衆国 マサチューセッツ州	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
アメリカ合衆国 ワシントン州	1	1	2	2	2	3	3	2	2	2
アメリカ合衆国 ニュージャージー州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ノースカロライナ州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ジョージア州	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
アメリカ合衆国 フロリダ州	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0
アメリカ合衆国 テキサス州	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 コネティカット州	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ルイジアナ州	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
アメリカ合衆国 オレゴン州	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
アメリカ合衆国 メリーランド州	1	1	2	1	1	0	0	0	0	1
アメリカ合衆国 コロラド州	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ミズーリ州	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
アメリカ合衆国 テネシー州	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ユタ州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
アメリカ合衆国 オハイオ州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
連合王国（イギリス）	71	67	65	78	80	72	77	72	70	69
中華人民共和国	32	33	35	36	40	44	45	47	50	48
オーストラリア ニューサウスウェールズ州	13	15	15	16	15	15	15	17	16	18
オーストラリア ビクトリア州	3	1	2	4	4	5	8	7	7	8
オーストラリア 西オーストラリア州	1	1	2	3	3	3	2	3	2	1
オーストラリア クインズランド州	4	3	3	3	3	3	3	5	6	6
オーストラリア 首都特別地域	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
ドイツ連邦共和国	6	6	6	6	10	10	11	13	13	13
カナダ オンタリオ州	3	4	5	5	5	6	6	5	5	3
カナダ ブリティッシュコロンビア州	6	5	4	4	4	4	4	3	3	3
フランス共和国	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7
シンガポール共和国	2	2	3	4	4	5	3	3	3	3
ニュージーランド	2	2	2	2	3	4	4	4	3	3
フィリピン共和国	2	2	3	4	4	4	4	5	5	5
インド	3	4	4	3	4	4	6	7	7	9
香港	6	4	3	3	3	3	2	3	3	4
ブラジル連邦共和国	5	5	5	5	4	3	3	3	3	3
台湾	0	1	1	2	2	3	5	4	2	3
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア共和国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0

パラグアイ共和国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大韓民国	2	1	1	1	1	1	2	3	3	3
ロシア連邦	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
ベルギー王国	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
スリランカ民主社会主義共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	387	381	392	412	413	422	436	448	456	452

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2014年版～2022年版）。ただし、令和5年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

(2) 都道府県別事務所数

都道府県	事務所数
東京	189 (422)
岩手	1 (1)
茨城	1 (1)
神奈川	3 (3)
岐阜	1 (1)
静岡	1 (1)
愛知	5 (5)
京都	1 (1)
大阪	8 (9)
兵庫	3 (3)
福岡	5 (5)
合計	218 (452)

注1：令和5年2月2日現在（日本弁護士連合会ウェブサイト弁護士検索結果をもとに法務省作成）

注2：（ ）は外国法事務弁護士数。

(3) 外国法事務弁護士の国籍別人数の推移

国籍	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
アメリカ合衆国	136	137	144	141	132	143	147	151	155	149
日本国	76	73	79	83	83	83	87	91	96	93
連合王国（イギリス）	49	44	41	52	54	46	48	44	42	40
中華人民共和国	32	33	35	36	40	44	45	47	50	51
オーストラリア	30	28	30	31	26	28	29	30	29	29
カナダ	18	18	16	16	17	18	17	16	17	16
ドイツ連邦共和国	8	9	10	9	14	14	15	17	18	19
ニュージーランド	3	3	3	4	5	7	7	7	7	8
フランス共和国	6	6	6	7	6	6	7	7	7	7
シンガポール共和国	4	3	4	5	5	6	4	4	4	4
インド	4	5	5	4	5	5	7	8	8	10
フィリピン共和国	2	2	3	4	4	4	4	5	5	5
台湾	0	2	1	4	3	4	6	5	3	3
ブラジル連邦共和国	5	5	5	5	4	3	3	3	3	3
大韓民国	2	1	1	1	3	3	3	5	3	4
アイルランド	2	3	2	1	1	3	3	3	2	2
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
オランダ王国	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0
ポーランド共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア共和国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
ブルガリア共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サモア独立国	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
パラグアイ共和国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
ギリシャ共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ベルギー王国	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
スウェーデン王国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
マルタ共和国	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
ロシア連邦	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
アイスランド	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スリランカ民主社会主義共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	389	385	398	417	416	429	442	455	463	459

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2014年版～2022年版）。ただし、令和5年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

36. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成26年～令和5年）

年	承認		特定外国法指定	
	申請件数	承認数	申請件数	指定数
平成26年	32	40	2	4
平成27年	38	34	5	4
平成28年	37	42	4	6
平成29年	38	30	3	2
平成30年	48	47	13	10
平成31年・令和元年	40	44	12	14
令和2年	36	30	6	7
令和3年	30	31	1	2
令和4年	40	24	6	3
令和5年	5	3	0	1
合 計	344	325	52	53

注：各年1月1日から12月31日までの間（ただし、令和5年は1月1日から2月1日までの間）にされた承認申請、承認、特定外国法指定申請及び指定各総数である。

37. 司法試験合格者の受験回数別・既修者未修者予備試験合格者別・年齢別・男女別人数・平均年齢・合格率の推移（平成25年～令和4年）及び令和4年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

（1）司法試験合格者の受験回数別人数の推移

年 \ 受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	合計
平成25年	1,198	524	327	－	－	2,049
平成26年	1,059	427	324	－	－	1,810
平成27年	920	505	267	158	－	1,850
平成28年	867	333	206	124	53	1,583
平成29年	870	292	180	140	61	1,543
平成30年	862	269	187	134	73	1,525
令和元年	884	282	139	108	89	1,502
令和2年	960	222	126	85	57	1,450
令和3年	1,024	173	101	76	47	1,421
令和4年	1,046	180	88	47	42	1,403

（注）「受験回数」については、司法試験法第4条第1項に基づくものである。

(2) 司法試験合格者の既修者未修者予備試験合格者別人数の推移

年	既修・未修	既修者	未修者	予備試験合格者	合計
平成25年		1,209	720	120	2,049
平成26年		1,121	526	163	1,810
平成27年		1,133	531	186	1,850
平成28年		951	397	235	1,583
平成29年		922	331	290	1,543
平成30年		833	356	336	1,525
令和元年		901	286	315	1,502
令和2年		828	244	378	1,450
令和3年		829	218	374	1,421
令和4年		790	218	395	1,403

(3) 司法試験合格者の年齢別人数の推移

年	年齢	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
平成25年		0	178	1,344	302	141	56	20	6	2	0	0	0	2,049
平成26年		0	198	1,202	192	133	50	19	11	4	0	1	0	1,810
平成27年		0	159	1,173	255	129	69	30	18	11	3	3	0	1,850
平成28年		0	223	1,005	182	80	44	26	14	5	2	2	0	1,583
平成29年		0	224	916	177	108	60	24	15	13	5	0	1	1,543
平成30年		1	257	877	191	71	51	34	18	15	9	1	0	1,525
令和元年		0	230	888	161	95	41	50	22	8	6	1	0	1,502
令和2年		0	303	821	143	52	54	35	16	13	9	4	0	1,450
令和3年		1	336	768	133	63	48	23	30	10	7	2	0	1,421
令和4年		2	346	747	122	62	51	26	22	11	10	4	0	1,403

(注)「年齢」については、各年の12月31日現在である。

(4) 司法試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成25年		1,572	477	2,049
平成26年		1,402	408	1,810
平成27年		1,451	399	1,850
平成28年		1,212	371	1,583
平成29年		1,228	315	1,543
平成30年		1,150	375	1,525
令和元年		1,136	366	1,502
令和2年		1,083	367	1,450
令和3年		1,026	395	1,421
令和4年		1,014	389	1,403

(5) 司法試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢
平成25年	28.4
平成26年	28.2
平成27年	29.1
平成28年	28.3
平成29年	28.8
平成30年	28.8
令和元年	28.9
令和2年	28.4
令和3年	28.3
令和4年	28.3

(6) 司法試験の合格率の推移

年	合格率
平成25年	26.77%
平成26年	22.58%
平成27年	23.08%
平成28年	22.95%
平成29年	25.86%
平成30年	29.11%
令和元年	33.63%
令和2年	39.16%
令和3年	41.50%
令和4年	45.52%

(7) 令和4年司法試験における受験者の受験回数別人数

年	受験回数					
	1回	2回	3回	4回	5回	合計
令和4年	1,633	568	367	290	224	3,082

(8) 令和4年司法試験における受験者の法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

既修・未修 修了年度	既修者	未修者	合計
平成29年度	120	187	307
平成30年度	148	168	316
令和元年度	165	153	318
令和2年度	326	194	520
令和3年度	897	319	1,216

38. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移(平成25年～令和4年)

(1) 司法試験予備試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成25年		307	44	351
平成26年		319	37	356
平成27年		354	40	394
平成28年		334	71	405
平成29年		363	81	444
平成30年		352	81	433
令和元年		391	85	476
令和2年		367	75	442
令和3年		365	102	467
令和4年		399	73	472

(2) 司法試験予備試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢
平成25年	27.7
平成26年	27.2
平成27年	27.4
平成28年	26.2
平成29年	26.9
平成30年	27.4
令和元年	26.0
令和2年	25.9
令和3年	26.3
令和4年	27.7

(3) 司法試験予備試験合格者の大学生数の推移

年	大学生数	大学生数
平成25年		107
平成26年		114
平成27年		156
平成28年		178
平成29年		214
平成30年		170
令和元年		250
令和2年		243
令和3年		252
令和4年		196

(4) 司法試験予備試験合格者の法科大学院生数の推移

年	法科大学院生数	法科大学院生数
平成25年		162
平成26年		165
平成27年		137
平成28年		153
平成29年		107
平成30年		148
令和元年		115
令和2年		95
令和3年		99
令和4年		124

(5) 司法試験予備試験の合格率の推移

年	合格率
平成25年	3.81%
平成26年	3.44%
平成27年	3.81%
平成28年	3.88%
平成29年	4.13%
平成30年	3.89%
令和元年	4.04%
令和2年	4.17%
令和3年	3.99%
令和4年	3.63%

(注1) 本データは、出願者の自己申告によるものである(合格率を除く。)

(注2) 「平均年齢」については、各年の12月31日現在である(ただし、令和2年のみ令和3年1月31日現在。)

(注3) 「大学生数」及び「法科大学院生数」については、試験実施前年度の出願時現在である。

39. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成25年度～令和4年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和4年度）

① 公証人の任免状況

年 度	定 員	現在員	年齢別内訳 (上段から) 60歳以下 61歳～65歳 66歳以上	前職別内訳 (上段から) 判 事 検 事 法務事務官等
平成25年度	671人	501人	68人 (13.6%) 277人 (55.3%) 156人 (31.1%)	142人 (28.4%) 193人 (38.5%) 166人 (33.1%)
平成26年度	671人	498人	63人 (12.7%) 290人 (58.2%) 145人 (29.1%)	139人 (27.9%) 193人 (38.8%) 166人 (33.3%)
平成27年度	671人	498人	67人 (13.5%) 276人 (55.4%) 155人 (31.1%)	139人 (27.9%) 193人 (38.8%) 166人 (33.3%)
平成28年度	669人	497人	66人 (13.3%) 268人 (53.9%) 163人 (32.8%)	139人 (28.0%) 194人 (39.0%) 164人 (33.0%)
平成29年度	669人	495人	59人 (11.9%) 268人 (54.1%) 168人 (33.9%)	136人 (27.5%) 196人 (39.6%) 163人 (32.9%)
平成30年度	678人	500人	59人 (11.8%) 225人 (45.0%) 216人 (43.2%)	140人 (28.0%) 201人 (40.2%) 159人 (31.8%)
令和元年度	678人	502人	61人 (12.2%) 264人 (52.6%) 177人 (35.3%)	141人 (28.1%) 203人 (40.4%) 158人 (31.5%)

令和 2 年度	678人	504人	63人 (12.5%)	139人 (27.6%)
			266人 (52.8%)	205人 (40.7%)
			175人 (34.7%)	160人 (31.8%)
令和 3 年度	678人	501人	58人 (11.6%)	138人 (27.5%)
			276人 (55.1%)	202人 (40.3%)
			167人 (33.3%)	161人 (32.1%)
令和 4 年度	678人	506人	58人 (11.5%)	138人 (27.3%)
			271人 (53.6%)	205人 (40.5%)
			177人 (35.0%)	163人 (32.2%)

(注) いずれも、各年度の 1 2 月 1 日を基準日とした。

② 指定公証人の数

5 0 6 人 (令和 4 年 1 2 月 1 日現在)

40. 登記所数の推移（平成8年～令和5年1月1日現在）、令和4年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画

1 登記所適正配置実施状況

- ・登記所は、明治中期に、利用者が1日で往復することができるように、全国に数多く配置された。
- ・昭和30年代から、法務省は、登記所の適正配置に取り組んできた。（注①）
- ・昭和47年9月、民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け、以後、この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の統合を中心として統合を行った。（注②）

年 度	昭和30年	昭和46年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
登記所数(庁)	2,085	1,769	1,021	992	938	895	855	823	783	727	683
備 考	注①	注②	注③								

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
634	582	550	510	490	461	445	434	428	426	420

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年1月1日現在
418	417	416	416	416	414	414	414

（注）令和4年までの登記所数は4月1日現在

2 令和4年度の法務局・地方法務局の支局・出張所適正配置状況

- ・該当なし

3 今後の登記所適正配置

- ・平成5年7月、総務庁から登記の行政監察に基づき「統廃合基準の見直しを行うとともに、当該基準に基づき全国的な統廃合計画を策定し、その計画に従って統廃合を一層推進すること」との勧告を受けた。
- ・平成7年7月4日、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申を受けた。（注③）
- ・平成8年12月25日の閣議決定（「行政改革プログラム」）において、「引き続き、省庁の内部部局の改革・合理化を進めるとともに、（一部省略）法務局・地方法務局の出張所、（一部省略）の整理統合など附属機関及び地方支分部局についても改革・合理化を進める。」こととされた。
- ・平成11年1月26日に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月27日には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により法務局及び地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）の概ね半分程度までの縮減を図ることとされた。

ととされた。

- ・平成16年12月24日の閣議決定（「今後の行政改革の方針」）において、「法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める」こととされた。
- ・平成18年6月30日の閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）において、定員削減の取組の一つとして、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合が列举された。
- ・今後も、民事行政審議会の答申にかかる登記所の適正配置の基準に基づき、引き続き必要な登記所の適正配置を実施することとしている。
- ・なお、統合によって住民の利便を低下させないための対策として、廃止登記所が所在していた地域における登記事項証明書等発行請求機を設置したり、登記事項証明書等の郵送・オンライン請求及び登記の郵送・オンライン申請を積極的に推進している。

（参考）登記所の適正配置の基準（平成7年7月4日民事行政審議会答申）

ア 原則として、一つの広域市町村圏に一つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）

ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合

a 登記申請事件数15,000件未満

b 隣接登記所への所要時間概ね30分以内

イ 一つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合

ウ 広域市町村圏が設定されていない地域（大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。）は、アの基準に準ずる。

41. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和４年４月１日現在）
及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和５年度）

（１）法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和４年４月１日現在）

局 名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
東 京	63,243	14,291	48,952
横 浜	76,603	6,722	69,881
さいたま	140,114	26,818	113,296
千 葉	223,670	25,692	197,978
水 戸	268,864	198,580	70,284
宇都宮	149,242	60,234	89,008
前 橋	148,707	86,440	62,267
静 岡	212,806	86,775	126,031
甲 府	78,201	55,271	22,930
長 野	251,959	158,650	93,309
新 潟	351,640	165,213	186,427
大 阪	54,381	8,609	45,772
京 都	114,666	21,497	93,169
神 戸	239,302	98,351	140,951
奈 良	59,670	29,354	30,316
大 津	97,645	36,044	61,601
和歌山	128,908	112,674	16,234
名 古 屋	207,917	46,884	161,033
津	142,109	35,479	106,630
岐 阜	167,085	64,518	102,567
福 井	114,741	25,291	89,450
金 沢	105,129	43,205	61,924
富 山	102,690	33,044	69,646
広 島	242,529	165,954	76,575
山 口	168,895	120,098	48,797
岡 山	235,516	211,593	23,923
鳥 取	120,973	62,246	58,727
松 江	167,074	124,054	43,020

局 名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
福 岡	179,728	107,791	71,937
佐 賀	120,613	118,592	2,021
長 崎	132,429	111,786	20,643
大 分	173,791	96,708	77,083
熊 本	170,472	149,197	21,275
鹿児島	183,469	142,965	40,504
宮 崎	123,078	84,777	38,301
那 覇	50,543	43,301	7,242
仙 台	170,087	139,107	30,980
福 島	289,352	221,995	67,357
山 形	180,522	91,644	88,878
盛 岡	199,480	158,797	40,683
秋 田	194,707	135,593	59,114
青 森	97,211	89,204	8,007
札 幌	72,863	43,029	29,834
函 館	22,833	15,403	7,430
旭 川	54,374	33,991	20,383
釧 路	44,939	26,545	18,394
高 松	74,868	66,299	8,569
徳 島	77,077	55,470	21,607
高 知	175,897	93,836	82,061
松 山	134,207	117,843	16,364
合 計	7,356,819	4,267,454	3,089,365

（２）登記所備付地図整備計画関連予算政府案（法務省・令和５年度）

登記所備付新規地図作成経費 4,619百万円

内 訳 従来型作業 3,397百万円
大都市型作業 790百万円
震災復興型作業 432百万円

42. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和5年度）

- 相続登記の促進関連経費 令和5年度予算政府案（法務省所管） 1, 551百万円（①+②+③+④）
近時、登記上の所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、各種公共事業における迅速な用地取得などに支障を来している問題、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされていることを踏まえ、所有者とその所在の明確化を図るため、相続登記の促進に取り組む必要がある。
- 1 長期相続登記等未了土地の解消
長期間相続登記等が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進を図る。
705百万円・・・①
- 2 表題部所有者不明土地の解消
変則型登記がされた土地（表題部所有者不明土地）について、登記官の調査を補充するために所有者等探索委員に必要な調査を行わせ、調査の結果を登記簿に反映させるとともに、調査の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする。
363百万円・・・②
- 3 法定相続情報証明制度等の円滑な運用等
法定相続情報証明制度及び遺言書保管制度を安定的に運用をすることにより、相続手続の円滑化・相続登記の促進を図る。
474百万円・・・③
[法定相続情報証明制度実施経費 353百万円
遺言書保管事務処理経費 121百万円]
- 4 民法及び不動産登記法の改正
所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、当該土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から、民法・不動産登記法等の改正に基づく新制度を国民に周知する。
9百万円・・・④

43. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和4年12月末）

種 別	現存会社数(令和4年12月末)
総 数	3,915,200
株式会社	2,056,600
100万円未満	177,600
100万円以上－1000万円未満	995,000
1000万円以上－5000万円未満	782,800
5000万円以上－1億円未満	66,500
1億円以上－3億円未満	21,600
3億円以上－5億円未満	5,600
5億円以上－10億円未満	1,600
10億円以上－50億円未満	3,400
50億円以上	2,200
合名会社	18,000
合資会社	88,600
合同会社	284,800
特例有限会社	1,467,000

※1 現存会社数は、登記記録上の会社（本店）数を調査した結果である。

※2 「特例有限会社」とは、旧有限会社法の規定による有限会社であつて、会社法の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。

※3 現存会社数の表示は、下二桁を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

44. 株式会社の合併数の推移（平成24年度～令和3年度）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
663	614	594	560	565	457	453	410	332	297

※ 合併数は、「合併による設立」及び「合併による資本金の額の増加」の登記件数を計上したものである。
 なお、資本金の額の増加を伴わない合併は計上していない。

45. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成25年～令和4年）

年 別	動産譲渡登記の件数	登記申請にかかる 動 産 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成25年	4,035	37,220	2,915	5,798	38,273千円
平成26年	5,851	20,931	3,205	9,035	40,410千円
平成27年	7,734	18,888	3,666	11,453	50,547千円
平成28年	7,894	85,793	3,758	10,765	56,867千円
平成29年	7,769	48,674	4,020	9,759	55,332千円
平成30年	8,296	22,710	3,986	10,107	51,024千円
令和元年	8,991	22,982	3,662	9,645	53,036千円
令和2年	8,850	19,231	3,439	9,348	50,338千円
令和3年	7,417	19,085	3,867	8,455	44,599千円
令和4年	7,308	26,139	3,785	7,439	41,242千円

年 別	債権譲渡登記の件数	登記申請にかかる 債 権 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成25年	30,382	74,065,822	473,152	78,736	276,909千円
平成26年	31,647	62,815,763	421,014	60,069	267,223千円
平成27年	33,356	74,008,261	334,326	61,519	250,406千円
平成28年	34,406	53,357,812	246,886	79,352	234,044千円
平成29年	34,850	48,139,745	166,373	61,082	202,774千円
平成30年	38,781	53,060,922	134,970	61,788	202,933千円
令和元年	37,342	47,603,772	137,855	66,843	210,234千円
令和2年	36,221	51,873,300	140,639	76,189	200,995千円
令和3年	33,329	54,744,929	146,981	65,763	193,079千円
令和4年	34,315	45,412,871	152,096	56,991	194,800千円

- ・動産譲渡登記の件数欄には、動産譲渡登記及び抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・債権譲渡登記の件数欄には、債権譲渡登記、質権設定登記及びこれらの抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・登記事項概要証明書及び登記事項証明書欄には、交付通数を計上した。
- ・手数料収入額欄には、登記申請及び証明書交付請求に係る手数料を計上した（動産譲渡登記申請及び債権譲渡登記申請については登録免許税）。

46. 登記事項証明書の交付請求件数(請求の方式<窓口、オンライン>別)、及び個別手数料と収入額(平成24年度～令和3年度)

登記事項証明書の交付等請求件数(請求の方式(窓口、オンライン)別)及び収入額(平成24年度～令和3年度)

	登記事項証明書の 交付等請求件数	内 訳		収 入 額
		窓 口	オンライン	
平成24年度	56,478,546	43,787,729	12,690,817	26,027,790,200
平成25年度	57,894,992	44,404,770	13,490,222	22,868,584,100
平成26年度	56,732,141	43,263,640	13,468,501	22,039,885,980
平成27年度	55,218,213	42,024,234	13,193,979	21,148,168,120
平成28年度	53,297,846	40,310,730	12,987,116	20,391,541,460
平成29年度	51,824,289	38,926,549	12,897,740	19,584,376,860
平成30年度	51,398,139	38,445,457	12,952,682	19,156,649,180
令和元年度	49,955,422	36,774,803	13,180,619	18,598,811,860
令和2年度	49,613,278	36,505,604	13,107,674	18,658,476,970
令和3年度	48,433,899	34,638,651	13,795,248	18,076,069,970

※登記事項証明書の交付請求件数の単位は通数です。

※収入額の単位は円です。

※登記事項証明書のオンラインによる請求の制度は平成17年3月7日から導入されたものです。

※不動産登記等及び商業・法人登記に係る件数等を計上しています。

個別手数料

	手 数 料 額	
登記事項証明書(代表者事項証明書を含む。), 登記簿の謄抄本の交付	1 通	600円
登記事項証明書の窓口交付(オンライン請求)	1 通	480円

47. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額(平成24年度～令和3年度)

種 別		全部事項	所有者事項	地図	図面(土地)	図面(建物)	商業・法人	債権譲渡	動産譲渡	計
単 価(H24)		¥380	¥130	¥410	¥410	¥410	¥380	¥170	¥170	
単 価(H25～)		¥320		¥350	¥350	¥350	¥320	¥130	¥130	
平成24年度	件 数	61,609,564	9,882,640	7,665,861	1,951,242	937,199	5,561,030	147,785	75,891	87,831,212
	手数料額	23,411,634,320	1,284,743,200	3,143,003,010	800,009,220	384,251,590	2,113,191,400	25,123,450	12,901,470	31,174,857,660
平成25年度	件 数	68,079,299	12,857,755	9,272,360	3,465,615	1,691,208	6,313,241	186,015	114,067	101,979,560
	手数料額	21,785,375,680	1,671,508,150	3,245,326,000	1,212,965,250	591,922,800	2,020,237,120	24,181,950	14,828,710	30,566,345,660
平成26年度	件 数	73,386,628	15,333,801	10,569,600	4,149,026	2,181,847	6,988,311	235,179	160,100	113,004,492
	手数料額	23,483,720,960	1,993,394,130	3,699,360,000	1,452,159,100	763,646,450	2,236,259,520	30,573,270	20,813,000	33,679,926,430
平成27年度	件 数	77,418,845	17,194,557	11,477,099	4,734,447	2,550,210	7,683,970	269,071	182,730	121,510,929
	手数料額	24,774,030,400	2,235,292,410	4,016,984,650	1,657,056,450	892,573,500	2,458,870,400	34,979,230	23,754,900	36,093,541,940
平成28年度	件 数	82,345,248	18,841,962	12,617,293	5,256,230	2,843,560	8,495,645	307,837	204,757	130,912,532
	手数料額	26,350,479,360	2,449,455,060	4,416,052,550	1,839,680,500	995,246,000	2,718,606,400	40,018,810	26,618,410	38,836,157,090
平成29年度	件 数	85,453,459	19,325,202	13,419,999	5,689,739	2,985,975	9,102,358	344,448	214,677	136,535,857
	手数料額	27,345,106,880	2,512,276,260	4,696,999,650	1,991,408,650	1,045,091,250	2,912,754,560	44,778,240	27,908,010	40,576,323,500
平成30年度	件 数	86,710,383	20,186,131	14,148,916	6,086,356	3,182,795	9,505,585	408,548	234,205	140,462,919
	手数料額	27,747,322,560	2,624,197,030	4,952,120,600	2,130,224,600	1,113,978,250	3,041,787,200	53,111,240	30,446,650	41,693,188,130
令和元年度	件 数	85,416,676	20,495,546	13,770,416	6,138,733	3,174,908	9,964,533	456,126	251,045	139,667,983
	手数料額	27,333,336,320	2,664,420,980	4,819,645,600	2,148,556,550	1,111,217,800	3,188,650,560	59,296,380	32,635,850	41,357,760,040
令和2年度	件 数	84,292,020	20,820,070	13,605,291	6,117,412	3,079,025	10,616,005	483,493	254,633	139,267,949
	手数料額	26,973,446,400	2,706,609,100	4,761,851,850	2,141,094,200	1,077,658,750	3,397,121,600	62,854,090	33,102,290	41,153,738,280
令和3年度	件 数	89,133,059	27,240,620	14,538,492	6,718,055	3,412,459	14,682,927	497,218	261,581	156,484,411
	手数料額	28,522,578,880	3,541,280,600	5,088,472,200	2,351,319,250	1,194,360,650	4,698,536,640	64,638,340	34,005,530	45,495,192,090

48. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成24年～令和3年）

（単位：人）

事項 年	帰化許可申請者数	帰化許可者数				帰化不許可者数
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	
平成24年	9,940	10,622	5,581	3,598	1,443	457
平成25年	10,119	8,646	4,331	2,845	1,470	332
平成26年	11,337	9,277	4,744	3,060	1,473	509
平成27年	12,442	9,469	5,247	2,813	1,409	603
平成28年	11,477	9,554	5,434	2,626	1,494	607
平成29年	11,063	10,315	5,631	3,088	1,596	625
平成30年	9,942	9,074	4,357	3,025	1,692	670
令和元年	10,457	8,453	4,360	2,374	1,719	596
令和2年	8,673	9,079	4,113	2,881	2,085	900
令和3年	9,562	8,167	3,564	2,526	2,077	863
総計	105,012	92,656	47,362	28,836	16,458	6,162

※申請から許可（不許可）までの期間は、申請者の国籍や身分関係等により異なるが、許可するに問題ない事案であれば、申請してから6か月ないし10か月程度である。

49. 主要国における重国籍の取扱い

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
日本	○			国籍法第11条第1項	可
アメリカ合衆国		○		移民及び国籍法 第301条、349条	可
オーストラリア		○		市民権法 第18条	可
カナダ		○		市民権法 第9条	可
イギリス		○		国籍法 第12条、第13条	可
フランス		○		国籍法 第19条、87条、88条	可
ドイツ	○ (成年者)		○ (未成年者)	国籍に関する法律 第19条、25条、26条 (注) 未成年者はドイツ後見裁判所の離脱の許可を要する。ただし、その両親又は単独の親権者たる一方の親とともに帰化するときはこの限りでない。	可

イタリア		○		国籍法 外国に帰化しても自動的に喪失しない。 他国籍を有するイタリア国籍者が意思表示 を行い、海外での住民登録の維持又は転出届 の提出により、イタリア国籍を離脱すること は可能（外務省回答）。	可
スウェーデン			○	国籍法 第15条	可
スイス			○	国籍法 第42条、43条、44条	可
メキシコ			○	メキシコ憲法第30、32及び37条を改正 する大統領令第30、32、37条 国籍法 第27条、32条	可
中華人民共和国	○			国籍法 第3条、9条	可
韓国	○			国籍法 第15条	可
インド	○			市民権法 9条	可
フィリピン		○		帰化等によりフィリピン以外の国の国籍を 取得したフィリピン人は、フィリピン共和国 法第9225号により、フィリピンの市民権 をそのまま保持できる（外務省回答）。	可

インドネシア	○ (成年者)		国籍法 第23条a、第25条 (注) 両親の国籍喪失は、18歳未満又は未婚の子に対して自動的に効力を及ぼさない。	可
シンガポール		○	憲法 第128条、130条、134条	可
アルゼンチン			新市民権法及び帰化法 (注) 外国に帰化してもアルゼンチン国籍は喪失しない。	否
ブラジル			憲法 (注) 国籍の離脱、放棄を認める法令はない。	否

※関係法令等については、令和4年9月時点で確認できたものであるため、現時点において変更されている可能性がある。

50. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成25年度～令和4年度）

（金額単位：千円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事件数	9,660件	9,112件	10,283件	10,757件	11,973件	12,809件	15,274件	15,702件	16,660件	15,500件
費 用	421,659	361,651	375,476	375,419	384,333	409,888	493,297	523,144	523,157	486,731

（注）本表は、予算件数・額に基づいて作成したものである。

51. 捜査通訳の確保状況（令和５年１月現在、言語別）

検察庁における言語別通訳人登録人数（令和５年１月現在。いずれも速報値。）

（単位：人）

登録総数	5,211
中国語（北京語、広東語等）	1,104
英語	679
ベトナム語	387
韓国語	328
スペイン語	270
ポルトガル語	264
タガログ語	242
タイ語	187
ロシア語	134
インドネシア語	118
その他の言語	1,498
通訳人実数	3,918

注１ その他の言語には、ペルシア語、ウルドゥー語、ベンガル語、パンジャビ語、ミャンマー語、シンハリ語、ドイツ語、トルコ語、フランス語、ヒンディー語等がある。

注２ １人の通訳人が複数言語の通訳人として登録されている場合には、それぞれの言語につき各別に計上しているため、登録総数と通訳人実数が一致しない。

52. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成25年～令和4年）

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数（庁）	50	49	48	47	46	45	43	42	41	40
定員（人）	5,559	5,559	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141
入院者数（人）	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332
教官数（人）	2,344	2,343	2,344	2,347	2,347	2,344	2,319	2,301	2,280	2,265
平均 （日） 入院 ～ 期間	長期処遇／SE、SA 対象者以外	395	397	398	388	388	386	381	383	379
	一般短期処遇／ SE、SA対象者	151	151	151	148	147	148	146	147	—
	特修短期処遇	84	97	84	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均入院期間以外は各年末の総数である。
2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
3 入院者数は、当該年の新収容者数を計上している。
4 令和4年の入院者数は、速報値である。
5 平均入院期間は、仮退院者の平均在院期間を計上している。単位は、日である。
6 平均入院期間の区分については、原則として、「長期処遇／SE、SA対象者以外」は2年以内、「一般短期処遇／SE、SA対象者」は6か月以内、「特修短期処遇」は4か月以内の期間を目安に処遇している。SEは短期義務教育課程、SAは短期社会適応課程を示す。
「／」の左側は、新少年院法（平成27年6月1日施行）施行前の区分、右側は施行後の区分である。特修短期処遇については、新少年院法施行前の区分であり、計上している数値は同法施行前のものである。
7 令和4年の平均入院期間は、集計結果がまだ判明していないため、計上していない。

53. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成25年～令和4年）

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数(庁)	51	51	51	51	51	49	46	45	44	44
定員（人）	2,635	2,635	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625
入所者数（人）	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658
教官数（人）	1,158	1,163	1,162	1,164	1,163	1,156	1,146	1,136	1,125	1,116
平均入所期間	24.2	24.5	24.5	24.2	23.8	24.3	24.0	24.1	23.1	23.8

- (注) 1 平均入所期間以外は各年末の総数である。
2 教官数は、公安職俸給表（二）が適用されている職員数を記載した。
3 入所者数は、当該年の新収容人員を計上している。
4 令和4年の入所者数は、速報値である。
5 平均入所期間の単位は、日である。

54. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成25年～令和4年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数（庁）	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6
定員（人）	5,241	5,241	5,195	5,098	4,458	4,402	4,402	4,402	4,402	4,382
少年受刑者数（人）	24	27	29	19	19	8	5	8	8	7
刑務官数（人）	1,031	1,027	1,020	1,011	857	850	842	839	838	842

（注1）各年末の総数である。

（注2）刑務官数は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第13条第1項に基づく職員数を記載した。

（注3）令和4年の少年受刑者数は、速報値である。

（注4）少年受刑者数は、20歳未満の受刑者数を記載した。

55. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成25年～令和4年）

1 保護室の数（令和4年7月1日現在）

少年院	53
少年鑑別所	20

2 保護室収容件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
少年院	507	488	579	475	299	509	346	272	221	199
少年鑑別所	27	68	50	56	35	43	43	44	47	68

3 手錠の使用件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
少年院	75	63	61	49	30	42	55	34	22	14
少年鑑別所	14	18	8	32	12	11	7	43	17	26

56. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（平成30 年～令和4年）

（単位：件数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
法 務 大 臣 に 対 す る 救 済 の 申 出	139	101	62	53	43
監 査 官 に 対 す る 苦 情 の 申 出	128	112	58	79	81
少 年 院 長 に 対 す る 苦 情 の 申 出	867	1359	521	519	794

57. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（平成30年～令和4年）

（単位：件数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
法 務 大 臣 に 対 す る 救 済 の 申 出	12	5	4	3	3
監 査 官 に 対 す る 苦 情 の 申 出	11	3	0	2	17
少 年 鑑 別 所 長 に 対 す る 苦 情 の 申 出	39	19	46	30	36

58. 被害回復給付金制度の運用状況（平成25年～令和4年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）

年次	開始決定事件数	開始決定時における給付資金総額	被害回復事務管理事件数	被害回復事務管理人数
平成25	18	1億4,573万2,480円	0	0
26	15	2億5,400万5,551円	0	0
27	13	8,308万2,656円	1	2
28	8	9,749万6,880円	0	0
29	16	3億8,986万7,026円	0	0
30	15	5億5,179万3,284円	0	0
平成31/令和元	19	2億7,781万2,134円	0	0
2	13	5億6,540万8,817円	0	0
3	12	1億4,259万6,825円	0	0
4	16	2億2,448万6,563円	0	0
計	145	27億3,228万2,216円	1	2

（注） 法務省刑事局調べによる。（令和5年1月31日現在）

59. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和4年）

年次	補償人員	不起訴裁定主文			日数	金額 (円)	1日当たりの 平均金額(円)
		嫌疑なし	罪とならず	その他			
7	9	7	0	2	98	1,009,800	10,304
8	5	5	0	0	31	360,000	11,613
9	10	6	1	3	62	431,900	6,966
10	4	3	1	0	27	257,500	9,537
11	3	2	0	1	46	380,000	8,261
12	7	7	0	0	65	754,500	11,608
13	10	9	0	1	72	832,500	11,563
14	18	18	0	0	132	1,650,000	12,500
15	18	15	1	2	87	999,500	11,489
16	16	15	1	0	86	1,035,500	12,041
17	14	13	1	0	117	1,410,500	12,056
18	17	13	3	1	99	1,235,000	12,475
19	19	16	0	3	153	1,822,500	11,912
20	6	4	2	0	44	550,000	12,500
21	10	8	2	0	58	635,500	10,957
22	15	11	2	2	103	1,275,000	12,379
23	6	5	0	1	15	180,000	12,000
24	14	12	1	1	122	1,474,000	12,082
25	12	9	2	1	92	934,500	10,158
26	9	5	2	2	56	690,000	12,321
27	9	7	2	0	36	429,500	11,931
28	6	5	1	0	37	462,500	12,500
29	6	3	2	1	51	630,000	12,353
30	9	7	2	0	45	552,500	12,278
平成31/令和元	2	2	0	0	7	87,500	12,500
令和2	8	3	5	0	45	540,000	12,000
令和3	4	1	3	0	5	36,500	7,300
令和4	5	4	1	0	28	342,500	12,232
計	271	215	35	21	1,819	20,999,200	11,544

(注) 法務省刑事局調べによる。(令和5年1月31日現在)

60. 国際捜査共助の実施状況（令和４年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成25年～令和４年）、国際受刑者移送の実績（平成25年～令和４年）

国際捜査共助の実施状況（令和４年）

我が国が令和４年中に受託した事件は７０件（合計１８か国分）。

また、令和４年までに受託した事件について、令和４年中に要請国に回答したものは、合計９８件である（一部回答を含む。）。

検察庁から囑託した事件は４件（合計４か国分）である。

逃亡犯罪人引渡し人員（平成25年～令和4年）

我が国から正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数
H 2 5	1
H 2 6	1
H 2 7	1
H 2 8	0
H 2 9	1
H 3 0	2
R 1	4
R 2	0
R 3	0
R 4	0

外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数
H25～R2	0
R 3	2
R 4	0

計上の対象は、検察庁の依頼によるものであり、警察庁の依頼によるものは含まない。

我が国における国際受刑者移送の実績(平成25年～令和4年)

(単位:人)

1. 送出移送(日本→外国)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
アメリカ	0	1	4	6	6	7	11	2	0	8	45
イギリス	6	4	11	0	0	0	8	0	5	2	36
ドイツ	0	8	1	2	6	4	4	2	1	2	30
韓国	3	2	4	2	1	0	3	1	0	1	17
スペイン	2	3	3	9	0	2	0	0	0	0	19
カナダ	7	1	1	2	2	2	1	0	0	2	18
メキシコ	0	1	7	3	2	3	0	0	0	3	19
フランス	0	0	2	6	2	1	0	0	1	1	13
オランダ	2	1	2	0	0	3	0	1	0	1	10
ルーマニア	0	0	2	3	0	0	2	1	1	0	9
リトアニア	0	4	1	0	1	0	1	0	0	1	8
チェコ	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	6
ポルトガル	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	6
イスラエル	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
イタリア	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	4
スウェーデン	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	4
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6
オーストリア	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	4
トルコ	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
ベルギー	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3
ポーランド	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
エストニア	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3
タイ	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
フィンランド	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
ブラジル	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
ラトビア	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
スロバキア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
セルビア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
デンマーク	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ノルウェー	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ハンガリー	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ボリビア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	25	33	43	38	27	28	41	8	14	27	284

2. 受入移送(外国→日本)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
アメリカ	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
タイ	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
韓国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1	6	0	0	0	1	0	0	0	0	8

61. 一 疑見述べの疑程
 平シ者込状の疑程
 成ヨにま況事述」別
 24ン係れ等件が、も
 年能るにで立「の
 度力事身照、証4の
 ～に件柄ら被の類取
 令問」事し害中核事
 和題（件被害者核事
 3が以下、者参な以
 年あ、被の考る外音
 度るに被疑取人この
 お疑ら者調のと事録
 け者を取状調見の
 等「調況べ込被実
 「に4べをを害施
 裁係類をめ録れ者事
 判る型録ぐ音・参考
 員事事件・録ど人
 裁判事件・録ど人
 対象「と画いす」」
 事件のこじと2項
 「障、とるが2項
 害平が可必年度6
 独等成必要度6
 自に26要性で及び
 捜よ年があ降び
 査り度あるに項
 事責～るとお目
 件任令とも考け8
 「能和考のえるを
 「力元えなら「除
 知の年らどれ4き
 的減度れ」る類、
 障退にる」事型そ
 害・お事「件事れ
 に喪け件公（件ぞ
 よ失る（判被以れ
 リが「証請害外、
 コ疑公抛求者の一
 ミわ判関が・事部
 ヌれ請係見参件、
 二る求や込考（全
 ケ被が供ま人被過

1 裁判員裁判対象事件（その余罪事件を含む。）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成24年度	3680（1890）
平成25年度	3836（2893）
平成26年度	3800（3217）
平成27年度	3183（2940）
平成28年度	2734（2553）
平成29年度	2772（2733）
平成30年度	2603（2561）
令和元年度	2707（2693）
令和2年度	2473（2461）
令和3年度	2194（2182）

2 独自捜査事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成24年度	128（85）
平成25年度	123（95）
平成26年度	99（92）
平成27年度	128（123）
平成28年度	103（96）

平成 2 9 年度	8 3 (8 3)
平成 3 0 年度	1 1 5 (1 1 2)
令和元年度	9 4 (9 3)
令和 2 年度	6 7 (6 3)
令和 3 年度	6 0 (6 0)

3 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成 2 4 年度	1 0 5 4 (6 1 9)
平成 2 5 年度	1 0 8 2 (6 8 5)
平成 2 6 年度	1 2 0 1 (7 9 5)
平成 2 7 年度	1 0 7 1 (7 7 7)
平成 2 8 年度	8 7 4 (7 3 9)
平成 2 9 年度	6 3 1 (5 7 1)
平成 3 0 年度	4 6 9 (4 3 7)
令和元年度	3 4 7 (3 3 6)
令和 2 年度	2 9 3 (2 8 9)
令和 3 年度	2 6 4 (2 5 9)

4 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成 2 4 年度	7 8 3 (3 3 6)
平成 2 5 年度	2 7 5 9 (1 3 4 9)
平成 2 6 年度	2 9 5 9 (1 5 9 1)
平成 2 7 年度	2 6 1 0 (1 7 3 6)
平成 2 8 年度	2 3 1 8 (1 7 6 2)

平成 2 9 年度	1 8 5 8 (1 6 1 5)
平成 3 0 年度	1 6 5 4 (1 5 2 3)
令和 元 年度	1 4 8 7 (1 4 0 7)
令和 2 年度	1 1 9 4 (1 1 5 3)
令和 3 年度	1 4 0 3 (1 3 5 6)

5 公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成 2 6 年度	1 5 0 1 3 (6 9 1 7)
平成 2 7 年度	5 2 4 1 9 (3 0 3 8 3)
平成 2 8 年度	7 4 4 0 7 (5 1 0 3 4)
平成 2 9 年度	9 5 0 5 3 (7 8 4 0 1)
平成 3 0 年度	9 7 3 1 4 (8 4 7 9 0)
令和 元 年度	9 8 7 4 5 (8 9 7 5 0)

6 公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数
平成 2 6 年度	5 5 5
平成 2 7 年度	2 2 1 7
平成 2 8 年度	3 0 4 8
平成 2 9 年度	3 4 4 5
平成 3 0 年度	2 8 4 5
令和 元 年度	2 4 5 2

7 4 類型事件以外の事件（被疑者）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
令和2年度	9 2 8 1 4 （ 8 6 1 5 0 ）
令和3年度	8 7 6 8 7 （ 8 3 0 2 1 ）

8 4 類型事件以外の事件（被害者・参考人）

	実施事件数
令和2年度	2 9 0 2
令和3年度	2 8 2 8

（注1）いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。
（注2）数値は、平成26年度以前は当該期間に実施報告があった件数、平成27年度以降は当該期間の実施件数。

- (注3) 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画については、否認事件等を含めて試行が拡大されたのが平成23年8月9日からであり、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、裁判員裁判対象事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注4) 独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、平成24年11月から、特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件にも試行の対象が拡大されている。なお、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、検察官独自捜査事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注5) 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件における被疑者取調べの録音・録画については、試行が開始されたのが平成24年11月からであるため、同年11月から平成25年3月末までの数値を平成24年度分として集計したものである。
- (注6) 項目5及び6のうち平成26年度の数値については、平成26年7月から試行されたものとして最高検察庁に報告があったものを集計したものである。
- (注7) 項目5及び項目6については、令和2年度から項目7及び項目8のとおり調査対象を変更した。なお、項目7においては、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合の件数は含んでいない。

62. 裁判員裁判において録音・録画ＤＶＤが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成24年度～令和3年度各年度の数值）

年 度	ＤＶＤの証拠調べ件数	調書の任意性	
		肯 定	否 定
平成24年度	53	21	1
平成25年度	45	17	1
平成26年度	38	17	0
平成27年度	55	13	0
平成28年度	38	6	1
平成29年度	20	6	0
平成30年度	13	5	0
令和元年度	11	1	0
令和2年度	6	3	0
令和3年度	9	4	0

※録音・録画ＤＶＤは、任意性立証以外の目的でも取り調べられているところ、上記の「調書の任意性」欄に記載した数値は、任意性が争われた事件のみを取り上げて、その肯定又は否定件数を計上したものである。

63. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均(昭和20年～令和4年)

区分 \ 年次	昭和 20～49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
死刑確定者数	616	3	1	3	4	4	7	3	1	1	3	2	0	7
死刑執行者数	532	17	12	4	3	1	1	1	1	1	1	3	2	2
死刑未執行者数	46	29	18	16	17	20	26	28	28	27	27	26	24	28

区分 \ 年次	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
死刑確定者数	12	5	6	5	5	7	3	3	3	4	7	4	6	5
死刑執行者数	2	1	0	0	0	7	2	6	6	4	6	5	3	2
死刑未執行者数	38	40	46	51	56	56	57	54	51	51	52	50	53	55

区分 \ 年次	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
死刑確定者数	3	2	14	11	21	23	10	17	9	23	9	8	7	2
死刑執行者数	2	1	2	1	4	9	15	7	2	0	7	8	3	3
死刑未執行者数	57	56	66	77	94	107	100	104	111	128	133	130	128	127

区分 \ 年次	平成 28	29	30	平成31 令和元	令和 2	3	4							
死刑確定者数	7	2	2	4	3	4	0							
死刑執行者数	3	4	15	3	0	3	1							
死刑未執行者数	129	123	110	111	110	108	107							

(注) 昭和20年から令和3年までは、矯正統計年報等による。令和4年は、法務省刑事局調べによる。

昭和20年から昭和49年までの欄の死刑未執行者数は、昭和49年末の死刑未執行者数である。

平成25年から令和4年までの死刑執行者のうち、確定から執行までの拘置期間の最長期間は約18年5月、最短期間は約1年4月、平均期間は約8年4月である。

64. 死刑制度の存廃に関する国際比較

(2020年5月現在)

死 刑 存 置 国 又 は 地 域			全 て の 犯 罪 に つ い て の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域		
アフガニスタン・イスラム共和国 バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 ベラルーシ共和国 ボツワナ共和国 中華人民共和国 北朝鮮 エジプト・アラブ共和国 インド インドネシア共和国	イラン・イスラム共和国 イラク共和国 日本国 ヨルダン クウェート国 リビア マレーシア ナイジェリア連邦共和国 パキスタン・イスラム共和国 サウジアラビア王国	シンガポール共和国 ソマリア連邦共和国 南スーダン共和国 スーダン共和国 シリア・アラブ共和国 タイ王国 アラブ首長国連邦 アメリカ合衆国 ベトナム社会主義共和国 イエメン共和国 (計30か国又は地域)	アルバニア共和国 アンドラ公国 アンゴラ共和国 アルゼンチン共和国 アルメニア共和国 オーストラリア連邦 オーストリア共和国 アゼルバイジャン共和国 ベルギー王国 ベナン共和国 ブータン王国 ボリビア多民族国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア共和国 ブルンジ共和国 カーボベルデ共和国 カンボジア王国 カナダ チャド共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国 クック諸島 コスタリカ共和国 コートジボワール共和国 クロアチア共和国 キプロス共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ジブチ共和国 ドミニカ共和国 エクアドル共和国 エストニア共和国 フィジー共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ガボン共和国 ガンビア共和国 ジョージア	ドイツ連邦共和国 ギリシャ共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ハイチ共和国 ホンジュラス共和国 ハンガリー アイスランド共和国 アイルランド イタリア共和国 キリバス共和国 キルギス共和国 ラトビア共和国 リベリア共和国 リヒテンシュタイン公国 リトアニア共和国 ルクセンブルク大公国 マダガスカル共和国 マルタ共和国 マーシャル諸島共和国 モーリシャス共和国 メキシコ合衆国 ミクロネシア連邦 モナコ公国 モンゴル国 モンテネグロ モザンビーク共和国 ナミビア共和国 ナウル共和国 ネパール連邦民主共和国 オランダ王国 ニュージーランド ニカラグア共和国 ニウエ 北マケドニア共和国 ノルウェー王国 パラオ共和国 パナマ共和国	パラグアイ共和国 フィリピン共和国 ポーランド共和国 ポルトガル共和国 モルドバ共和国 ルーマニア ロシア連邦 ルワンダ共和国 サモア独立国 サンマリノ共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 セネガル共和国 セルビア共和国 セーシェル共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国 ソロモン諸島 南アフリカ共和国 スペイン王国 スリナム共和国 スウェーデン王国 スイス連邦 東ティモール民主共和国 トーゴ共和国 トルコ共和国 トルクメニスタン ツバル ウクライナ 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) ウルグアイ東方共和国 ウズベキスタン共和国 バヌアツ共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 バチカン市国 パレスチナ (計111か国又は地域)
事 実 上 の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域					
アルジェリア民主人民共和国 アンティグア・バーブーダ バハマ国 バルバドス ベリーズ ブルネイ・ダルサラーム国 カメルーン共和国 中央アフリカ共和国 コモロ連合 キューバ共和国 コンゴ民主共和国 ドミニカ国 赤道ギニア共和国 エリトリア国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 ガーナ共和国	グレナダ ガイアナ共和国 ジャマイカ ケニア共和国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国 レソト王国 マラウイ共和国 モルディブ共和国 マリ共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モロッコ王国 ミャンマー連邦共和国 ナウル共和国 ニジェール共和国 オマーン国 パプアニューギニア独立国	カタル国 大韓民国 セントクリストファー・ネイビス セントルシア セントビンセント及びグレナディーン諸島 シエラレオネ共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タジキスタン共和国 トンガ王国 トリニダード・トバゴ共和国 チュニジア共和国 ウガンダ共和国 タンザニア連合共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国 (計49か国又は地域)			
通 常 の 犯 罪 の み に つ い て の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域					
ブラジル連邦共和国 ブルキナファソ チリ共和国	エルサルバドル共和国 グアテマラ共和国 イスラエル国	カザフスタン共和国 ペルー共和国 (計8か国又は地域)			

※ 2020年国連事務総長報告による。

65. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和4年）

1 種類別件数及び実績

年次	種類	療 養 給 付		休 業 給 付		遺 族 給 付		葬 祭 給 付	
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)
昭和44年		1	35, 204	1	19, 813				
同 58年		1	5, 050						
平成18年		1	37, 610						
同 29年		1	27, 110						

2 具体例

番号	給付の原因となった事実	被害の程度	給付の種類及び金額	
1	S43.11.13 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人からボールペンで顔面を突き刺された。	右眼瞼裂傷外傷性散瞳症等（全治3か月位）	療養給付 休業給付	35, 204円 19, 813円
2	S58.2.8 現住建造物等放火被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から左手甲で顔面を殴打された。	右頬部挫傷（全治6日間）	療養給付	5, 050円
3	H17.7.28 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から右手拳で顔面を殴打された。	右点状表層角結膜炎、右網膜振盪症（全治8日間）	療養給付	37, 610円
4	H28.11.11 脅迫等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から頸部及び口付近を右腕で絞め付けられ、頭髪を左手でつかんで強く引っ張られるなどされた。	頸椎捻挫、背部打撲傷、顔面擦過傷等（全治約17日間）	療養給付	27, 110円

66. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成25年度～令和4年度）

（単位：千円）

区 分	平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （計画）
（収入）										
製品販売収入	5,442,595	5,399,493	5,163,542	5,216,403	5,011,161	4,995,579	4,635,823	3,504,991	3,483,023	4,157,614
雑 収 入	30,513	30,858	30,987	32,286	33,202	32,038	31,655	35,203	32,993	48,906
計	5,473,108	5,430,351	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	4,206,520
（支出）										
原材料購入費	4,776,830	4,664,839	4,452,187	4,480,516	4,281,240	4,312,788	3,963,082	3,111,739	3,072,779	3,461,923
原材料購入費	3,685,142	3,585,939	3,421,085	3,462,186	3,279,968	3,325,749	3,044,360	2,391,883	2,401,923	2,651,992
国庫納入金	1,091,688	1,078,900	1,031,102	1,018,330	1,001,272	987,039	918,722	719,856	670,856	809,931
管理運営費	666,021	685,007	684,481	704,551	695,106	701,724	705,432	619,825	644,310	744,391
そ の 他	30,257	80,505	57,861	63,622	68,017	13,105	△ 1,036	△ 191,370	△ 201,073	206
計	5,473,108	5,430,351	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	4,206,520

（注）金額には、消費税が含まれている。

（注）支出の「その他」については、「当期経常増減額」に相当する金額を示す。

（注）本表は、矯正協会刑務所作業協力事業部から提供された資料を基に作成。

67. 被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成25年度～令和4年度）

（被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳の推移）

（単位：円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被収容者食糧費	543	553	555	544	543	544	546	547	552	544
生活管理経費	740	845	897	918	948	976	1,055	1,172	1,273	1,182
矯正教育関連経費	68	76	92	97	106	114	118	129	144	146
矯正医療関連経費	227	250	259	257	249	244	255	271	317	386
作業報奨金等	96	99	103	107	107	110	112	115	119	118
合 計	1,674	1,823	1,906	1,923	1,953	1,988	2,086	2,234	2,405	2,376

（被収容者1人1日当たりの食糧費単価内訳の推移）

（単位：円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
刑 事 施 設	被疑・被告	501.65	511.69	511.69	505.26	505.26	505.26	505.26	507.58	501.51
	成人受刑者	532.83	542.70	542.70	533.17	533.17	533.17	533.17	536.07	528.50
	少年受刑者	617.32	628.82	628.82	618.01	618.01	618.01	618.01	621.33	612.66
少 年 院		622.62	634.02	634.02	622.61	622.61	622.61	622.61	626.07	617.03
少 年 鑑 別 所		587.22	598.38	598.38	588.97	588.97	588.97	588.97	592.02	584.06
婦 人 補 導 院		479.30	488.22	488.22	479.90	479.90	-	-	-	-

68. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況

令和4年7月1日現在

年 齢	～ 2 9	3 0 ～ 3 9	4 0 ～ 4 9	5 0 ～	計
職員数	(957) 3,950	(806) 5,697	(919) 6,621	(656) 6,544	(3,338) 22,812

* （ ）内は、女性職員数を内数で示す。

69. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳

令和4年12月末日
【単位:人】

官職等	刑務官・法務教官等 (指定職・公安職俸給表適用職員)	医師等 (医療職俸給表適用職員)	事務官 (行政職俸給表(一)適用職員)	技能労務職員 (行政職俸給表(二)適用職員)	計
定員	22,038	987	168	12	23,205
現在員		933	160	11	

70. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成25年～令和4年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設
（令和4年末現在、収容率も明記のこと）

（1）矯正施設収容人員の推移

（単位：人）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑 事 施 設	年 末 収 容 定 員	90,536	90,146	89,807	89,395	88,670	88,591	87,825	87,679	88,250	85,680
	一 日 平 均 収 容 人 員	64,890	61,768	59,670	57,369	54,876	51,947	49,562	47,332	45,680	43,166
少 年 院	年 末 収 容 定 員	5,559	5,559	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141
	一 日 平 均 収 容 人 員	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283
少年鑑別所	年 末 収 容 定 員	2,635	2,635	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625
	一 日 平 均 収 容 人 員	762	683	613	533	464	447	378	343	301	304
婦人補導院	年 末 収 容 定 員	20	20	20	20	20	20	5	5	5	5
	一 日 平 均 収 容 人 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）令和4年は、速報値である。

（2）収容過員施設（令和4年末現在速報値）

刑 事 施 設	該当施設なし
少 年 院	該当施設なし
少年鑑別所	該当施設なし

（3）収容率上位10施設（令和4年末現在速報値）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
刑 事 施 設	施 設 名	栃木刑務所	三重刑務所	長野刑務所	岡山刑務所	千葉刑務所	山口刑務所	笠松刑務所	麓刑務所	山形刑務所	横浜刑務所
	収 容 率	83.5%	74.8%	73.6%	73.4%	70.2%	67.8%	67.1%	66.2%	66.1%	65.9%
少 年 院	施 設 名	宮川医療少年院	加古川学園	多摩少年院	水府学院	茨城農芸学院	湖南学院	浪速少年院	東日本少年矯正医療・教育センター	広島少年院	岡山少年院
	収 容 率	82.5%	53.9%	50.6%	47.8%	44.0%	42.0%	41.3%	39.5%	39.0%	35.0%
少年鑑別所	施 設 名	奈良少年鑑別所	前橋少年鑑別所	岡山少年鑑別所	長野少年鑑別所	熊本少年鑑別所	千葉少年鑑別所	横浜少年鑑別所	名古屋少年鑑別所	大阪少年鑑別所	岐阜少年鑑別所
	収 容 率	42.9%	42.3%	30.0%	30.0%	28.6%	26.7%	23.1%	22.0%	21.6%	21.1%

71. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成25年～令和4年）

（1）施設別外国人受刑者数の推移（各年末現在）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
札幌刑務所	36	30	23	14	15	14	9	10	9	4
札幌刑務支所	1	1	-	2	1	1	-	1	2	2
札幌拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小樽拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室蘭拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名寄拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
帯広刑務所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路刑務支所	1	-	-	-	-	1	1	2	1	3
網走刑務所	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
月形刑務所	1	-	2	2	2	1	1	1	-	1
岩見沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
函館少年刑務所	1	2	4	8	9	5	4	6	5	6
札幌矯正管区計	41	33	30	26	27	22	16	20	17	16
青森刑務所	-	-	-	-	1	2	2	2	2	1
弘前拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城刑務所	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
仙台拘置支所	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-
石巻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
古川拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田刑務所	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1
横手拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大館拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形刑務所	4	4	5	6	5	5	6	6	8	8
米沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島刑務所	10	8	8	11	11	7	9	8	9	9
福島刑務支所	19	19	19	22	20	18	23	23	17	20
会津若松拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
郡山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いわき拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白河拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盛岡少年刑務所	2	1	1	-	1	1	2	5	4	3
一関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台矯正管区計	35	34	34	39	40	33	44	46	41	42

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
水戸刑務所	1	-	-	1	-	5	1	5	7	8
水戸拘置支所	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
土浦拘置支所	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
下妻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
栃木刑務所	152	136	128	140	140	127	121	140	167	170
黒羽刑務所	147	130	112	97	89	69	51	3	-	-
吾妻川社会復帰促進センター	2	2	-	-	1	-	-	1	-	-
宇都宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
大田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋刑務所	60	43	37	32	25	24	21	38	38	49
足利拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
高崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
太田拘置支所	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
千葉刑務所	13	18	13	12	13	23	17	30	15	13
木更津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八日市場拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
市原刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
東日本成人矯正施設センター	4	6	7	6	4	8	7	7	2	10
府中刑務所	376	369	378	343	339	325	303	344	357	367
横浜刑務所	143	125	114	103	115	106	96	98	105	104
横浜須賀刑務支所	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1
横浜拘置支所	7	5	6	1	2	1	-	-	3	5
小田原拘置支所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟刑務所	46	35	26	20	18	18	17	26	37	39
長岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上越拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府刑務所	51	45	32	23	13	15	18	28	36	37
長野刑務所	9	8	8	8	9	6	8	5	7	7
上田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡刑務所	105	94	83	80	74	104	108	84	61	52
浜松拘置支所	1	1	1	1	2	1	1	3	-	1
沼津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川越少年刑務所	19	28	24	28	21	16	15	25	28	32
さいたま拘置支所	1	2	1	4	-	1	-	1	1	-
熊谷拘置支所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
松本少年刑務所	6	4	2	6	3	3	1	1	2	4
飯田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上諏訪拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京拘置支所	8	24	24	15	11	28	21	14	20	19
松戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立川拘置支所	2	3	2	2	1	1	-	2	2	2
東京矯正管区計	1,155	1,083	999	923	880	883	809	859	890	924
富士刑務所	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-
高岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢刑務所	8	9	10	13	6	9	10	10	15	17
七尾拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井刑務所	4	3	-	-	-	2	1	2	2	1
岐阜刑務所	1	-	-	2	1	1	-	2	2	-
岐阜拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	2	-	1
高山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御嵩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠松刑務所	-	1	1	-	1	1	3	3	-	-
岡崎医療刑務所	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-
名古屋刑務所	166	157	154	134	150	157	158	128	153	161
豊橋刑務支所	-	-	-	-	-	1	2	2	3	3
岡崎拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
三重刑務所	2	3	2	3	1	3	4	5	7	5
四日市拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋拘置支所	9	1	7	5	7	5	1	4	5	7
一宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
半田拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
名古屋矯正管区計	190	177	175	158	167	181	182	160	187	195

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
滋賀刑務所	1	1	-	2	3	4	2	2	4	-
彦根拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都刑務所	86	80	60	56	61	46	42	44	38	42
舞鶴拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪刑務所	212	197	190	183	185	164	155	161	175	184
堺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岸和田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸の内拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田辺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪医療刑務所	1	-	4	1	1	-	-	2	3	1
神戸刑務所	97	86	70	63	64	55	47	54	48	51
洲本拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川刑務所	2	4	4	8	10	8	8	7	4	3
播磨社会復帰促進センター	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-
和歌山刑務所	66	59	60	66	69	55	46	41	40	47
姫路少年刑務所	-	-	-	1	2	1	1	1	-	1
姫路拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
京都拘置支所	1	1	-	-	2	-	-	1	1	1
奈良拘置支所	1	3	5	-	-	-	-	-	-	-
葛城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪拘置支所	-	-	5	4	-	4	4	8	11	11
尼崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸拘置支所	1	1	1	-	2	2	-	4	3	-
大阪矯正管区計	468	434	401	386	399	339	305	326	327	341
鳥取刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松江刑務所	-	1	1	1	-	1	2	1	1	1
米子拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取あさひ社会復帰促進センター	1	2	5	3	2	-	2	-	-	-
岡山刑務所	3	2	2	2	3	4	5	2	3	5
津山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島刑務所	44	33	37	31	25	23	24	22	19	24
尾道刑務所	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
呉拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
福山拘置支所	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
三次拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口刑務所	-	-	-	-	-	-	-	2	2	3
下関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇部拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周南拘置支所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
岩国刑務所	-	-	-	3	2	1	1	-	-	-
美祿社会復帰促進センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島拘置支所	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1
広島矯正管区計	48	40	48	41	34	29	35	27	26	34
徳島刑務所	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1
高松刑務所	17	15	13	11	10	6	5	6	6	7
丸亀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松山刑務所	2	1	1	1	1	2	3	2	3	-
西条刑務支所	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
今治拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大洲拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知刑務所	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
中村拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高松矯正管区計	20	18	17	15	13	11	9	9	10	9
北九州医療刑務所	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-
福岡刑務所	54	54	38	39	33	27	36	37	31	29
大牟田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯塚拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厳原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎刑務所	8	5	1	1	5	4	4	4	2	8
長崎拘置支所	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
佐世保拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
熊本刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京町拘置支所	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
八代拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天草拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分刑務所	1	1	1	1	1	2	1	2	2	3
中津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎刑務所	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
都城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
八重山刑務支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
那覇拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
宮古拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀少年刑務所	-	-	-	-	-	-	1	2	1	1
福岡拘置支所	1	2	2	1	1	-	4	4	5	1
小倉拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
福岡矯正管区計	64	63	43	42	42	37	47	49	42	45

全 国 計	2,021	1,882	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

(注2) 令和4年の人員は、速報値である。

(注3) 奈良少年刑務所は、平成29年3月31日をもって廃庁となり、奈良拘置支所が新設された。

(注4) 八王子医療刑務所は、平成30年2月28日をもって廃庁となり、新設された東日本成人矯正医療センターへ業務引継ぎされている。

(注5) 黒羽刑務所は、令和4年4月1日をもって廃庁となった。

(注6) 滋賀刑務所及び彦根拘置支所は、令和4年4月1日をもって廃庁となり、滋賀拘置支所が新設された。

(2) 国籍別外国人受刑者数の推移（各年末現在）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
韓 国 ・ 朝 鮮	93	79	69	82	88	72	60	69	63	58
中 国	716	598	522	433	435	412	390	419	418	411
イ ラ ン	203	170	151	129	104	94	83	71	63	57
イ ン ド	5	5	5	6	9	8	9	7	8	5
インドネシア	17	18	19	16	19	14	6	6	5	6
シンガポール	32	26	22	16	15	5	4	6	4	6
スリランカ	20	19	26	16	17	10	11	12	17	31
タ イ	38	40	39	56	61	64	61	79	105	117
パキスタン	15	17	10	14	10	11	14	15	14	10
バングラデシュ	12	11	6	4	4	4	2	5	4	6
フィリピン	93	83	85	86	86	74	91	85	73	69
ベトナム	103	95	98	98	101	129	122	109	155	209
マレーシア	8	11	11	11	14	37	43	54	56	66
英 国	17	13	12	10	13	15	13	12	7	9
ド イ ツ	17	9	14	12	11	8	8	9	12	10
フ ラ ン ス	9	12	10	4	2	3	5	4	3	4
ロ シ ア	22	18	17	17	14	14	13	12	10	9
アメリカ合衆国	30	44	42	41	43	39	37	41	42	36
メ キ シ コ	48	51	57	60	52	47	49	61	56	46
コ ロ ン ビ ア	27	25	18	13	9	10	12	16	16	12
ブ ラ ジ ル	225	234	208	222	209	191	156	147	150	157
ペ ル ー	45	58	51	43	46	46	55	41	41	50
ナイジェリア	53	48	48	55	55	56	45	40	39	37
そ の 他	172	196	206	185	183	171	158	175	179	185
無 国 籍	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
国 籍 不 詳	-	1	1	1	2	1	-	-	-	-
合 計	2,021	1,882	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606

（注1） 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

（注2） 令和4年の人員は、速報値である。

72. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成25年～令和4年）

（単位：件数）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑事施設	逃走	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	20	11	18	11	14	3	7	12	13	13
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	同衆傷害	7	3	7	6	7	8	5	3	2	3
	作業上死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年鑑別所	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人補導院	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）令和4年は、速報値である。

73. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況

(1) 工事施設

施 設 名	整備開始年度	進捗状況（完成予定時期）	備 考
【刑務所・拘置所】			
1 新潟刑務所	平成21年度	令和4年度以降	
2 長野刑務所	平成15年度	令和4年度以降	
3 大阪医療刑務所	平成30年度	令和4年度以降	
4 松江刑務所	平成15年度	令和4年度以降	
5 高松刑務所	平成15年度	令和4年度以降	
6 福岡刑務所	平成17年度	令和4年度以降	
7 熊本刑務所	平成28年度	令和4年度以降	
8 大阪拘置所	平成6年度	令和8年度以降	
【拘置支所等】			
1 沼津拘置支所	平成24年度	令和6年度以降	

(2) 要整備施設

【刑務所・拘置所】	【拘置支所等】	【少年院】	【少年鑑別所】
1 帯広刑務所	1 小樽拘置支所	1 青葉女子学園	1 函館少年鑑別支所
2 月形刑務所	2 室蘭拘置支所	2 赤城少年院	2 釧路少年鑑別支所
3 宮城刑務所	3 釧路刑務支所	3 多摩少年院	3 青森少年鑑別所
4 盛岡少年刑務所	4 弘前拘置支所	4 久里浜少年院	4 盛岡少年鑑別支所
5 栃木刑務所	5 古川拘置支所	5 有明高原寮	5 山形少年鑑別支所
6 前橋刑務所	6 大館拘置支所	6 愛知少年院	6 秋田少年鑑別所
7 千葉刑務所	7 郡山拘置支所	7 豊ヶ岡学園	7 水戸少年鑑別所
8 甲府刑務所	8 一関拘置支所	8 宮川医療少年院	8 宇都宮少年鑑別所
9 静岡刑務所	9 土浦拘置支所	9 京都医療少年院	9 前橋少年鑑別所
10 川越少年刑務所	10 宇都宮拘置支所	10 交野女子学院	10 さいたま少年鑑別所
11 富山刑務所	11 横須賀刑務支所	11 広島少年院	11 東京少年鑑別所
12 金沢刑務所	12 横浜拘置支所	12 福岡少年院	12 新潟少年鑑別所
13 福井刑務所	13 長岡拘置支所	13 佐世保学園	13 長野少年鑑別所
14 岡崎医療刑務所	14 浜松拘置支所		14 静岡少年鑑別所
15 名古屋刑務所	15 さいたま拘置支所		15 岐阜少年鑑別所
16 名古屋拘置所	16 飯田拘置支所		16 富山少年鑑別支所
17 加古川刑務所	17 松戸拘置支所		17 大津少年鑑別所
18 京都拘置所	18 高岡拘置支所		18 京都少年鑑別所
19 神戸拘置所	19 御嵩拘置支所		19 和歌山少年鑑別所
20 鳥取刑務所	20 岡崎拘置支所		20 岡山少年鑑別所
21 岡山刑務所	21 四日市拘置支所		21 山口少年鑑別所
22 広島拘置所	22 滋賀拘置支所		22 徳島少年鑑別所
23 徳島刑務所	23 堺拘置支所		23 高松少年鑑別所
24 松山刑務所	24 岸和田拘置支所		24 松山少年鑑別所
25 高知刑務所	25 丸の内拘置支所		25 福岡少年鑑別所
26 麓刑務所	26 新宮拘置支所		26 大分少年鑑別所
27 宮崎刑務所	27 洲本拘置支所		27 宮崎少年鑑別所
28 沖縄刑務所	28 豊岡拘置支所		28 鹿児島少年鑑別所
29 福岡拘置所	29 姫路拘置支所		
	30 葛城拘置支所		【農 場】
	31 尼崎拘置支所		1 二見ヶ岡農場
	32 宇部拘置支所		2 角山農場
	33 巖原拘置支所		3 鱒川農場
	34 長崎拘置支所		
	35 佐世保拘置支所		
	36 島原拘置支所		
	37 京町拘置支所		
	38 中津拘置支所		
	39 那覇拘置支所		
	40 宮古拘置支所		
	41 小倉拘置支所		

74. 全国矯正施設の医師配置状況(施設ごとの配置定員・現在員・欠員数)(R5.2.1時点)

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌刑務所	6	6	0	0
札幌刑務所支所	2	1	1	1
札幌刑務所支所	0	0	0	0
小樽刑務所	0	0	0	0
青森刑務所	1	1	0	4
旭川刑務所	0	0	0	0
名寄刑務所	1	1	0	2
帯広刑務所	1	1	0	2
網走刑務所	1	1	0	5
月形刑務所	1	1	0	1
函館少年刑務所	1	1	0	0
青森刑務所	1	0	1	1
弘前刑務所	0	0	0	0
八戸刑務所	0	0	0	1
宮城刑務所	7	7	0	0
仙台刑務所	1	1	0	0
石巻刑務所	0	0	0	0
古川刑務所	0	0	0	0
秋田刑務所	1	1	0	2
横手刑務所	0	0	0	0
大館刑務所	0	0	0	0
山形刑務所	1	1	0	1
米沢刑務所	0	0	0	0
酒田刑務所	1	1	0	0
福島刑務所	2	2	0	5
福島刑務所支所	0	0	0	0
会津若松刑務所	0	0	0	1
郡山刑務所	0	0	0	0
いわき刑務所	0	0	0	0
白河刑務所	0	0	0	0
盛岡少年刑務所	1	1	0	1
一関刑務所	0	0	0	0
水戸刑務所	1	1	0	2
水戸刑務所支所	0	0	0	2
土浦刑務所	0	0	0	0
下妻刑務所	0	0	0	1
栃木刑務所	2	2	0	3
栃木刑務所支所	2	2	0	10
宇都宮刑務所	1	1	0	0
大田原刑務所	0	0	0	0
前橋刑務所	1	0	1	1
足利刑務所	0	0	0	0
高崎刑務所	0	0	0	0
太田刑務所	0	0	0	0
千葉刑務所	4	4	0	7
木更津刑務所	0	0	0	0
八日市場刑務所	0	0	0	0
市原刑務所	1	1	0	0
原日本入矯正施設センター	23	21	2	12
府中刑務所	11	11	0	18
横浜刑務所	5	5	0	4
横浜刑務所支所	1	1	0	0
横浜刑務所支所	1	1	0	0
小田原刑務所	0	0	0	0
相模原刑務所	0	0	0	1
新潟刑務所	1	1	0	2
長岡刑務所	0	0	0	0
上越刑務所	0	0	0	0
佐渡刑務所	0	0	0	0
甲府刑務所	1	1	0	2
長野刑務所	1	0	1	1
上田刑務所	0	0	0	0
静岡刑務所	3	3	0	2
浜松刑務所	0	0	0	1
沼津刑務所	0	0	0	0
川越少年刑務所	3	3	0	2
さいたま刑務所	1	1	0	3
熊谷刑務所	0	0	0	0
松本少年刑務所	1	1	0	2
飯田刑務所	0	0	0	0
上野原刑務所	0	0	0	0
真光刑務所	10	9	1	2
松戸刑務所	0	0	0	1
立川刑務所	2	2	0	0
富士刑務所	1	1	0	1
高岡刑務所	0	0	0	0
金沢刑務所	2	2	0	2
七尾刑務所	0	0	0	0

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
福井刑務所	1	1	0	0
岐阜刑務所	2	1	1	7
岐阜刑務所支所	0	0	0	1
高山刑務所	0	0	0	0
富山刑務所	0	0	0	0
富山刑務所支所	2	1	1	2
富山刑務所支所	5	5	0	5
名古屋刑務所	9	9	0	4
名古屋刑務所支所	1	1	0	4
岡崎刑務所	0	0	0	2
三重刑務所	1	1	0	3
四日市刑務所	0	0	0	1
伊勢刑務所	0	0	0	0
名古屋刑務所	3	3	0	4
一宮刑務所	0	0	0	0
半田刑務所	0	0	0	0
京都刑務所	4	4	0	0
舞鶴刑務所	0	0	0	0
滋賀刑務所	0	0	0	0
大津刑務所	7	6	1	4
京橋刑務所	0	0	0	0
岸和田刑務所	0	0	0	0
丸の内刑務所	0	0	0	0
田辺刑務所	0	0	0	0
新宮刑務所	19	12	7	11
大阪医療刑務所	3	3	0	0
津本刑務所	0	0	0	0
豊田刑務所	0	0	0	0
加古川刑務所	2	1	1	6
姫路社会復帰促進センター	2	2	0	0
和歌山刑務所	2	1	1	5
姫路少年刑務所	1	1	0	2
姫路刑務所支所	1	1	0	0
京都刑務所	2	2	0	3
奈良刑務所	0	0	0	0
葛城刑務所	0	0	0	0
大阪刑務所	10	10	0	3
尼崎刑務所	0	0	0	1
神戸刑務所	1	1	0	4
鳥取刑務所	1	1	0	0
松江刑務所	1	1	0	0
米子刑務所	0	0	0	1
鳥取刑務所支所	0	0	0	0
岡山刑務所	1	1	0	2
津山刑務所	0	0	0	0
広島刑務所	6	5	1	6
尾道刑務所	0	0	0	2
呉刑務所	0	0	0	1
福山刑務所	0	0	0	0
三次刑務所	0	0	0	0
山口刑務所	1	1	0	0
下関刑務所	0	0	0	1
宇都宮刑務所	0	0	0	0
周南刑務所	0	0	0	0
岩国刑務所	1	1	0	4
鳥取社会復帰促進センター	0	0	0	0
広島刑務所	1	0	1	1
徳島刑務所	2	2	0	3
高松刑務所	7	7	0	1
丸亀刑務所	0	0	0	1
松山刑務所	2	2	0	0
西条刑務所	1	1	0	5
今治刑務所	0	0	0	0
宇和島刑務所	0	0	0	0
大洲刑務所	0	0	0	0
高知刑務所	1	1	0	0
中村刑務所	0	0	0	0
北九州医療刑務所	5	5	0	15
福岡刑務所	7	7	0	0
大牟田刑務所	0	0	0	0
久留米刑務所	0	0	0	1
飯塚刑務所	0	0	0	1
藤原刑務所	0	0	0	0
龍井刑務所	1	1	0	5
長崎刑務所	2	2	0	3
長崎刑務所支所	0	0	0	2
佐世保刑務所	0	0	0	2
島原刑務所	0	0	0	0

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
五島刑務所	0	0	0	1
熊本刑務所	2	2	0	0
熊本刑務所支所	1	1	0	0
八代刑務所	0	0	0	0
天草刑務所	0	0	0	0
大分刑務所	3	3	0	1
中津刑務所	0	0	0	0
宮崎刑務所	1	1	0	0
都城刑務所	0	0	0	0
延岡刑務所	0	0	0	0
鹿児島刑務所	2	2	0	0
鹿児島刑務所支所	0	0	0	0
大島刑務所	0	0	0	0
沖縄刑務所	1	1	0	0
八重山刑務所	0	0	0	0
那覇刑務所	1	1	0	1
那覇刑務所支所	0	0	0	0
宮古刑務所	1	1	0	0
佐賀少年刑務所	2	2	0	1
福岡刑務所	1	1	0	0
小倉刑務所	243	221	22	251

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
北海少年院	1	1	0	1
青森女子学院	0	0	0	0
盛岡少年院	1	1	0	1
東北少年院	1	1	0	0
青森女子学院	0	0	0	0
茨城農業学院	1	1	0	1
盛岡少年院別支所	1	1	0	1
喜望峯少年院	1	1	0	0
赤城少年院	1	1	0	0
鎌倉女子学院	1	1	0	2
市原学園	1	1	0	0
八街少年院	1	0	1	1
多摩少年院	1	1	0	0
東京少年院	12	8	4	8
東京女子学院	1	1	0	0
久米少年院	1	1	0	0
新潟少年院	1	0	1	2
有明高原寮	1	1	0	0
駿府学園	1	1	0	0
湖南学園	1	1	0	0
瀬戸少年院	1	1	0	0
豊光少年院	1	1	0	1
豊ヶ岡学園	1	1	0	0
豊ヶ岡少年院	3	1	2	3
宮城県立少年院	10	10	0	7
沼津少年院	1	1	0	0
安野女子学院	1	1	0	1
和泉学園	1	1	0	0
泉南学園	0	0	0	0
加古川学園	2	1	1	3
播磨学園	0	0	0	0
奈良少年院	1	1	0	1
岡山少年院	1	1	0	0
岡山少年院	1	1	0	0
貴船原少女苑	0	0	0	1
丸亀少女の家	1	1	0	0
四国少年院	1	1	0	0
松山学園	1	1	0	0
筑紫少女苑	1	1	0	0
福岡少年院	1	1	0	0
佐世保学園	1	0	1	0
人吉農業学院	1	1	0	0
中津少年院	2	2	0	0
大分少年院	1	1	0	0
沖縄少年院	0	0	0	0
沖縄女子学院	64	54	10	34

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌少年院別支所	1	1	0	0
函館少年院別支所	0	0	0	0
釧路少年院別支所	0	0	0	0
旭川少年院別支所	0	0	0	0
青森少年院別支所	0	0	0	0
仙台少年院別支所	1	1	0	0
盛岡少年院別支所	0	0	0	0
山形少年院別支所	0	0	0	0
秋田少年院別支所	0	0	0	0
福島少年院別支所	0	0	0	0
水戸少年院別支所	0	0	0	0
宇都宮少年院別支所	0	0	0	0
前橋少年院別支所	0	0	0	0
さいたま少年院別支所	1	1	0	0
千葉少年院別支所	1	1	0	0
東京少年院別支所	2	2	0	0
東京少年院別支所	1	1	0	0
横浜少年院別支所	1	1	0	0
新潟少年院別支所	0	0	0	0
甲府少年院別支所	0	0	0	0
長野少年院別支所	0	0	0	0
静岡少年院別支所	0	0	0	0
金沢少年院別支所	0	0	0	0
岐阜少年院別支所	2	2	0	0
富山少年院別支所	0	0	0	0
福井少年院別支所	0	0	0	0
津少年院別支所	0	0	0	0
大津少年院別支所	0	0	0	0
京都少年院別支所	2	2	0	0
大阪少年院別支所	2	2	0	0
神戸少年院別支所	2	2	0	0
奈良少年院別支所	0	0	0	0
和歌山少年院別支所	0	0	0	0
松江少年院別支所	0	0	0	0
岡山少年院別支所	0	0	0	0
広島少年院別支所	0	0	0	0
鳥取少年院別支所	0	0	0	0
山口少年院別支所	0	0	0	0
徳島少年院別支所	0	0	0	0
高松少年院別支所	0	0	0	0
松山少年院別支所	0	0	0	0
高知少年院別支所	0	0	0	0
福岡少年院別支所	1	1	0	0
福岡少年院別支所	1	1	0	0
佐賀少年院別支所	0	0	0	0
長崎少年院別支所	1	1	0	0
熊本少年院別支所	1	1	0	0
大分少年院別支所	0	0	0	0
宮崎少年院別支所	0	0	0	0
鹿児島少年院別支所	0	0	0	0
那覇少年院別支所	1	1	0	0
那覇少年院別支所	21	21	0	0

75. 全国矯正施設の医療費の推移(平成25年度～令和4年度)

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
矯正施設医療関係経費	5,832,344	6,006,457	5,995,667	5,724,426	5,368,744	5,059,065	5,009,581	5,020,679	5,610,259	6,669,552

76. 処遇指標別の刑事施設一覧(令和4年12月末現在)

管区別	施設名	属性／犯罪傾向の進捗
札幌管区	札幌 矯正 支	M、P、F、LB、B
	札幌 刑 支	W
	旭川 支	LB、B
	帯広 支	B
	釧路 刑 支	A、B
	網走 支	B
	月形 支	B
仙台管区	函館 支	I、JA、YjA、YA、A、B
	青森 支	B
	宮城 支	M、P、LB、B
	秋田 支	B
	山形 支	I、LA、A、B
	福島 支	F、B
	福島 刑 支	W、WF
東京管区	盛岡 支	JB、YjB、YB、B
	水戸 支	B
	栃木 支	W、WF、WJ、WLYj、WYj
	群馬 支	W、I、A、B
	前橋 支	F、B
	千葉 支	LA、A
	市原 支	I、JA、YjA、YA、A
	東成医療センター	M、MW、P、PW、W、A
	府中 支	M、P、F、FJ、FYj、LB、B
	横須賀 支	F、LB、B
	横須賀 刑 支	F、FJ、FYj、A
	新潟 支	F、B
	甲府 支	F、I、B
	長野 支	I、LA、A、B
	静岡 支	F、A、B
	川越 支	I、U、FJ、FYj、JA、LYJA、YJA、YA、A、B
	松本 支	JB、YjB、YB
	東京 支	W、A
	立川 支	P、W、B
名古屋管区	富山 支	B
	金沢 支	F、B
	福井 支	A、B
	岐阜 支	LB、B
	笠松 支	W
	岡崎 支	M、A
	名古屋 支	M、P、F、LB、B
	豊橋 支	W、A
	三河 支	I、A、B
	名古屋 支	W、A
	名古屋 支	W、A

管区別	施設名	属性／犯罪傾向の進捗
大阪管区	京都 支	F、LB、B
	大阪 支	M、P、F、FJ、FYj、LB、B
	大阪 医療 支	M、MW、P、PW、W、A
	神戸 支	F、LB、B
	加古川 支	W、I、JA、YjA、YA、A
	播磨 支	A、B
	和歌山 支	W、WF、WJ、WLYj、WYj
	姫路 支	FJ、FYj、JB、YjB、YB、B
	京都 支	W、A
	大阪 支	W、A
	神戸 支	W、A
広島管区	鳥取 支	B
	松江 支	B
	島根 支	YA、A
	岡山 支	LA、A
	広島 支	F、P、LB、B
	尾道 支	I、A、B
	山口 支	A、B
	岩国 支	W
	美濃 支	W、WU、WJA、WLYJA、WYJA、YA、A
	広島 支	W、A
高松管区	徳島 支	LB、B
	高松 支	P、F、LB、B
	松山 支	I、YA、A、B
	西条 支	W、A
福岡管区	高知 支	B
	北九州 支	M、MW、W、A
	福岡 支	M、P、F、LB、B
	福岡 支	W
	長崎 支	F、LB、B
	熊本 支	LB、B
	大分 支	I、LA、A、B
	宮崎 支	B
	鹿児島 支	B
	沖縄 支	I、M、P、YA、YB、A、B
福岡管区	佐賀 支	JA、YjA、YA、A、B
	福岡 支	W、A

(参考)

属性及び犯罪傾向の進捗並びに符号

符号	属性
D	拘留受刑者
M	精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
P	身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
W	女子
F	日本人と異なる処遇を必要とする者
I	保護観察者
U	おおむね20歳未満の者のうち、小集団を構成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの
J	少年院への収容を必要としない少年
L	執行すべき刑期が10年以上である者
Yj	少年事件で検察官退却となった時に20歳未満であった者のうち、可能性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの
Y	可能性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しない者
A	犯罪傾向が進んでいない者
B	犯罪傾向が進んでいる者

77. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導）の実施庁一覧（令和4年度）

薬物依存離脱指導

72庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	26	松本少年刑務所	51	島根あさひ社会復帰促進センター
2	旭川刑務所	27	東京拘置所	52	岡山刑務所
3	帯広刑務所	28	立川拘置所	53	広島刑務所
4	網走刑務所	29	富山刑務所	54	山口刑務所
5	月形刑務所	30	金沢刑務所	55	岩国刑務所
6	函館少年刑務所	31	福井刑務所	56	美祢社会復帰促進センター
7	青森刑務所	32	岐阜刑務所	57	広島拘置所
8	宮城刑務所	33	笠松刑務所	58	徳島刑務所
9	秋田刑務所	34	岡崎医療刑務所	59	高松刑務所
10	山形刑務所	35	名古屋刑務所	60	松山刑務所
11	福島刑務所	36	三重刑務所	61	高知刑務所
12	盛岡少年刑務所	37	名古屋拘置所	62	北九州医療刑務所
13	水戸刑務所	38	京都刑務所	63	福岡刑務所
14	栃木刑務所	39	大阪刑務所	64	麓刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	40	大阪医療刑務所	65	長崎刑務所
16	前橋刑務所	41	神戸刑務所	66	熊本刑務所
17	千葉刑務所	42	加古川刑務所	67	大分刑務所
18	東日本成人矯正医療センター	43	播磨社会復帰促進センター	68	宮崎刑務所
19	府中刑務所	44	和歌山刑務所	69	鹿児島刑務所
20	横浜刑務所	45	姫路少年刑務所	70	沖縄刑務所
21	新潟刑務所	46	京都拘置所	71	佐賀少年刑務所
22	甲府刑務所	47	大阪拘置所	72	福岡拘置所
23	長野刑務所	48	神戸拘置所		
24	静岡刑務所	49	鳥取刑務所		
25	川越少年刑務所	50	松江刑務所		

暴力団離脱指導

35庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	13	横浜刑務所	25	松江刑務所
2	旭川刑務所	14	新潟刑務所	26	広島刑務所
3	帯広刑務所	15	甲府刑務所	27	徳島刑務所
4	網走刑務所	16	立川拘置所	28	高松刑務所
5	月形刑務所	17	富山刑務所	29	高知刑務所
6	青森刑務所	18	金沢刑務所	30	福岡刑務所
7	宮城刑務所	19	岐阜刑務所	31	長崎刑務所
8	秋田刑務所	20	名古屋刑務所	32	熊本刑務所
9	福島刑務所	21	京都刑務所	33	宮崎刑務所
10	水戸刑務所	22	大阪刑務所	34	鹿児島刑務所
11	前橋刑務所	23	神戸刑務所	35	沖縄刑務所
12	府中刑務所	24	鳥取刑務所		

性犯罪再犯防止指導

20庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	8	長野刑務所	15	広島刑務所
2	函館少年刑務所	9	川越少年刑務所	16	山口刑務所
3	山形刑務所	10	松本少年刑務所	17	高松刑務所
4	盛岡少年刑務所	11	名古屋刑務所	18	松山刑務所
5	千葉刑務所	12	三重刑務所	19	福岡刑務所
6	府中刑務所	13	大阪刑務所	20	佐賀少年刑務所
7	横浜刑務所	14	加古川刑務所		

被害者の視点を取り入れた教育

73庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	26	川越少年刑務所	51	松江刑務所
2	旭川刑務所	27	松本少年刑務所	52	島根あさひ社会復帰促進センター
3	帯広刑務所	28	東京拘置所	53	岡山刑務所
4	網走刑務所	29	立川拘置所	54	広島刑務所
5	月形刑務所	30	富山刑務所	55	山口刑務所
6	函館少年刑務所	31	金沢刑務所	56	岩国刑務所
7	青森刑務所	32	福井刑務所	57	美祢社会復帰促進センター
8	宮城刑務所	33	岐阜刑務所	58	広島拘置所
9	秋田刑務所	34	笠松刑務所	59	徳島刑務所
10	山形刑務所	35	岡崎医療刑務所	60	高松刑務所
11	福島刑務所	36	名古屋刑務所	61	松山刑務所
12	盛岡少年刑務所	37	三重刑務所	62	高知刑務所
13	水戸刑務所	38	名古屋拘置所	63	北九州医療刑務所
14	栃木刑務所	39	京都刑務所	64	福岡刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	40	大阪刑務所	65	麓刑務所
16	前橋刑務所	41	大阪医療刑務所	66	長崎刑務所
17	千葉刑務所	42	神戸刑務所	67	熊本刑務所
18	市原刑務所	43	加古川刑務所	68	大分刑務所
19	東日本成人矯正医療センター	44	播磨社会復帰促進センター	69	宮崎刑務所
20	府中刑務所	45	和歌山刑務所	70	鹿児島刑務所
21	横浜刑務所	46	姫路少年刑務所	71	沖縄刑務所
22	新潟刑務所	47	京都拘置所	72	佐賀少年刑務所
23	甲府刑務所	48	大阪拘置所	73	福岡拘置所
24	長野刑務所	49	神戸拘置所		
25	静岡刑務所	50	鳥取刑務所		

交通安全指導

53庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務支所	19	川越少年刑務所	37	鳥取刑務所
2	旭川刑務所	20	松本少年刑務所	38	島根あさひ社会復帰促進センター
3	網走刑務所	21	東京拘置所	39	岡山刑務所
4	月形刑務所	22	立川拘置所	40	尾道刑務支所
5	函館少年刑務所	23	富山刑務所	41	岩国刑務所
6	宮城刑務所	24	岐阜刑務所	42	美祢社会復帰促進センター
7	秋田刑務所	25	笠松刑務所	43	広島拘置所
8	山形刑務所	26	名古屋刑務所	44	徳島刑務所
9	福島刑務所	27	三重刑務所	45	松山刑務所
10	盛岡少年刑務所	28	名古屋拘置所	46	高知刑務所
11	栃木刑務所	29	京都刑務所	47	麓刑務所
12	喜連川社会復帰促進センター	30	加古川刑務所	48	熊本刑務所
13	千葉刑務所	31	播磨社会復帰促進センター	49	大分刑務所
14	市原刑務所	32	和歌山刑務所	50	鹿児島刑務所
15	横浜刑務所	33	姫路少年刑務所	51	沖縄刑務所
16	甲府刑務所	34	京都拘置所	52	佐賀少年刑務所
17	長野刑務所	35	大阪拘置所	53	福岡拘置所
18	静岡刑務所	36	神戸拘置所		

就労支援指導

63庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	23	長野刑務所	45	松江刑務所
2	旭川刑務所	24	静岡刑務所	46	島根あさひ社会復帰促進センター
3	帯広刑務所	25	川越少年刑務所	47	岡山刑務所
4	網走刑務所	26	松本少年刑務所	48	広島刑務所
5	月形刑務所	27	東京拘置所	49	山口刑務所
6	函館少年刑務所	28	富山刑務所	50	岩国刑務所
7	青森刑務所	29	金沢刑務所	51	徳島刑務所
8	宮城刑務所	30	福井刑務所	52	高松刑務所
9	秋田刑務所	31	岐阜刑務所	53	松山刑務所
10	山形刑務所	32	笠松刑務所	54	高知刑務所
11	福島刑務所	33	名古屋刑務所	55	福岡刑務所
12	盛岡少年刑務所	34	三重刑務所	56	麓刑務所
13	水戸刑務所	35	名古屋拘置所	57	長崎刑務所
14	栃木刑務所	36	京都刑務所	58	熊本刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	37	大阪刑務所	59	大分刑務所
16	前橋刑務所	38	神戸刑務所	60	宮崎刑務所
17	千葉刑務所	39	加古川刑務所	61	鹿児島刑務所
18	市原刑務所	40	播磨社会復帰促進センター	62	沖縄刑務所
19	府中刑務所	41	和歌山刑務所	63	佐賀少年刑務所
20	横浜刑務所	42	姫路少年刑務所		
21	新潟刑務所	43	京都拘置所		
22	甲府刑務所	44	鳥取刑務所		

78. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別、男女別）、会議の開催回数、視察回数、被收容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和3年度）

（令和3年度）

施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数	意見数	施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数	意見数
	計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他						計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他				
札幌刑務所	7	6	1	1	1	1	4	5	1	4	7	名古屋拘置所	4	4	0	1	1	1	1	5	3	3	5
旭川刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	8	2	滋賀刑務所	4	3	1	1	1	1	1	4	1	0	3
帯広刑務所	4	3	1	1	1	0	2	5	2	5	9	京都刑務所	6	6	0	1	1	1	3	3	0	2	1
網走刑務所	3	3	0	1	0	1	1	6	1	0	7	大阪刑務所	9	9	0	1	1	2	5	8	1	9	11
月形刑務所	4	4	0	1	0	1	2	5	1	2	5	大阪医療刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	1	3	20
函館少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	0	2	神戸刑務所	7	7	0	1	1	2	3	4	2	38	19
青森刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	1	3	加古川刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	2	9	3
宮城刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	1	3	9	播磨社会復帰促進センター	4	4	0	1	1	1	1	6	6	2	3
秋田刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	0	6	和歌山刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	6	0	8
山形刑務所	4	4	0	1	1	0	2	8	3	18	4	姫路少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	0	0	1
福島刑務所	5	3	2	1	1	0	3	6	3	18	5	京都拘置所	4	3	1	1	1	1	1	5	3	5	5
盛岡少年刑務所	4	2	2	1	1	1	1	6	2	0	7	大阪拘置所	6	5	1	1	1	2	2	6	2	10	11
水戸刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	0	5	神戸拘置所	4	4	0	1	1	1	1	4	2	2	3
栃木刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	1	0	4	鳥取刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	2	2	3
黒羽刑務所	7	7	0	1	1	2	3	4	3	0	1	松江刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	0	3
喜連川社会復帰促進センター	5	3	2	1	1	2	1	5	1	4	2	島根あさひ社会復帰促進センター	5	4	1	1	1	1	2	5	1	2	6
前橋刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	2	8	9	岡山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	4	6
千葉刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	0	0	0	広島刑務所	6	6	0	1	1	1	3	5	2	4	2
市原刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	0	0	0	山口刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	3	6
東日本成人矯正医療センター	5	5	0	1	1	1	2	6	1	1	12	岩国刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	1	2	4
府中刑務所	10	10	0	1	1	1	7	6	1	16	11	美祿社会復帰促進センター	4	3	1	1	1	1	1	6	1	10	10
横浜刑務所	8	5	3	1	1	2	4	6	3	4	7	広島拘置所	4	3	1	1	1	0	2	4	1	0	3
新潟刑務所	5	4	1	1	1	0	3	5	4	4	12	徳島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	8	3
甲府刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	1	8	1	高松刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	2	3	1
長野刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	4	9	6	松山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	1	0
静岡刑務所	6	6	0	2	1	2	1	5	2	0	1	高知刑務所	4	4	0	1	0	1	2	6	1	2	3
川越少年刑務所	7	4	3	1	1	2	3	5	1	1	8	北九州医療刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	1	12	16
松本少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	3	2	0	福岡刑務所	7	7	0	1	1	2	3	6	4	3	6
東京拘置所	7	6	1	1	1	1	4	7	4	27	22	釧路刑務所	4	3	1	1	1	2	0	5	1	0	2
立川拘置所	4	4	0	1	1	1	1	5	1	8	9	長崎刑務所	5	3	2	1	1	1	2	6	2	5	2
富山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	1	1	2	熊本刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	4	3	3
金沢刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	2	5	5	大分刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	3	4
福井刑務所	4	4	0	1	1	0	2	6	6	0	7	宮崎刑務所	4	3	1	1	1	1	1	5	1	3	5
岐阜刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	2	5	4	鹿児島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	0	1
笠松刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	0	4	沖縄刑務所	5	5	0	1	1	1	2	5	4	0	3
岡崎医療刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	3	0	0	佐賀少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	5	5	2	1
名古屋刑務所	9	8	1	1	1	1	6	5	2	6	7	福岡拘置所	4	4	0	1	1	1	1	5	2	10	14
三重刑務所	4	3	1	1	1	0	2	4	3	1	2	計	362	321	41	76	72	78	136	417	153	344	408

1 委員数は、令和4年3月31日現在

2 視察回数は、刑務支所及び拘置支所を含む。また、同一日に支所を含め複数の施設を視察した場合は1件として計上。

3 意見数は、「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表（令和3年度）」（法務省ホームページ公表）に基づく。

79. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成26年～令和5年）

(1) 定員及び現在員の推移調（1月1日現在）

区分	定員	現員
平成26年	52,500	47,914
平成27年	52,500	47,872
平成28年	52,500	47,939
平成29年	52,500	47,909
平成30年	52,500	47,641
平成31年	52,500	47,245
令和2年	52,500	46,763
令和3年	52,500	46,358
令和4年	52,500	46,705
令和5年	52,500	46,956

(2) 保護司男女別平均年齢調（1月1日現在）

区分	保護司総数			平均年齢		
	男	女	計	男	女	計
平成26年	35,480	12,434	47,914	64.5	64.8	64.6
平成27年	35,432	12,440	47,872	64.6	65.0	64.7
平成28年	35,439	12,500	47,939	64.8	65.2	64.9
平成29年	35,400	12,509	47,909	64.8	65.3	65.0
平成30年	35,160	12,481	47,641	65.0	65.6	65.1
平成31年	34,816	12,429	47,245	64.9	65.6	65.1
令和2年	34,374	12,389	46,763	64.9	65.7	65.1
令和3年	34,026	12,332	46,358	64.8	65.6	65.0
令和4年	34,222	12,483	46,705	65.2	65.8	65.4
令和5年	34,382	12,574	46,956	65.4	66.1	65.6

(3) 保護司年齢構成調（1月1日現在）

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～76歳	77歳以上	計
平成26年	9	235	1,836	7,686	24,882	13,004	262	47,914
平成27年	9	270	1,855	7,496	24,617	13,355	270	47,872
平成28年	9	289	1,901	7,324	24,791	13,357	268	47,939
平成29年	13	299	2,077	7,175	24,574	13,522	249	47,909
平成30年	10	301	2,163	6,985	23,132	14,695	355	47,641
平成31年	10	316	2,307	6,917	22,031	15,307	357	47,245
令和2年	11	321	2,419	6,802	20,863	15,970	377	46,763
令和3年	12	350	2,502	6,890	20,205	16,030	369	46,358
令和4年	4	333	2,619	6,860	19,643	16,437	809	46,705
令和5年	11	350	2,597	6,955	18,944	16,820	1,279	46,956

(4) 保護司職業調（1月1日現在）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
農業漁業	3,774	3,645	3,558	3,466	3,363	3,237	3,162	3,081	3,152	3,102
製造加工業	1,138	1,102	1,085	1,039	1,002	959	907	867	781	743
商業	2,960	2,843	2,742	2,626	2,475	2,345	2,192	2,062	1,805	1,709
サービス業	1,572	1,579	1,596	1,624	1,638	1,657	1,634	1,631	1,639	1,657
土木建設業	922	925	935	963	978	983	960	975	911	946
会社員	3,868	3,844	3,855	3,845	3,857	3,825	3,760	3,743	3,623	3,634
公務員	2,378	2,356	2,389	2,445	2,485	2,510	2,477	2,561	2,097	2,237
教員	874	861	866	904	926	960	956	980	852	860
会社・団体役員	4,670	4,638	4,695	4,713	4,721	4,723	4,720	4,783	4,995	5,002
医師	112	107	104	105	103	106	98	97	91	88
宗教家	5,298	5,337	5,387	5,399	5,429	5,471	5,494	5,468	5,573	5,627
弁護士	47	55	62	71	72	77	78	81	77	79
貸家・アパート経営業	598	612	619	613	595	564	539	534	541	548
社会福祉事業従事者	1,216	1,272	1,351	1,455	1,518	1,597	1,630	1,716	1,785	1,871
無職（主婦を含む）	12,967	12,997	12,941	12,806	12,565	12,199	11,933	11,487	12,385	12,188
その他	5,520	5,699	5,754	5,835	5,914	6,032	6,223	6,292	6,398	6,665
計	47,914	47,872	47,939	47,909	47,641	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956

80. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成26年度～令和5年度）

（単位：千円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（案）
総 額	4,942,584	4,904,748	4,828,972	4,790,849	4,812,051	4,852,984	4,717,878	4,618,426	4,412,509	4,374,925
1人当たりの 金 額	104	104	101	100	101	102	100	100	97	96
※保護司 予算積算人員	47,425	47,362	47,668	47,794	47,724	47,349	47,113	46,307	45,699	45,776

81. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成26年度～令和5年度）

(1) 定員及び現在員(各年1月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
定員	1,362	1,362	1,375	1,396	1,410	1,406	1,410	1,402	1,392	1,392
現在員	1,354	1,356	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	-

(2) 男女別(各年1月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	991	983	968	973	976	968	960	965	942
女性	363	373	399	416	425	430	436	431	444
計	1,354	1,356	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386

(3) 年齢別(各年1月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20歳～29歳	15.1%	14.9%	14.8%	15.0%	15.4%	15.2%	15.6%	15.0%	15.8%
30歳～39歳	25.1%	25.5%	26.8%	25.2%	24.4%	23.7%	22.4%	21.8%	21.2%
40歳～49歳	30.1%	29.6%	28.4%	28.3%	28.1%	29.1%	28.9%	29.0%	29.3%
50歳～	29.7%	30.0%	30.0%	31.5%	32.1%	32.0%	33.1%	34.2%	33.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

82. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画

(1) 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数（令和5年1月1日現在）

施設数 103 定員数 2,416

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
1	更生保護法人 大谷染香苑	大谷染香苑	47	札幌市
2	更生保護法人 札幌大化院	札幌大化院希望寮	30	札幌市
3	更生保護法人 函館創生会	巴寮	20	函館市
4	更生保護法人 旭川保護会	旭川清和荘	20	旭川市
5	更生保護法人 釧路慈徳会	釧路慈徳会	20	釧路市
6	更生保護法人 十勝自営会	十勝自営会	17	帯広市
7	更生保護法人 網走慈恵院	錦水寮	17	網走市
8	更生保護法人 北見更生保護会	清泉寮	20	北見市
9	更生保護法人 あすなろ	プラザあすなろ	15	青森市
10	更生保護法人 岩手保護院	岩手保護院	12	盛岡市
11	更生保護法人 宮城東華会	宮城東華会	35	仙台市
12	更生保護法人 秋田至仁会	秋田至仁会	20	秋田市
13	更生保護法人 羽陽和光会	羽陽和光会	20	山形市
14	更生保護法人 至道会	至道会	24	福島市
15	更生保護法人 有光苑	有光苑	20	ひたちなか市
16	更生保護法人 尚徳有隣会	尚徳会館	30	宇都宮市
17	更生保護法人 栃木明德会	栃木明德会	20	栃木市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
18	更生保護法人 群馬県仏教保護会	群馬県仏教保護会	40	前橋市
19	更生保護法人 清心寮	清心寮	20	さいたま市
20	更生保護法人 千葉県帰性会	千葉県帰性会	20	千葉市
21	更生保護法人 更新会	更新会	20	新宿区
22	更生保護法人 興楽会	興楽会	22	板橋区
23	更生保護法人 斉修会	斉修会	20	新宿区
24	更生保護法人 慈済会	慈済会	20	荒川区
25	更生保護法人 新興会	新興会	27	豊島区
26	更生保護法人 真哉会	真哉会	20	足立区
27	更生保護法人 静修会	足立寮	45	足立区
28	更生保護法人 静修会	荒川寮	20	荒川区
29	更生保護法人 清和会	清和会	36	足立区
30	更生保護法人 善隣厚生会	善隣厚生会	20	渋谷区
31	更生保護法人 東京実華道場	ステップ竜岡	17	文京区
32	更生保護法人 東京実華道場	ステップ押上	38	墨田区
33	更生保護法人 東京都更生保護協会	敬和園	20	中野区
34	更生保護法人 日新協会	日新協会	27	荒川区

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
35	更生保護法人 両全会	両全会	20	渋谷区
36	更生保護法人 鶴舞会	鶴舞会	20	町田市
37	更生保護法人 自愛会	自愛会	15	八王子市
38	更生保護法人 くにとち安立	くにとち安立	35	国立市
39	更生保護法人 紫翠苑	紫翠苑	20	八王子市
40	更生保護法人 まこと寮	まこと寮	34	横浜市
41	更生保護法人 横浜力行舎	横浜力行舎	19	横浜市
42	更生保護法人 川崎自立会	川崎自立会	40	川崎市
43	更生保護法人 報徳更生寮	報徳更生寮	33	小田原市
44	更生保護法人 新潟県保護会	新潟川岸寮	34	新潟市
45	更生保護法人 山梨以德会	山梨以德会	20	甲府市
46	更生保護法人 長野司法厚生協会	裾花寮	20	長野市
47	更生保護法人 松本保護会	みすず寮	17	松本市
48	更生保護法人 静岡県勧善会	静岡県勧善会	20	静岡市
49	更生保護法人 少年の家	少年の家	21	静岡市
50	更生保護法人 富山養得園	富山養得園	20	富山市
51	更生保護法人 徳風苑	親和寮	20	金沢市
52	更生保護法人 福井福田会	福井福田会	20	福井市
53	更生保護法人 岐阜県共助会	光風荘	20	岐阜市
54	更生保護法人 洗心之家	洗心之家	14	岐阜市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
55	更生保護法人 愛知自啓会	愛知自啓会	24	名古屋市
56	更生保護法人 中協園	中協園	19	名古屋市
57	更生保護法人 立正園	立正園	20	名古屋市
58	更生保護法人 岡崎自啓会	岡崎自啓会	34	岡崎市
59	更生保護法人 徳永会大徳塾	徳永会大徳塾	12	豊田市
60	更生保護法人 東三更生保護会	東三更生保護会	30	豊橋市
61	更生保護法人 三重県保護会	三重県保護会	20	津市
62	更生保護法人 滋賀好善会	光風寮	20	大津市
63	更生保護法人 京都保護育成会	京都保護育成会	20	京都市
64	更生保護法人 西本願寺白光荘	西本願寺白光荘	20	京都市
65	更生保護法人 盟親	盟親	40	京都市
66	更生保護法人 和衷会	和衷会	110	大阪市
67	更生保護法人 愛正会	愛正会	20	大阪市
68	更生保護法人 宝珠園	宝珠園	17	堺市
69	更生保護法人 泉州寮	泉州寮	20	泉佐野市
70	更生保護法人 神戸学而園	湊川寮	20	神戸市
71	更生保護法人 播磨保正会	播磨保正会	30	姫路市
72	更生保護法人 姫路薬師寮	姫路薬師寮	32	姫路市
73	更生保護法人 至徳会	至徳会	19	奈良市
74	更生保護法人 端正会	端正会	20	和歌山市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
75	更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	鳥取県更生保護給産会	17	鳥取市
76	更生保護法人 しらふじ	しらふじ	20	松江市
77	更生保護法人 備作恵済会古松園	備作恵済会古松園	20	岡山市
78	更生保護法人 美作自修会	美作自修会	17	津山市
79	更生保護法人 ウィズ広島	ウィズ広島	45	広島市
80	更生保護法人 呉清明園	呉清明園	20	呉市
81	更生保護法人 山口更生保護会	山口更生保護会	20	山口市
82	更生保護法人 たちばな会	たちばな荘	14	下関市
83	更生保護法人 徳島自立会	徳島自立会	18	徳島市
84	更生保護法人 讃岐修斉会	讃岐修斉会	20	丸亀市
85	更生保護法人 愛媛県更生保護会	愛媛県更生保護会	20	松山市
86	更生保護法人 高坂寮	高坂寮	18	高知市
87	更生保護法人 福岡梅香会	梅香寮	20	福岡市
88	更生保護法人 福岡弥生寮	福岡弥生寮	20	福岡市
89	更生保護法人 福正会	福正会	20	福岡市
90	更生保護法人 恵辰会	恵辰会	30	糟屋郡須恵町
91	更生保護法人 筑豊宏済会	筑豊宏済会	20	飯塚市
92	特定非営利活動法人 TFG（田川ふれ愛義塾）	田川ふれ愛義塾	19	田川市
93	更生保護法人 湧金寮	湧金寮	20	北九州市
94	更生保護法人 佐賀県恒産会	佐賀県恒産会	20	佐賀市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
95	更生保護法人 長崎啓成会	長崎啓成会	20	長崎市
96	更生保護法人 佐世保白雲	佐世保白雲	20	佐世保市
97	社会福祉法人 南高愛隣会	雲仙・虹	20	雲仙市
98	更生保護法人 熊本自営会	熊本自営会	20	熊本市
99	更生保護法人 豊州保護会	あけぼの寮	20	大分市
100	更生保護法人 みやざき青雲	みやざき青雲	20	宮崎市
101	更生保護法人 草牟田寮	草牟田寮	20	鹿児島市
102	更生保護法人 がじゅまる沖縄	がじゅまる沖縄	20	那覇市
103	一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	やんばる青年隊	10	国頭郡東村

(2) 更生保護施設の整備状況（主要建物の構造別・経過年数別施設数）

令和4年6月1日現在

構造	経過年数					総計
	0-10	11-20	21-30	31-40	41-	
木					2	2
ブロック						0
鉄筋コンクリート	21	19	18	9	17	84
鉄骨	3	2	2	4	3	14
鉄骨鉄筋コンクリート						0
総計	24	21	20	13	22	100

※更生保護法人が運営している更生保護施設に限る。

(3) 今後の整備計画（令和4年度補正予算及び令和5年度（案））

補助対象の事業	全面改築事業（2施設）	その他の施設整備事業	計
補助金額（千円）（令和4年度補正）	520,200	-	520,200
補助金額（千円）（令和5年度（案））	-	174,740	174,740

83. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成26年度～令和5年度）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
更生保護委託費 予算額（千円）	4,875,062	4,853,778	4,813,424	5,026,746	5,279,450	5,377,099	5,430,965	5,473,533	5,341,737	5,372,765
更生保護委託費 予算単価（円）										
入 所 委 託 分										
補導援護分 （一般分）	145.80	145.80	145.80	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50
補導援護分 （加算分）	126.36	126.36	126.36	126.36	126.36	127.53	128.70	128.70	128.70	128.70
補導援護費 （薬物依存回復訓練分）	904.00	904.00	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
食事付宿泊費	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,018.91	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43
宿 泊 費 （更生保護施設）	690.20	690.20	690.20	690.20	690.20	696.59	702.98	702.98	702.98	702.98
宿 泊 費 （その他施設等）	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,968.00	2,012.00
食事給与費	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,334.30	1,334.30
委託事務費	4,719.79	4,862.55	5,314.21	5,321.86	5,772.26	5,891.03	5,935.38	6,010.12	6,040.09	6,486.23
自立準備支援費	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
支援計画書作成費	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
通 所 委 託 分										
補 導 援 護 費 (職 業 訓 練 委 託 分)	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00
補 導 援 護 費 (薬 物 依 存 回 復 訓 練 分)	904.00	904.00	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
補 導 援 護 費 (地 域 移 行 支 援 (通 所 支 援 分))	—	—	—	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50
補 導 援 護 費 (地 域 移 行 支 援 (往 訪 支 援 分))	—	—	—	—	—	—	—	2,354.00	2,354.00	2,354.00
補 導 援 護 費 (薬 物 依 存 回 復 プ ロ グ ラ ム 分)	—	—	—	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	—
処 遇 メ ニ ュ ー										
認 知 行 動 療 法 群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,400.00
依 存 回 復 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,297.00
社 会 適 応 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	814.00
地 域 移 行 支 援 群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	349.00
更 生 保 護 事 業 費 補助金予算額 (千円) (※)	223,390	324,170	390,922	395,123	394,387	404,050	356,750	0	314,953	174,740

※ 更生保護事業費補助金予算額は (目) 更生保護事業費補助金のうち更生保護施設整備事業費分

84. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成25年～令和4年）

(1) 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（平成25年～令和4年）（各年1月1日現在）

区分 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
定員	14,178	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252
現在員	13,767	13,809	13,843	13,878	13,938	13,957	13,965	13,960	13,991	13,956

(2) 人権擁護委員の男女別の推移（平成25年～令和4年）（各年1月1日現在）

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
男	7,633	7,587	7,541	7,476	7,509	7,482	7,445	7,396	7,423	7,363
女	6,134	6,222	6,302	6,402	6,429	6,475	6,520	6,564	6,568	6,593

(3) 人権擁護委員の年齢構成別及び平均年齢の推移（平成25年～令和4年）（各年1月1日現在）

区分 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
20～29	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1
30～39	61	62	63	61	47	52	55	60	65	58
40～49	324	317	322	296	320	305	313	311	326	343
50～59	1,722	1,622	1,514	1,410	1,308	1,176	1,132	1,089	1,060	1,065
60～69	9,250	9,295	9,229	9,448	9,569	8,789	8,741	8,473	8,217	7,915
70～79	2,408	2,511	2,710	2,658	2,682	3,625	3,709	4,010	4,303	4,552
80～	1	1	4	4	10	9	13	16	19	22
平均年齢	64.3	64.5	64.7	65.0	65.3	65.9	66.0	66.1	66.1	66.1

(4) 人権擁護委員の職種別の推移（平成25年～令和4年）

（各年1月1日現在）

区分 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
無 職	7,595	7,692	7,865	7,922	7,919	7,865	7,804	7,725	7,674	7,559
農林漁業	733	695	655	647	633	593	566	532	505	472
宗教関係	830	815	780	762	753	735	717	694	678	668
会社役員	691	687	678	650	632	606	615	593	583	560
商 業	241	252	239	224	216	201	191	167	159	146
団体役員	340	344	337	330	327	324	339	343	363	351
弁護士	404	404	409	403	402	400	388	386	390	396
司法書士・税理士等	256	252	248	241	252	252	259	247	238	237
会社員	502	486	472	445	467	476	495	516	532	553
教育関係	481	449	445	437	470	530	589	652	697	773
各種委員	80	56	34	34	33	31	32	34	30	24
公務員	197	235	264	404	543	694	775	838	890	922
製造・加工業	34	31	25	23	22	22	27	26	28	29
議員	51	42	40	36	38	38	39	40	41	45
医療関係	91	90	91	87	91	99	98	96	92	100
報道関係	14	12	11	12	11	11	10	13	15	15
その他	1,227	1,267	1,250	1,221	1,129	1,080	1,021	1,058	1,076	1,106

85. 人権擁護委員実費弁償金(総額及び1人当たりの金額)(平成26年度～令和5年度)

年 度 区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 額 (千円)	(1,158,313)	(1,155,692)	(1,161,899)	(1,244,760)	(1,304,500)	(1,321,948)	(1,183,622)	(1,319,921)	(1,323,551)	
委員1人当たりの金額 (千円)	(81)	(81)	(82)	(87)	(92)	(93)	(83)	(93)	(93)	
	81	81	82	87	92	93	94	93	93	93

※ 委員1人当たりの金額は、人権擁護委員実費弁償金の総額を予算定数で除した金額である。

※ 上段()内は、補正後予算額である。

86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成25年～令和4年）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年末現在収容人員	914	932	1,003	1,133	1,351	1,246	1,054	346	124	229

令和4年の数値は速報値である。

87. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の退去強制令書に基づく収容期間別の人数（令和3年12月末現在）
（単位：人）

被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						
	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上
124	85	11	5	5	7	2	9

88. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）

施設名	常勤・常勤以外	令和4年度末 定員	現在員 (R5. 2. 1現在)	欠員数 (R5. 2. 1現在)
東日本	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		13	
大村	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		7	
東京	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		11	
横浜	常勤医師	1	0	1
	常勤以外の医師		1	
名古屋	常勤医師	1	0	1
	常勤以外の医師（※1）		5	
大阪	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師（※2）		4	
合計	常勤医師	6	4	2
	常勤以外の医師		41	

※1 名古屋局の常勤以外の医師の内訳：歯科医師会（不定数）を「1」として計上

※2 大阪局の常勤以外の医師の内訳：契約医療機関1法人を「1」として計上

89. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和３年）

（人員）

国 籍	異議申出件数 （総数）	在留特別許可数 （総数）	退 去 強 制 事 由 別		
			不法入国・上陸	不法残留	刑罰法令違反等
韓 国 ・ 朝 鮮	86	79	10	48	21
中 国	339	246	15	169	62
フィリピン	436	350	48	230	72
そ の 他	8,836	8,118	59	7,824	235
計	9,697	8,793	132	8,271	390

（注）外国人出入国情報システムにより集計した数値であり出入国管理統計年報上の数値と異なる場合がある。

90. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、1号から2号への移行者数、2号から3号への移行者数及び失踪者数の推移（平成24年～令和3年）

○ 平成24年から令和3年までの在留資格「研修」、「技能実習」及び「特定活動（技能実習）」に係る失踪者数の推移

（人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	2,007	3,567	4,851	5,808	5,060	7,091	9,052	8,796	5,885	7,167
ベ ト ナ ム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中 国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カ ン ボ ジ ア	-	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミ ャ ン マ ー	7	7	107	336	216	446	345	347	250	447
イ ン ド ネ シ ア	125	114	276	252	200	242	339	307	240	208
そ の 他	202	305	381	341	348	402	272	245	196	177

（注1）平成30年以降は、在留資格「技能実習」の失踪者数である。

（注2）「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年までは「その他」に含まれる。

○ 平成24年から令和3年までの在留資格「技能実習」に係る失踪者数の推移

（人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベ ト ナ ム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中 国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カ ン ボ ジ ア	-	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミ ャ ン マ ー	7	7	107	336	216	446	345	347	250	447
イ ン ド ネ シ ア	124	114	276	252	200	242	339	307	240	208
そ の 他	201	304	377	336	346	400	272	245	196	177

（注）「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年までは「その他」に含まれる。

● 国籍・地域別技能実習2号への移行者数(在留資格変更許可人員)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ベトナム	5,520	5,861	8,664	16,968	28,457
中国	36,448	35,463	31,822	31,055	27,180
フィリピン	2,550	2,937	3,380	5,216	7,705
インドネシア	2,689	2,979	3,440	4,997	6,069
タイ	913	925	1,411	1,741	2,025
その他	632	627	819	1,832	3,653
合計	48,752	48,792	49,536	61,809	75,089

● 国籍・地域別技能実習2号への在留資格変更許可人員

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ
ベトナム	416	39,528	1,057	85,835	852	70,423	595	82,873	192	37,752
中国	584	25,165	973	45,352	622	26,818	696	25,441	173	8,322
インドネシア	265	6,603	537	13,502	349	11,106	321	13,221	186	6,734
フィリピン	374	8,384	690	17,304	448	10,538	544	11,648	146	4,363
ミャンマー	41	2,105	17	4,554	62	3,653	128	5,696	16	3,169
その他	185	5,631	325	10,329	194	7,776	104	17,930	63	5,885
合計	1,865	87,416	3,599	176,876	2,527	130,314	2,388	147,845	776	66,225

● 国籍・地域別技能実習3号への在留資格変更許可人員

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ
ベトナム	-	-	16	945	20	2,553	63	7,658	191	15,012
フィリピン	-	-	24	198	30	639	121	2,030	193	3,497
インドネシア	-	-	0	119	0	254	3	1,026	9	2,593
中国	-	-	96	147	81	550	82	1,846	57	2,436
ミャンマー	-	-	0	49	4	257	12	595	20	971
その他	-	-	22	92	45	255	12	975	33	1,876
合計	-	-	158	1,550	180	4,508	293	14,130	503	26,385

(注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された(平成22年7月1日施行)。その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行(平成29年11月1日)に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

(注2) 平成24年から平成28年までの数は、「技能実習2号」に移行した者の数である。

(注3) 平成29年以降の数は、「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者の数である。

(注4) 平成29年及び平成30年の「技能実習2号」の在留資格変更許可人員には、技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。

(1) 外国人新規入国者数

技能実習1号イ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
総数	5,876	5,585	6,377	6,680	6,665	7,492	6,222	6,300	1,652	218	-86.8
ベトナム	2,829	2,178	2,299	2,141	1,846	1,819	1,330	1,592	263	85	-67.7
フィリピン	710	807	925	1,023	852	1,265	1,214	1,020	293	58	-80.2
ミャンマー	945	899	1,179	1,217	1,392	1,477	1,040	936	272	50	-81.6
インドネシア	626	746	867	1,043	1,243	1,382	1,254	1,199	297	21	-92.9
マレーシア	3	6	16	50	47	30	67	184	21	4	-81.0
メキシコ	403	488	560	658	797	923	722	710	349	0	-100.0
スリランカ	50	70	185	207	156	128	152	210	48	0	-100.0
その他の	65	84	22	30	21	165	116	43	33	0	-100.0
	22	45	26	33	9	10	12	42	25	0	-100.0
	8	16	15	15	9	21	16	18	13	0	-100.0
	215	246	283	263	293	272	299	346	38	0	-100.0

技能実習1号ロ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
ベトナム	62,039	61,841	76,139	90,307	99,453	120,179	137,973	167,405	74,804	21,899	-70.7
フィリピン	6,739	9,323	18,564	31,629	42,922	57,425	71,368	90,150	41,048	16,392	-60.1
ミャンマー	46,343	42,199	41,672	36,186	31,049	32,253	32,310	33,093	10,786	3,420	-68.3
インドネシア	13	65	643	1,719	2,356	3,203	3,656	6,276	3,522	821	-76.7
カンボジア	3,415	3,656	5,328	6,631	7,253	8,658	11,511	15,036	7,912	494	-93.8
タイ	227	325	1,099	2,078	2,727	2,951	3,284	4,189	2,735	273	-90.0
スリランカ	3,638	4,081	6,130	8,875	9,498	11,541	10,806	12,640	4,822	224	-95.4
ネパール	1,049	1,544	2,031	2,441	2,734	2,972	3,539	3,877	2,499	222	-91.1
ラオス	114	59	85	121	127	196	256	326	236	40	-83.1
その他の	141	207	141	89	97	88	116	184	118	8	-93.2
	110	132	125	128	174	173	197	217	115	4	-96.5
	250	250	321	410	516	719	930	1,417	1,011	1	-99.9

技能実習2号イ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
総数	4	0	2	1	2	0	12	8	2	0	-100.0
中国	1	0	2	0	0	0	2	3	1	0	-100.0
タイ	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	-100.0
ベトナム	0	0	0	1	2	0	5	1	0	0	-
フィリピン	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	-
インドネシア	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

技能実習2号ロ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
総数	49	17	15	16	11	9	242	183	116	23	-80.2
中国	40	14	14	11	4	7	92	56	43	14	-67.4
ベトナム	1	2	1	4	3	1	94	108	47	8	-83.0
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	20	0	2	1	-50.0
カンボジア	0	0	0	0	0	0	7	1	12	0	-100.0
インドネシア	8	0	0	1	1	1	15	5	9	0	-100.0
フィリピン	0	1	0	0	2	0	9	5	3	0	-100.0
モルゴ	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	-
タイ	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	-
バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-
スリランカ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	-
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

技能実習3号イ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
総数						0	64	226	63	3	-95.2
中国						0	12	38	17	3	-82.4
フィリピン						0	20	81	33	0	-100.0
ベトナム						0	23	95	9	0	-100.0
インドネシア						0	1	7	3	0	-100.0
タイ						0	3	2	1	0	-100.0
ミャンマー						0	4	3	0	0	-
マレーシア						0	1	0	0	0	-
その他の						0	0	0	0	0	-

技能実習3号ロ

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年 増減率(%)
国籍・地域											
総数						8	5,648	14,750	7,189	1,280	-82.2
ベトナム						8	3,217	7,682	3,708	803	-78.3
中国						0	1,050	2,668	1,092	285	-73.9
インドネシア						0	490	1,118	700	57	-91.9
フィリピン						0	491	1,806	821	46	-94.4
ミャンマー						0	62	379	205	41	-80.0
タイ						0	164	537	349	29	-91.7
カンボジア						0	135	466	255	17	-93.3
スリランカ						0	9	19	11	2	-81.8
モンゴル						0	16	47	24	0	-100.0
ラオス						0	9	16	15	0	-100.0
その他の						0	5	12	9	0	-100.0

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された(平成22年7月1日施行)。その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行(平成29年11月1日)に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

(2) 在留外国人数

技能実習1号イ

年 国籍・地域	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	4,121	3,683	4,371	4,815	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	211	100.0	-82.5
中 国	1,950	1,616	1,710	1,562	1,305	1,394	1,057	1,235	225	86	40.8	-61.8
ベ ト ナ ム	576	581	799	955	784	1,175	1,140	915	270	56	26.5	-79.3
タ イ	633	477	637	659	900	963	748	660	162	34	16.1	-79.0
フ ィ リ ピ ン	462	496	595	830	1,041	1,198	1,112	1,023	245	31	14.7	-87.3
ミ ャ ン マ ー	3	6	16	50	62	30	71	183	17	4	1.9	-76.5
そ の 他	497	507	614	759	851	1,211	1,000	959	286	0	0.0	-100.0

技能実習1号ロ

年 国籍・地域	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	59,160	57,997	73,145	87,070	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	24,005	100.0	-67.8
ベ ト ナ ム	6,803	9,276	18,635	31,444	43,084	57,618	73,010	89,861	41,294	17,737	73.9	-57.0
中 国	43,763	38,955	39,264	33,928	29,694	30,701	31,121	31,254	10,666	3,558	14.8	-66.6
ミ ャ ン マ ー	13	70	563	1,535	2,274	3,061	3,611	6,116	3,439	933	3.9	-72.9
イ ン ド ネ シ ア	3,338	3,545	5,198	6,439	7,228	8,689	11,527	14,823	7,800	735	3.1	-90.6
フ ィ リ ピ ン	3,384	3,697	5,818	8,545	9,124	11,122	10,681	12,248	4,573	350	1.5	-92.3
そ の 他	1,859	2,454	3,667	5,179	6,238	6,910	8,299	10,106	6,704	692	2.9	-89.7

技能実習2号イ

年 国籍・地域	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	2,869	2,788	2,553	2,684	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	2,818	100.0	-37.2
ベ ト ナ ム	463	533	557	611	819	853	1,105	1,447	1,359	737	26.2	-45.8
フ ィ リ ピ ン	249	281	284	284	342	573	706	777	949	674	23.9	-29.0
中 国	1,729	1,617	1,351	1,340	1,397	1,170	1,009	1,060	1,169	645	22.9	-44.8
イ ン ド ネ シ ア	293	218	205	289	416	482	552	595	603	478	17.0	-20.7
タ イ	119	125	145	135	178	249	269	272	192	134	4.8	-30.2
そ の 他	16	14	11	25	55	97	71	117	218	150	5.3	-31.2

技能実習2号ロ

年 国籍・地域	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	85,327	90,738	87,557	98,086	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	202,006	100.0	-21.8
ベ ト ナ ム	8,873	11,242	14,048	24,571	43,524	63,909	85,050	112,363	144,784	115,909	57.4	-19.9
中 国	63,953	64,986	57,768	52,256	48,461	44,302	43,322	44,352	45,755	28,145	13.9	-38.5
イ ン ド ネ シ ア	5,161	5,961	6,386	8,024	10,419	11,892	13,592	17,459	22,838	19,669	9.7	-13.9
フ ィ リ ピ ン	4,747	5,603	6,024	8,081	12,167	14,916	17,092	18,581	20,468	15,613	7.7	-23.7
ミ ャ ン マ ー	71	44	52	389	1,602	2,999	4,595	6,000	8,916	8,552	4.2	-4.1
そ の 他	2,522	2,902	3,279	4,765	6,623	8,711	10,222	12,210	15,412	14,118	7.0	-8.4

技能実習3号イ

年	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対 前 年 末 増減率(%)
国籍・地域												
総 数						0	220	605	707	779	100.0	10.2
フィリピン						0	44	155	264	335	43.0	26.9
ベトナム						0	38	152	182	250	32.1	37.4
中国						0	108	209	202	108	13.9	-46.5
ミャンマー						0	4	11	15	28	3.6	86.7
タイ						0	19	63	30	25	3.2	-16.7
その他						0	7	15	14	33	4.2	135.7

技能実習3号ロ

年	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	構 成 比 (%)	対 前 年 末 増減率(%)
国籍・地域												
総 数						8	7,178	25,751	39,149	46,304	100.0	18.3
ベトナム						8	4,156	13,989	20,990	25,874	55.9	23.3
フィリピン						0	686	3,090	5,149	6,183	13.4	20.1
中国						0	1,189	4,260	5,724	4,947	10.7	-13.6
インドネシア						0	607	1,923	2,977	4,111	8.9	38.1
ミャンマー						0	111	738	1,409	1,741	3.8	23.6
その他						0	429	1,751	2,900	3,448	7.4	18.9

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された(平成22年7月1日施行)。その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行(平成29年11月1日)に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

91. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和4年）※1号、2号別

（特定技能1号）

○国籍・地域別の新規入国者数

国籍・地域	令和元年	国籍・地域	令和2年	国籍・地域	令和3年	国籍・地域	令和4年上半期
総数	563	総数	3,760	総数	1,093	総数	9,432
ベトナム	304	ベトナム	1,816	ベトナム	765	インドネシア	3,637
インドネシア	112	インドネシア	717	中国	157	フィリピン	1,612
カンボジア	59	中国	503	インドネシア	56	ベトナム	1,503
ミャンマー	37	カンボジア	235	ミャンマー	42	中国	1,018
タイ	27	ミャンマー	184	タイ	31	ミャンマー	530
ネパール	7	タイ	139	カンボジア	27	カンボジア	380
ラオス	5	フィリピン	46	フィリピン	9	ネパール	359
韓国	3	ネパール	28	ネパール	3	タイ	233
中国	2	モンゴル	23	韓国	2	モンゴル	94
モンゴル	2	台湾	19	台湾	1	インド	21
その他	5	その他	50	その他	0	その他	45

（特定技能2号）

○新規入国者なし（令和元年～令和4年上半期）

第 4 表

国籍・地域別 分野別 特定技能 1 号在留外国人数

(令和元年6月末現在)

国 籍 ・ 地 域	総 数	介 護 分 野	ビ ル ク リ ー ニ ン グ 分 野	素 形 材 産 業 分 野	産 業 機 械 製 造 業 分 野	電 気 ・ 電 子 情 報 産 業 分 野	建 設 分 野	造 船 ・ 舶 用 工 業 分 野	自 動 車 整 備 分 野	航 空 分 野	宿 泊 分 野	農 業 分 野	漁 業 分 野	飲 食 料 品 製 造 業 分 野	外 食 業 分 野
総 数	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
ア ジ ア	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
カ ン ボ ジ ア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
タ イ	11	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベ ト ナ ム	7	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

第4表

国籍・地域別 分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年9月末現在)

国 籍 ・ 地 域	総 数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総 数	219	16	-	42	43	3	1	7	1	-	6	31	-	49	20
ア ジ ア	218	16	-	42	43	3	1	7	1	-	5	31	-	49	20
ミ ャ ン マ ー	16	-	-	4	1	-	-	-	-	-	1	-	-	8	2
バ ン グ ラ デ シ ュ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
カ ン ボ ジ ア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
ス リ ラ ン カ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
中 国	17	-	-	1	5	3	1	-	-	-	-	4	-	-	3
台 湾	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
イ ン ド ネ シ ア	33	2	-	6	9	-	-	-	-	-	1	6	-	9	-
ネ パ ー ル	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フ ィ リ ピ ン	27	13	-	-	6	-	-	5	1	-	1	1	-	-	-
タ イ	23	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベ ト ナ ム	93	1	-	8	22	-	-	2	-	-	2	16	-	32	10
南 米	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
チ リ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

第4表 国籍・地域別 分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年12月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	1,621	19	13	193	198	38	107	58	10	-	15	292	21	557	100
アジア	1,619	19	13	193	198	38	107	58	10	-	14	292	21	557	99
ミャンマー	100	-	-	5	6	12	1	1	-	-	1	6	-	61	7
バングラデシュ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
カンボジア	94	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	74	-	17	-
スリランカ	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
中国	100	-	-	22	12	4	10	-	-	-	1	21	3	17	10
台湾	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
インド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
インドネシア	189	3	-	33	49	3	3	7	-	-	3	42	7	37	2
韓国	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
ラオス	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1
モンゴル	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
ネパール	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	9
フィリピン	111	14	-	10	7	2	7	35	8	-	1	17	-	8	2
タイ	79	-	1	35	12	7	-	10	-	-	-	7	-	6	1
ベトナム	901	2	12	85	112	9	86	5	2	-	8	112	11	407	50
ヨーロッパ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
イタリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南米	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
チリ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年3月末現在)

国 籍 ・ 地 域	総 数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総 数	3,987	56	27	437	428	184	267	156	37	-	19	686	42	1,402	246
ア ジ ア	3,979	56	27	437	428	184	267	156	37	-	18	686	42	1,402	239
ミ ャ ン マ ー	216	-	-	10	7	12	3	2	2	-	1	15	-	156	8
ブ ー タ ン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
バ ン グ ラ デ シ ュ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
カ ン ボ ジ ア	198	-	7	2	1	1	5	-	-	-	-	146	-	36	-
ス リ ラ ン カ	21	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	3	-	8	6
中 国	331	3	-	61	36	21	29	29	-	-	3	65	3	57	24
台 湾	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
イ ン ド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
イ ン ド ネ シ ア	456	26	-	78	113	9	16	40	-	-	3	88	16	64	3
韓 国	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	14
ラ オ ス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	1
マ レ ー シ ア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
モ ン ゴ ル	6	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-
ネ パ ー ル	25	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	11	-	-	13
フ ィ リ ピ ン	235	24	-	29	19	17	7	48	29	-	2	34	-	24	2
タ イ	125	-	1	46	20	11	6	13	-	-	-	14	-	10	4
ベ ト ナ ム	2,316	3	19	207	231	113	200	24	6	-	7	304	23	1,042	137
ヨ ー ロ ッ パ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
イ タ リ ア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
カ ザ フ ス タ ン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

国 籍 ・ 地 域	総 数	介 護 分 野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
ス ペ イ ン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
北 米	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ア メ リ カ 合 衆 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南 米	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
チ リ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年3月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年6月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	5,950	170	84	537	561	268	374	175	54	2	39	930	55	2,094	607
アジア	5,925	167	82	537	559	268	374	175	54	2	38	929	55	2,094	591
ミャンマー	291	1	5	10	10	12	3	2	2	-	3	25	-	187	31
ブータン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3
ブルネイ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
カンボジア	243	-	8	2	1	1	5	-	1	-	-	167	-	57	1
スリランカ	30	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	4	-	9	12
中国	597	27	-	81	61	34	47	30	1	-	4	121	3	117	71
台湾	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	28
インドネシア	558	43	3	87	115	13	21	38	2	-	7	103	24	96	6
韓国	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7	33
ラオス	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6	1
マレーシア	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
モンゴル	16	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	-	5	4
ネパール	49	1	-	-	-	-	2	-	-	-	6	13	-	3	24
フィリピン	369	49	11	30	24	20	19	59	37	-	2	66	-	37	15
タイ	177	1	2	50	26	32	9	15	-	-	-	21	-	15	6
ベトナム	3,500	44	53	273	321	156	267	31	11	1	13	401	28	1,549	352
ヨーロッパ	16	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	12
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フランス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

国籍・地域		総 数	介護分野	ビルクリーニング 分野	素材産業 分野	産業機械製 造業分野	電気・電 情報業 分野	電子関 連分野	建設分野	造船・舶 用工業 分野	自動車整備 分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製 造業分野	外食業分野
北	イタリ ア	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	キルギス	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ス ペ イ ン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
	米	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メキシコ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南	アメリカ合衆国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	米	5	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	チ リ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ペ ル ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年9月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	8,769	343	112	712	774	378	642	213	90	12	51	1,306	110	3,167	859
アジア	8,732	341	108	712	772	378	642	213	90	10	49	1,305	110	3,166	836
ミャンマー	405	14	9	15	11	12	7	2	2	-	3	34	-	243	53
ブータン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	6	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	3
カンボジア	280	1	9	4	2	1	8	-	1	-	-	191	-	62	1
スリランカ	44	-	2	4	2	2	-	-	1	2	-	5	-	8	18
中国	826	41	-	91	92	44	71	33	1	1	3	155	10	189	95
台湾	46	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	8	33
インドネシア	775	70	5	105	138	15	19	37	2	-	10	145	65	150	14
韓国	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	8	41
ラオス	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	1
マレーシア	5	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
モンゴル	39	2	-	-	1	-	2	-	3	5	3	6	-	9	8
ネパール	69	3	-	-	-	-	4	-	-	1	8	13	-	3	37
フィリピン	567	89	11	38	35	38	29	71	60	-	2	130	-	45	19
タイ	265	3	2	64	32	42	18	18	-	-	-	45	-	31	10
ベトナム	5,341	114	70	391	459	224	482	52	19	1	17	574	35	2,403	500
ヨーロッパ	22	-	4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	16
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フランス	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
イタリア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4

国籍・地域		総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
北	キルギス	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ロシア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	スペイン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4
	米	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メキシコ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
南	アメリカ合衆国	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	米	8	1	-	-	2	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1
	アルゼンチン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	チリ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ペルー	5	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
オセアニア		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	オーストラリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年9月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年12月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形・材料産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998
アジア	15,620	937	180	1,235	1,246	725	1,319	413	151	11	63	2,386	220	5,763	971
ミャンマー	674	67	33	27	16	45	16	2	2	-	5	52	-	352	57
ブータン	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	7	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	3
カンボジア	488	12	12	3	2	1	24	3	1	-	-	339	-	90	1
スリランカ	63	-	2	7	3	2	-	-	1	2	-	14	-	9	23
中国	1,575	92	1	167	167	64	120	63	1	1	4	264	26	496	109
台湾	63	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	-	9	42
インド	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インドネシア	1,514	217	5	180	234	30	51	35	4	-	12	315	143	272	16
韓国	59	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	7	49
ラオス	27	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	10	2
マレーシア	7	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4
モンゴル	75	22	-	-	2	-	6	-	3	5	3	7	-	13	14
ネパール	135	28	16	-	-	-	10	-	1	1	9	15	-	4	51
パキスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フィリピン	1,059	116	12	83	68	69	63	197	82	1	3	222	-	123	20
タイ	455	4	2	101	48	58	34	20	-	-	-	81	-	96	11
ベトナム	9,412	368	97	667	706	456	991	93	54	1	22	1,058	51	4,281	567
ヨーロッパ	27	-	4	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	19
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

国籍・地域		総 数	介護分野	ビルクリーニング 分野	素材材産業 分野	産業機械製 造業分野	電気・電子 情報関連 産業分野	建設分野	造船・船用 工業分野	自動車整備 分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製 造業分野	外食業分野
北 米	フランス	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
	ハンガリー	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	イタリア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	キルギス	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ロシア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	スペイン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5
	米	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メキシコ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	アメリカ合衆国	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	南 米	9	1	-	-	2	-	-	-	-	2	1	-	-	1	2
オセアニア	アルゼンチン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	チリ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ペルー	5	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
	オーストラリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年3月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	数	22,567	1,705	281	1,669	1,937	994	2,116	592	247	16	83	3,359	314	8,104	1,150
アジア小計	計	22,523	1,702	277	1,669	1,935	994	2,116	592	247	14	79	3,358	314	8,103	1,123
アジア	アミャンマー	959	103	36	29	20	57	32	2	15	0	8	72	0	518	67
アジア	アブータン	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アバングラデシュ	14	3	0	1	0	0	4	0	0	0	1	0	0	1	4
アジア	アカンボジア	569	12	11	3	2	3	32	3	1	0	0	404	0	97	1
アジア	アスリランカ	76	0	2	10	6	9	0	0	1	2	0	15	0	10	21
アジア	ア中国	2,050	125	3	203	218	77	170	72	1	2	4	376	29	652	118
アジア	ア台湾	82	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	0	15	45
アジア	インド	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア	インドネシア	1,921	280	23	197	314	38	75	41	4	0	12	391	200	329	17
アジア	ア韓国	72	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	8	58
アジア	アラオス	34	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	10	2
アジア	アマレーシア	8	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
アジア	アモンゴル	98	31	3	2	2	0	8	0	3	5	3	9	0	16	16
アジア	アネパール	182	68	16	0	0	0	11	0	1	2	9	15	0	6	54
アジア	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフイリピン	1,731	184	18	98	204	94	123	319	136	1	3	339	0	188	24
アジア	アタイ	572	6	2	125	59	59	43	19	0	0	0	117	0	131	11
アジア	アベトナム	14,147	870	163	1,001	1,110	657	1,616	136	83	1	32	1,593	85	6,121	679
ヨーロッパ小計	計	28	1	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	19
ヨーロッパ	フランス	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	イタリア	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
ヨーロッパ	キルギス	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	カザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パロシ	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ヨーロッパ	英国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パウズベキスタン	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
ヨーロッパ	パソロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北	米アメリカ合衆国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米小計	10	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	3
南	米アルゼンチン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
南	米ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米チリ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
南	米コロンビア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
オセアニア	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年3月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	総数	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
アジア小計	アジア小計	29,083	2,694	357	1,975	2,430	1,322	2,781	760	348	20	104	4,007	354	10,448	1,483
アジア	アミャンマー	1,265	173	42	27	19	65	45	2	17	0	8	92	0	687	88
アジア	アブータン	7	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1
アジア	アバングラデシュ	16	4	0	1	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	5
アジア	アカンボジア	636	14	14	3	2	3	38	3	1	0	0	434	0	123	1
アジア	アスリランカ	83	1	2	10	6	9	0	0	1	1	0	18	0	11	24
アジア	ア中国	2,499	177	4	202	237	108	198	75	1	2	5	440	26	863	161
アジア	ア台湾	107	18	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	0	18	58
アジア	アインド	11	4	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0
アジア	アインドネシア	2,338	338	24	231	356	56	102	48	2	0	14	476	235	437	19
アジア	ア韓国	112	5	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	19	83
アジア	アラオス	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	10	2
アジア	アマレーシア	10	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
アジア	アモンゴル	123	43	6	2	2	0	12	0	3	6	5	8	0	21	15
アジア	アネパール	329	150	16	0	0	0	14	0	1	7	23	22	0	21	75
アジア	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフイリピン	2,621	320	27	151	341	165	188	460	188	1	3	415	1	333	28
アジア	アタイ	697	12	1	150	64	65	45	22	0	0	0	141	0	183	14
アジア	アベトナム	18,191	1,428	221	1,198	1,403	851	2,132	150	126	2	36	1,929	92	7,721	902
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	44	7	5	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	25
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	フランス	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	イタリア	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
ヨーロッパ	キルギス	6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	カザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パロシ	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ヨーロッパ	スペイン	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パスウェーデン	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	英国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	バウズベキスタン	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5
ヨーロッパ	パソロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
北	米アメリカ合衆国	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南	米小計	10	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
南	米アルゼンチン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米チリ	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年9月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	総数	38,337	3,947	487	2,496	3,180	1,715	3,745	1,052	466	35	121	5,040	478	13,826	1,749
アジア小計	アジア小計	38,269	3,931	483	2,496	3,178	1,715	3,745	1,052	466	33	116	5,036	478	13,825	1,715
アジア	アミャンマー	1,733	272	54	34	16	67	51	2	29	0	8	99	0	998	103
アジア	アブータン	13	9	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1
アジア	アバングラデシュ	23	6	0	1	0	1	6	0	0	0	1	0	0	1	7
アジア	アカンボジア	767	18	17	6	2	4	66	3	1	0	0	500	0	149	1
アジア	アスリランカ	108	9	2	10	4	9	1	0	1	3	0	22	0	20	27
アジア	ア中国	3,194	254	4	234	280	129	281	117	2	2	5	509	33	1,173	171
アジア	ア台湾	117	24	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	0	16	64
アジア	アインド	14	4	0	0	0	2	0	0	6	0	1	0	0	0	1
アジア	アインドネシア	3,061	470	37	289	426	83	140	60	5	0	14	633	328	552	24
アジア	ア韓国	112	9	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	19	78
アジア	アラオス	46	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	26	0	11	2
アジア	アマレーシア	11	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	6
アジア	アモンゴル	161	52	7	2	13	0	21	0	2	6	4	13	0	26	15
アジア	アネパール	518	287	15	0	0	0	18	0	2	8	26	34	0	37	91
アジア	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフイリピン	3,591	437	55	206	488	177	306	645	223	1	3	542	3	477	28
アジア	アタイ	827	14	1	173	85	67	52	29	1	0	0	185	0	204	16
アジア	アベトナム	23,972	2,062	291	1,541	1,859	1,176	2,801	196	192	12	45	2,463	114	10,141	1,079
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	45	11	4	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1	23
ヨーロッパ	パエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パフランス	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	イタリア	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
ヨーロッパ	キルギス	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	カザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	オランダ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ポーランド	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ヨーロッパ	スペイン	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	スウェーデン	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	英国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	ウズベキスタン	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ヨーロッパ	スロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北	米アメリカ合衆国	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米小計	16	3	0	0	2	0	0	0	0	2	1	2	0	0	6
南	米アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米ブラジル	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
南	米チリ	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
オセアニア	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年9月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	数	49,666	5,155	650	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985
アジア小計	計	49,591	5,132	646	3,066	4,363	2,371	4,869	1,458	708	34	117	6,227	549	18,099	1,952
アジア	アミャンマー	2,294	410	68	47	33	76	85	4	38	0	8	135	0	1,268	122
アジア	アブータン	17	9	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	1
アジア	アバングラデシュ	37	9	0	2	0	1	9	0	0	0	1	1	0	2	12
アジア	アカンボジア	990	19	29	10	14	4	96	3	1	0	0	574	0	239	1
アジア	アスリランカ	140	20	2	10	7	9	1	0	6	3	0	29	0	22	31
アジア	ア中国	3,694	293	12	249	311	149	336	154	3	2	5	608	37	1,347	188
アジア	ア台湾	121	28	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	0	16	63
アジア	アインド	15	4	0	0	0	2	0	0	5	0	1	2	0	0	1
アジア	アインドネシア	3,889	574	50	370	563	147	200	82	5	0	14	823	368	662	31
アジア	ア韓国	108	10	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	20	73
アジア	アラオス	51	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	32	0	10	2
アジア	アマレーシア	13	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	8
アジア	アモンゴル	191	65	9	0	16	2	29	0	2	6	4	19	0	23	16
アジア	アネバー	668	400	15	0	0	0	20	0	3	9	26	43	0	51	101
アジア	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフイリピン	4,607	535	63	253	618	211	451	884	273	0	3	632	3	654	27
アジア	アタイ	1,034	22	4	199	106	88	59	41	1	0	0	236	0	261	17
アジア	アベトナム	31,721	2,730	394	1,926	2,690	1,682	3,579	290	369	13	47	3,081	141	13,522	1,257
ヨーロッパ小計	計	50	17	4	0	0	0	2	0	0	0	3	3	0	0	21
ヨーロッパ	エストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	フランス	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	パドイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨ	ヨーロッパ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ヨ	ヨーロッパ	7	2	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ヨーロッパ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
ヨ	ヨーロッパ	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ヨーロッパ	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨ	ヨーロッパ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ヨ	ヨーロッパ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北	米アメリカ合衆国	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米小計	18	4	0	0	2	0	0	0	0	2	1	2	0	0	7
南	米アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米ブラジル	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
南	米チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
オセアニア小計		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和4年3月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	数	64,730	7,019	839	3,928	6,021	3,258	6,360	1,971	986	49	124	8,153	718	22,992	2,312
アジア小計	計	64,645	6,994	834	3,928	6,019	3,258	6,355	1,971	986	46	121	8,146	718	22,991	2,278
アジア	アミヤンマー	2,944	647	75	56	45	113	113	10	49	0	12	162	0	1,514	148
アジア	アバーレーン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジア	アブータン	19	12	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	1	1
アジア	アバングラデシュ	45	12	0	2	0	1	11	0	0	0	1	3	0	2	13
アジア	アカンボジア	1,298	59	28	13	14	2	141	3	5	0	0	741	0	289	3
アジア	アスリランカ	166	28	2	11	8	9	2	0	7	2	0	38	0	24	35
アジア	ア中 国	4,546	391	12	260	369	217	406	286	7	2	7	742	38	1,608	201
アジア	ア台 湾	129	31	0	0	0	0	0	0	1	0	5	7	0	20	65
アジア	アイ シ ド	24	5	0	0	0	10	0	0	5	0	1	2	0	0	1
アジア	アインドネシア	5,855	981	67	492	820	167	370	140	14	0	12	1,284	494	970	44
アジア	ア韓 国	133	13	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	0	25	87
アジア	アラ オ ス	61	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	42	0	10	2
アジア	アマレーシア	13	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	8
アジア	アモンゴル	269	122	10	0	15	4	35	0	3	9	5	22	0	28	16
アジア	アネパール	855	518	19	0	1	0	38	0	4	14	25	61	0	55	120
アジア	アバキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフィリピン	6,251	698	96	335	778	328	601	1,125	407	2	3	891	9	950	28
アジア	アタ イ	1,339	28	4	246	130	88	88	48	2	0	1	317	0	365	22
アジア	アベトナム	40,696	3,445	521	2,513	3,834	2,319	4,547	359	480	15	44	3,830	177	17,129	1,483
ヨーロッパ小計	計	56	18	4	0	0	0	5	0	0	1	2	3	0	1	22
ヨーロッパ	バエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	バフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	バフ ラ ンス	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	パド イ ツ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	ハンガリー	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	イタリア	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ヨーロッパ	バキルギス	13	3	3	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	パカザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パオランダ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	バポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パロシア	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
ヨーロッパ	パスペイン	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パスウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	パ英 国	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ヨーロッパ	パウズベキスタン	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
ヨーロッパ	パスロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	小 計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 米	小 計	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
北 米	エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 米	メキシコ	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北 米	アメリカ合衆国	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
南 米	小 計	19	4	0	0	2	0	0	0	0	2	1	3	0	0	7
南 米	アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南 米	ブラジル	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1
南 米	チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南 米	ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
オセアニア	小 計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
オセアニア	オーストラリア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和4年3月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	総計	87,471	10,411	1,133	17,865	8,492	2,776	1,220	79	160	11,469	1,050	29,617	3,199
アジア小計	計	87,365	10,382	1,126	17,862	8,486	2,776	1,219	76	154	11,463	1,050	29,616	3,155
アジアインド	ド	40	20	0	11	0	0	5	0	0	2	0	0	2
アジアインドネシア		9,481	1,797	89	2,060	596	208	58	0	13	2,243	797	1,536	84
アジア韓国		158	14	0	0	0	0	1	1	5	0	0	31	106
アジアカンボジア		1,872	139	25	48	191	7	7	0	1	1,020	0	422	12
アジアスリランカ		224	37	8	32	6	0	9	3	0	57	0	35	37
アジアタイ		1,793	52	5	607	102	71	4	0	1	428	0	498	25
アジア台湾		144	26	0	0	0	0	1	1	6	10	0	24	76
アジア中国		6,143	449	17	1,160	524	415	8	1	6	1,078	52	2,186	247
アジアネパール		1,401	896	29	3	48	0	5	19	30	145	0	70	156
アジアバーレーン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジアパキスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジアバングラデシュ		76	17	3	3	17	0	0	0	0	7	0	8	21
アジアフィリピン		8,681	1,308	147	1,825	897	1,539	454	23	4	1,216	9	1,182	77
アジアブータン		30	15	0	0	3	0	0	0	0	10	0	1	1
アジアベトナム		52,748	4,294	649	11,782	5,897	525	606	18	52	4,938	192	21,741	2,054
アジアマレーシア		14	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	8
アジアミャンマー		4,107	1,145	143	300	154	10	57	0	32	211	0	1,828	227
アジアモンゴル		375	169	11	26	48	1	3	10	4	42	0	42	19
アジアラオス		76	3	0	5	2	0	0	0	0	54	0	10	2
ヨーロッパ小計	計	74	20	6	1	6	0	1	1	4	4	0	1	30
ヨーロッパイタリア		13	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
ヨーロッパウズベキスタン		7	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1
ヨーロッパ英国		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ヨーロッパエストニア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパオランダ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	キルギス	17	4	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパ	スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	スペイン	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	スロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パドイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	フランス	6	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパ	ポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	リトアニア	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ロシア	11	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4
アフリカ	小計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	マダガスカル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	小計	11	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
北米	エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	カナダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	米国	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
北米	メキシコ	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南米	小計	16	4	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	6
南米	アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南米	チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南米	ブラジル	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
南米	ペルー	4	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
オセアニア	小計	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総	数 総	数	1
ア	ジ ア小	計	1
ア	ジ ア中	国	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域、産業分野のみ記載している。

注3) 令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和3年）

② 本邦定住難民の推移（平成17年12月31日現在）

（1）インドシナ難民

我が国のインドシナ難民対策としては、ボート・ピープルに対する上陸の許可と海外キャンプ等からの定住受入れがあるが、平成8年以降の状況は、次に掲げる表のとおりである。
ボート・ピープルについては、平成元年6月に開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえ、同年9月の閣議了解により、一時庇護のための上陸の許可の審査を、いわゆるスクリーニング制度として実施してきたが、平成6年2月に開催されたインドシナ難民国際会議運営委員会において同制度が廃止されたのを受け、同年3月の閣議了解により、これを廃止し、出入国管理及び難民認定法等に基づき取り扱うこととした。

一方、インドシナ難民の定住受入れについては、平成6年12月の閣議了解により、それまでの定住枠1万人を超えても、引き続き受入れを行っていくこととした。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う合法出国計画（ODP）に係る申請手続きについては、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、平成16年3月末日をもって申請受付を終了している。

① ボート・ピープルの上陸者数等

昭和53年から平成6年までのボート・ピープルの上陸者数等は次のとおりである。

上陸者数 13,768人
出生者数 564人

（注1）上陸者数には中国からのいわゆる偽装難民を含む。

（注2）平成6年3月の閣議了解以降は、不法入国者として取り扱うこととなったため、平成7年以降の計上はない。

（注3）平成18年以降、インドシナ難民の受入れはない。

		内 訳				年 別 定 住 数	定 住 数 累 計
		国内の一時 滞在者	海外キャン プ滞在者	政変前入国 の元留学生	合法出国者 (O.D.P)		
53	ベトナム	3,527	1,801	625	1,420	7,373	7,373
1	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
7	カンボジア	0	1,210	44	0	1,254	1,254
年	小計	3,527	4,244	742	1,420	9,933	9,933
8	ベトナム	1	4	0	146	151	7,525
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	146	151	10,085
9	ベトナム	1	4	0	152	157	7,681
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	152	157	10,241
10	ベトナム	5	0	0	122	127	7,808
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	5	0	0	5	1,259
	小計	5	5	0	122	132	10,373
11	ベトナム	1	5	0	152	158	7,966
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,259
	小計	1	5	0	152	158	10,531
12	ベトナム	0	0	0	126	126	8,092
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,268
	小計	0	9	0	126	135	10,666
13	ベトナム	0	0	0	91	91	8,183
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	40	0	0	40	1,308
	小計	0	40	0	91	131	10,797
14	ベトナム	0	6	0	129	135	8,318
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,317
	小計	0	15	0	129	144	10,941
15	ベトナム	1	0	0	136	137	8,455
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,326
	小計	1	9	0	136	146	11,087
16	ベトナム	0	6	0	126	132	8,587
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	12	0	0	12	1,338
	小計	0	18	0	126	144	11,231
17	ベトナム	0	0	0	69	69	8,656
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	19	0	0	19	1,357
	小計	0	19	0	69	88	11,319
合計	ベトナム	3,536	1,826	625	2,669	8,656	8,656
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,313	44	0	1,357	1,357
	合計	3,536	4,372	742	2,669	11,319	11,319

(2) 第三国定住受入難民

我が国の第三国定住による難民の受入れについては、平成20年12月16日付け閣議了解等に基づきタイのメーラ・キャンプ等に滞在するミャンマー難民を、パイロットケースとして年に1回約30人（家族単位）、5年にわたり受け入れることとされ、平成22年度から平成26年度までに18家族86人を受け入れた。

また、平成26年1月24日付け閣議了解及び同日付け難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることとなり、平成27年度には6家族19人を、平成28年度には7家族18人を、平成29年度には8家族29人を、平成30年度は5家族22人を、令和元年度は6家族20人を受け入れた。

さらに、令和元年6月28日に上記閣議了解を一部変更し、同変更等により、令和2年度以降の受入れから受入対象や受入人数等の範囲を拡大した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の社会的な状況等を踏まえて受入れの延期等を余儀なくされ、受入れには至らなかったが、令和3年度は4家族6名を受け入れた。

(3) 条約難民

難民条約上の難民として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和5年2月2日現在)

区分 年別	申請数	処 理 数			未 処 理 数	認 定 率
		認 定	不 認 定	取 下 げ		
昭和57年～平成26年	22,559	633(121)	16,928	1,504	6,721	3.6%
平成27年	7,586	27(8)	3,411	468	7,358	0.8%
平成28年	10,901	28(2)	7,492	675	10,067	0.4%
平成29年	19,629	20(1)	9,742	1,612	18,325	0.2%
平成30年	10,493	42(4)	10,541	2,923	15,317	0.4%
令和元年	10,375	44(1)	4,936	2,152	18,562	0.9%
令和2年	3,936	47(1)	3,477	1,916	17,061	1.3%
令和3年	2,413	74(9)	4,196	1,889	13,324	1.7%
合 計	87,892	915(147)	60,723	13,139	—	1.5%

(注) () 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成24年～令和3年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成24年～令和3年）、審査請求の平均処理期間（令和3年）

(1) 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成24年～令和3年）

難民認定申請から認定・不認定の処分とした事案（一次審査）の平均処理期間は、平成24年においては約6月、平成25年においては約6月、平成26年においては約8月、平成27年においては約8月、平成28年においては約9月、平成29年においては約10月、平成30年においては約1年1月、令和元年においては約1年5月、令和2年においては約2年1月、令和3年においては約2年8月である。

(2) 難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成23年～平成29年）

難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間は、平成23年においては約2年11月、平成24年においては約3年、平成25年においては約3年2月、平成26年においては約3年1月、平成27年においては約2年11月、平成28年においては約2年5月、平成29年においては約2年4月である。なお、平成30年以降、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 審査請求の平均処理期間（平成30年～令和3年）※審査請求が行われてから審査請求に対する裁決までの平均処理期間

審査請求の平均処理期間は、平成30年においては約18.0月、令和元年においては約17.9月、令和2年においては約26.8月、令和3年においては約20.9月である。

94. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成24年～令和3年）

地域	国籍ないし 出身地	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計
ア	中国・本土	7,032	7,637	8,347	9,847	11,039	10,326	10,886	11,580	10,933	9,331	96,958
	中国・台湾	352	360	514	649	689	810	1,065	1,259	927	672	7,297
	中国・香港	39	30	51	61	61	70	93	143	156	139	843
	香港（英国系）		4	2	6	1	4	5	12	12	12	58
	韓国	1,417	1,227	1,234	1,288	1,422	1,487	1,575	1,663	1,376	1,117	13,806
	マレーシア	116	124	161	176	164	181	237	294	293	293	2,039
	タイ	170	167	171	200	238	239	298	300	245	225	2,253
	インドネシア	107	111	124	147	214	253	362	469	540	608	2,935
	フィリピン	42	41	65	126	168	230	319	447	458	411	2,307
	インド	71	80	82	90	116	136	186	287	315	251	1,614
	ブルネイ								3	4		7
	バングラディシュ	162	137	69	64	90	110	233	467	501	542	2,375
	シンガポール	12	22	16	18	22	26	27	31	35	32	241
	パキスタン	14	14	28	26	34	33	45	56	76	82	408
	ミャンマー	106	122	129	160	183	212	348	593	672	614	3,139
	アフガニスタン	1	2		6	2	7	12	5	5	8	48
	イラク	2	1		1	3	1	1	4	6		19
	イラン	16	20	18	21	19	14	30	31	19	26	214
	サウジアラビア		7	1	10	21	14	16	10	9	15	103
	ネパール	224	293	278	503	1,167	2,026	2,934	3,591	3,552	4,403	18,971
ア	スリランカ	91	95	87	121	177	242	432	704	1,145	1,477	4,571
	トルコ	10	11	17	20	11	26	20	28	32	37	212
	ロシア	18	13	12	9	6	10	8	16	11	9	112
	ベトナム	302	424	611	1,153	2,488	4,633	5,244	7,030	6,582	6,885	35,352
	シリア	3	3	4	5	7	11	8	7	14	8	70
	イスラエル	6	3	1	2	7	5	5	4	6	5	44
	レバノン	1	1			1	1		1	3	2	10
	ヨルダン		2		1	1	3	6	5	2	4	24
	ブータン	1	1				14	101	44	38	199	199
	カンボジア	19	18	22	18	25	36	24	34	55	55	306
	モンゴル	74	65	98	99	146	197	275	320	314	296	1,884
	その他	2	3	17	7	2	4	12	11	12	15	85
アジア小計		10,410	11,038	12,159	14,834	18,524	21,347	24,720	29,506	28,354	27,612	198,504
北米	米国	130	131	164	147	164	180	199	240	201	239	1,795
	カナダ	22	28	30	19	33	30	25	29	38	44	298
北米小計		152	159	194	166	197	210	224	269	239	283	2,093
中	ブラジル	10	14	26	26	18	22	38	49	39	32	274
	メキシコ	10	10	22	14	25	31	29	38	30	37	246
	コスタリカ	2	2		3	1	5	4	1	3	4	25
	ペルー	5		10	8	7	3	4	9	14	8	68
	ベネズエラ	5	3	8	5	2	5	7	5	5	6	54
	ウルグアイ										1	2
	ドミニカ		3			1	1	2	3	1		11
	ジャマイカ				1	1	1	1	1	1	1	7
	アルゼンチン	2	1	2	6	8	5	10	10	13	6	63
	ペリレーズ		1									1
	ボリビア	2			2	3	3	3	4	4	1	22
	パラグアイ	1	3			1	4		6		2	17
	コロンビア	6	2	13	5	8	13	9	16	11	14	97
	チリ	1	7	1	7	4	5	9	5	7	11	57
	ホンジュラス	2					2	3	2	2		11
	その他	1	5	6	10	6	8	16	22	19	15	108
中南米小計		47	51	88	88	85	109	133	175	149	138	1,063
オセアニア	オーストラリア	13	24	21	22	15	30	34	25	25	24	233
	ニュージーランド	5	6	8	14	7	7	14	6	18	2	87
	フィジー		2		3	2	6	3	4	4	2	26
	トンガ	3	3	6	1	5	1	3	7	4	4	37
	ソロモン		1									1
	その他	2		2	3	1		1	1	3	5	18
オセアニア小計		23	36	37	43	30	44	55	43	54	37	402

地域	国籍ないし 出身地	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計
ヨ	フランス	33	41	56	54	88	99	91	89	90	94	735
	スウェーデン	12	14	19	20	25	30	36	28	19	13	216
	ドイツ	12	16	19	28	31	29	22	35	51	27	270
	ベルギー	5	2	8	8	6	5	11	7	9	10	71
	英国	20	21	33	41	31	45	46	37	40	51	365
	イタリア	24	18	40	56	71	47	65	85	85	59	550
	オランダ	2	4	3	11	7	6	9	14	9	4	69
	スイス	2	8	9	8	8	12	7	12	7	7	80
	フィンランド	3	4	6	10	12	8	10	8	7	6	74
	ブルガリア	11	5	4	3	5	3	7	8	5	4	55
	ロシア連邦	41	42	50	64	72	81	111	126	92	116	795
	デンマーク	1	1	3	4	1	0	3	1	1	4	19
	ポーランド	7	7	9	9	8	11	9	13	10	10	93
	スペイン	16	27	32	25	42	48	43	44	31	33	341
	ハンガリー	6	6	7	4	4	11	10	5	8	6	67
	チェコ	1	3	2	3	2	1	2	7	1	4	26
	ポルトガル	2		2	5	5	6	7	6	7	5	45
	ルーマニア	7	6	14	7	6	5	6	9	3	10	73
	ウクライナ	7	4	17	7	10	16	19	27	9	13	129
ッ	アゼルバイジャン	3	2		1	3	3	2	5	3	4	26
	アイルランド	3	3	3		1	1	3	4	3	3	21
	オーストリア	2		4	2		3	5	4	7	3	30
	ジョージア		1		2		0		3	1	3	10
	ギリシャ	4	1		3	3	3	4	1	4	1	24
	アルバニア	1	4				0	2	1	4	2	14
	ノルウェー	2	4	2	2	4	2	10	6	3	5	40
	アルメニア						1	2		1	2	6
	クロアチア	2			4		4		1	1	1	13
	スロバキア	3			1	2	3		5	3		17
	カザフスタン	2	3	2	10	5	6	7	9	8	15	67
	エストニア	1	2		2	1	1	2	3	1	3	16
	アイスランド	2					1			4		8
	ルクセンブルグ		1				0	2		1		4
	キルギス	6	5		4	2	14	10	16	10	15	82
	ベラルーシ		3			1	6	4	4	1	8	27
	ウズベキスタン	16	21	13	16	31	58	82	111	123	108	579
	タジキスタン		1			3	1	4	2	10	6	27
	その他	9	9	28	14	10	14	18	18	13	13	146
ヨーロッパ小計		268	289	385	428	501	584	668	754	685	668	5,230
ア	ガーナ	2	4	2	6	7	6	17	6	13	18	81
	コートジボワール	2	2		1	2	1	3	3	3	1	18
	チュニジア	8	4	3	4	6	6	3	6	5	9	54
	コンゴ	1	2			1	0		2	1	1	8
	エチオピア	1	1	4	1	3	0	5	2	3	20	20
	エリトリア	2	5		1	2	3	1	1	7	2	24
	エジプト	12	10	15	15	10	24	26	34	25	32	203
	ナイジェリア	4	3	9	5	4	7	9	22	13	28	104
	セネガル	3	4		11	10	8	13	11	11	16	87
	ケニア	8	7	9	13	12	10	10	29	14	21	133
	リビア		1			1	3	3			1	9
	カメルーン	5	1		6	4	2	6	9	12	28	73
	ザンビア				1	0	1	1	1	2	4	9
	マダガスカル	3			2	4	1	2	5	3	7	27
	タンザニア	3	2		2	2	3	2	4	6	4	28
	アルジェリア		2	7	8	4	5	2	1	3	6	38
	コンゴ民主共和国				4		3			4	1	12
	南アフリカ	1	2	2		1	2	3	3	8	6	28
	シエラ・レオネ		1				1				2	2
	モロッコ	1	7	4	2	5	7	6	17	9	9	67
	その他	9	16	39	17	19	30	30	43	67	36	306
アフリカ小計		65	74	94	98	98	122	142	199	206	233	1,331
無国籍又は不詳小計		4		1			3		1	2	3	14
合計		10,969	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947	29,689	28,974	208,637

（注）在留資格「特定技能」へ変更した者は含まない。

95. 外国人登録証又は在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成24年～令和3年）

年	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員
平成24年	77	—	79
平成25年	988	—	977
平成26年	1,567	2	1,565
平成27年	66	—	68
平成28年	23	—	20
平成29年	13	—	13
平成30年	20	—	20
平成31年／令和元年	20	—	21
令和2年	24	—	24
令和3年	22	—	21

- 注1 通常受理人員と処理人員の合計が一致しないのは、移送等の中間処分や処分未済による。
 注2 平成24年の数値は、外国人登録証及び在留カード常時携帯義務違反人員を合算したものである。
 注3 平成25年以後の数値は、在留カード常時携帯義務違反人員である。

96. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成25年～令和4年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
司法書士	21,349	21,686	21,985	22,220	22,519	22,652	22,775	22,777	22,874	23,054
土地家屋調査士	17,454	17,285	17,192	17,020	16,873	16,737	16,526	16,390	16,186	15,964

※ いずれも12月末日現在である。

97. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数

国 名	人 口 (単位 千人)	裁判官 (単位 人)	検察官 (単位 人)	弁護士 (単位 人)	法曹人口合計 (単位 人)	各 1 人当たりの国民数 (単位 人)			
						裁判官	検察官	弁護士	法曹全体
日 本	125, 071	3, 035 (3, 841)	1, 886 (2, 765)	42, 937	47, 858 (49, 543)	41, 210 (32, 562)	66, 315 (45, 234)	2, 913	2, 613 (2, 524)

(注) () 内の数字は、裁判官にあつては簡裁判事を加えた裁判官数を、検察官にあつては副検事を加えた検察官数を計上したもの。

(注) 人口は総務省統計局による令和4年4月1日現在の数である。

裁判官数、検察官数は令和4年度の定員である。

弁護士数は令和4年4月1日現在の正会員数（日本弁護士連合会調べ）である。

(注) 各一人当たりの国民数は、人口を、裁判官・検察官・弁護士・法曹人口合計の各数で除したもの（単位未満は四捨五入）。

98. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和５年度）

1 法教育における取組の実施状況

法教育における取組に関し、まず、法教育教材については、小学生・中学生・高校生向けの冊子教材及び小学生・中学生向けの視聴覚教材を作成し、令和元年度までに全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、具体的な法教育授業の実践例として、モデル授業例を法務省ホームページで公開している。

また、法教育の担い手の育成については、教員の指導力向上や法教育教材の活用方法の習得を目的とした「教員向け法教育セミナー」を令和５年度も実施することを予定している。

さらに、成年年齢引下げに伴い、令和２年度以降、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高等学校等に配布しており、令和５年度も継続して配布することとしている。

このほか、令和４年度においては、裁判員対象年齢の引下げなどを踏まえて、学校現場に対し、学習効果の高い模擬裁判の実施方法を提供するため、小学校、中学校及び高等学校の各段階に応じた教材の作成を進めており、令和５年度においては、完成した教材を広く教育現場で活用いただけるよう、積極的に展開することとしている。

2 令和５年度関係予算（案）

23,737千円

99. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和5年度）

法務省における令和5年度裁判員制度広報経費について

■ 予 算 （案） 額

3百万円

※執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

100. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和5年度）

令和5年度

■ 予算（案）額 21百万円

（内訳）

○ 庁費（テレビ会議システム等） 5百万円

○ 旅費（裁判員裁判対応旅費） 16百万円

※ 執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和5年1月調査）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み （令和4年度）	裁判所においては、現行法下においても可能な取組み（フェーズ1）として、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、一部の庁で、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を拡大したりしており、また、ウェブ会議を用いた口頭弁論の実施（フェーズ2）に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入も行う予定であり、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。 法務省においては、裁判所における上記の取組も踏まえつつ、訴訟手続の電子化が速やかに行われるよう、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう支援を受けられる環境整備に向けて、検討を進めている。
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。	未着手	対処状況の基準日時点で本法は未施行であるため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう支援を受けられる環境整備の方策について、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行い、検討

		している。
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわかり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。	一部措置済み (令和4年度)	本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行う予定である。
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		【最高裁対応】
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。		【最高裁対応】
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行う予定である。
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。		【最高裁対応】
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	制度の現状・問題点等について、外国の制度の調査研究を行った上、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、必要な検討を行っていく予定である。
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。		【最高裁対応】
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の可否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググ

		ループ」において、民事裁判手続の I T 化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策の検討を進めているところである。
十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法は未施行であるため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年６月１０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。	措置済み（令和４年）	個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めることなどを目的とした人権教室や人権啓発サイト開設等の様々な人権啓発活動、侮辱罪の法定刑引上げの内容や趣旨についての各種媒体を通じた周知、総務省に届出がされている電気通信事業者に対する外国会社の登記義務の履行に向けた取組、日本司法支援センターの民事法律扶助業務（インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対する無料法律相談・弁護士費用等の立替え）、インターネット上の誹謗中傷等に関する人権相談、相談者の意向に応じたプロバイダ等への投稿の削除要請、プロバイダ事業者等との意見交換などに、関係省庁や事業者・団体等と連携して取り組んでいる。
二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。		
三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。		
四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和４年）	損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの可否等について必要な検討を行っている。

		また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの可否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点等を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。 法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。
五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。	措置済み（令和4年）	令和4年6月に、法務省刑事局長名の依命通達において、侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び政府統一見解の内容を周知しており、措置済み。
六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。	措置済み（令和4年）	法務省のホームページの「侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A」において、「四」の政府統一見解の内容に加えて、現行犯逮捕の要件を満たさないにもかかわらず、現行犯逮捕が行われた場合には、その現行犯逮捕を行った者は、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があることを周知している。
七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	検討中	今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしている。
八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。	検討中	令和5年度において、有識者による検討会議を開催し、作業報奨金の水準について検討することとしている。
九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化	一部措置済み（令和4年）	矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、施設内処遇と

すること。		社会内処遇の緊密な連携を強化する取組を進めている。 また、附帯決議の趣旨を踏まえ、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その実務に携わる更生保護官署の人的・物的体制の整備を進めているところである。
十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。	一部措置済み (令和4年)	矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手したところであり、令和6年度の運用開始を目指している。 新たなシステムの運用開始により、受刑者等のデータについて、様々なIT技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させ、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進することとしている。 更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを開発の上、令和3年8月から運用を開始し、以降、順次機能の拡充を行っている。 また、刑事手続のIT化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和4年度補正予算にて実施することとしている。 さらに、保護観察におけるアセスメントへのAI技術の活用に関する調査研究を実施し、開発・実装に向けたロードマップの策定等を行った。
十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。	一部措置済み (令和4年)	刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増やしたほか、その調査対象者の範囲を拡大した。また、少年鑑別所の調査機能の活用方法等について検討している

		。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度予算政府案に、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の拡充、老朽化した施設の整備に係る予算を計上するなど、必要な予算の確保に努めているところである。
十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。	一部措置済み (令和4年)	令和5年度予算政府案において、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算を計上しており、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付することを予定しているほか、引き続き更生保護地域連携拠点事業に係る予算を計上するなど、その充実に努めている。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年１２月８日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。	検討中	改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせすることを検討している。また、無戸籍者として把握することができていない方に対しても、関係機関・関係団体とも連携しつつ、法務省ホームページなどを通じて、広く制度の周知を図る予定である。なお、改正法の概要及び説明資料については、令和５年１月１３日、法務省ホームページに掲載した。
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。	検討中	これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周	検討中	これまでも、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁

知すること。		判所において事案に応じた措置が講じられていることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。	未着手	本法の原則的施行日（本法の公布日（令和4年12月16日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）が到来した後において、本法の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定である。
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。	検討中	各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、帰化の手続、在留資格に関する手続、外国籍の確認等の手続につき、相談先を案内するほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、そのような無国籍状態のより円滑な解消が可能となるような取組を検討する。
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。	検討中	国籍取得後に事実反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するための方法について検討する。
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、法務省において、関係機関等に配布するポスター、パンフレット等の内容を検討するとともに、その他の広報手段についても所要の検討を進めている。 なお、改正法の概要及び説明資料については、令和5年1月13日、法務省ホームページに掲載した。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	（法務省部分） 措置済み（令和４年） （法務省・文科省部分） 措置済み（令和３年）	（法務省部分） 法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務省ホームページで公表した上、法務委員会における質疑を通じて示した。 （法務省・文部科学省部分） 【回答不要】

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和３年４月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。	（法務省） 一部措置済み （令和４年）	附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和４年政令第３１６号）が制定された。 また、相続土地国庫帰属制度の施行に向け、承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、地方公共団体関係者等の意見も聴きつつ、関係省庁と連携し、運用の在り方について検討を進めていく予定である。
二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。	（法務省） 検討中	附帯決議の趣旨を踏まえ、相続登記等の申請の義務違反に対する過料に係る運用については、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者等の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うべく運用の在り方について検討しており、その検討結果に基づき、必要な政省令の見直しや、通達の発出等を行う予定である。
三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。	（法務省） 一部措置済み （令和３年、令和４年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和４年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を３年間延長することが盛り込まれた。 あわせて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化について検討しており、その検討結果に基づき、必要な政省令の見直しや通達の発出等を行う予定である。

四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年)	平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。 また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。 このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な資料の在り方について検討している。
五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。	(法務省) 措置済み(令和4年)	遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させ確定的な権利帰属が促進されるよう、関係機関及び司法書士等の専門職者と連携体制を強化し、周知・広報を行っているところであり、引き続き、積極的な周知・広報に努める。
六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。	(法務省) 検討中	登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。
七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、両法律の施行に向けて、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。
八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明	(法務省) 一部措置済み	法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図る

土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。	(令和3年、令和4年)	ために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。 また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行っている。
九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。 また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。 引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく予定である。
十 隣地使用権や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。	(法務省) 措置済み(令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレットを作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。 また、所有者不明私道への対応ガイドラインの改訂を行い、隣地使用権や導管設置権等の相隣関係規定に関する記載

		を追加した上で、全国の地方公共団体に配布し、事業者等への説明等の周知広報活動を行っている。 引き続き、相隣関係規定の改正を含め、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、周知・広報を行っていく予定である。
十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年)	長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。 また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、登記所備付地図作成作業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。
十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中	前段について、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。 後段について、地方分権に関する「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする」とされており、これを踏まえ、所要の制度改正をした上で、国や地方公共団体から委託を受けた専門家による調査の際の取扱いについて検討する予定である。
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努	(法務省部分) 一部措置済み	(法務省部分) 法務省においては、登記所備付地図の作成作業を行ってい

めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(平成27年、令和2年、令和3年、令和4年) (国交省部分) 国交省に依頼	るところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年の作業計画を策定し、都市部における作業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。 また、被災地における同作業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行いながら令和2年度まで実施してきたところ、復興のために当該作業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和3年度分から令和5年度分まで当該作業を引き続き、実施することとしている。 さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、登記所備付地図作成作業を実施すべき地区が存在することから、令和2年度から令和6年度の5か年で震災復興型登記所備付地図作成作業を新たに実施することとしている。 (国土交通省部分) 国土交通省に依頼
--	---	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年５月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう周知した。
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和４年）	再犯防止に係る省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催している。 当該ワーキンググループでは、若年者の前科による資格制限の在り方について、制限を緩和すべき資格に関するニーズ調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。現在、その結果を踏まえ、資格制限の在り方についての検討を進めている。
五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たって、推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことなど本附帯決議の趣旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。 また、各種啓発活動を始め、人権相談への対応、人権侵害の疑いのある事案についての調査・救済を行っている。
六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法の概要及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、少年事件に関する事件広報に当たって、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害され

		ることのないよう十分配慮されなければならないことなど本 附帯決議の趣旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。
七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の 段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実し た法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援セン ターと連携し、引き続き検討すること。	検討中 (令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和3年10月に法務省に設置し た「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」において、 日本弁護士連合会の犯罪被害者支援委員会委員である弁護士 や日本司法支援センターと共に、真に援助が必要な犯罪被害 者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点 から引き続き検討を行い、運用面における改善・見直し事項 を洗い出すとともに、法制化の要否・内容等を含めた諸課題 の更なる検討を進めている。
八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた 事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検 討を行うこと。	措置済み(令 和4年)	検察庁においては、従前より、特定少年も含め、法律上録 音・録画が義務付けられている裁判員裁判対象事件等のみな らず、被疑者の取調べを録音・録画することが必要である事 件については積極的に録音・録画を実施した上で適正に取調 べを行っているところであるが、改めて、全国の検察庁に対 し、改正法の概要及び本附帯決議を紹介し、本附帯決議の趣 旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年）	法務省では、令和元年度から、一般社団法人日本国際紛争解決センターに委託をして、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を行っているところ、その一環として、司法修習生の選択型実務修習としての国際仲裁プログラムを実施するなど仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記のような取組を始めとして、必要な取組を行っている。
二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年）	法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計850本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制の強化やAI翻訳の導入に向けた取組を進めるなど、日本法令の外国語訳の迅速な公開に努めている。 また、令和元年度から、一般社団法人日本国際紛争解決センターに委託をして、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を行っているところ、その中で、広報・意識啓発、人材育成等の取組をしながら、有効な施策のための調査分析を行っており、今後も取組を進めていく。 加えて、法制審議会仲裁法制部会において仲裁法等の見直しに関する調査審議が行われ、最新の国際水準に対応する内容を含むものとして、令和３年10月、法務大臣に対し、「仲裁法の改正に関する要綱」が、令和４年２月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」がそれぞれ答申されたところであり、現在、国会への法案提

		出の準備を進めている。
三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。	一部措置済み（令和4年）	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定部分については令和4年11月1日に施行され、令和5年1月30日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ適切に対応することとしている。
四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。	措置済み（令和2年、令和3年、令和4年）	法務省では、改正法の内容をまとめたパンフレットを作成して関係各所に配布したほか、企業関係者や法曹関係者向けのウェブセミナーを開催し、外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与禁止規定等を含めて弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の周知・説明を行った。 また、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定についての施行日を令和4年11月1日と定めるとともに、法務省ホームページにおいて、外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与禁止規定等を含めて弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の概要を掲載した。引き続き、関係者に対する十分な周知・説明に努めていく。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月１６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	（法務省部分） 措置済み（令和４年） （法務省・文科省部分） 措置済み（令和２年）	（法務省部分） 法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務省ホームページで公表した上、法務委員会での質疑を通じて示した。 （法務省・文部科学省部分） 【回答不要】

○生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和２年１１月１９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
十三 本法附則第三条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。 12 現在、法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置	措置済み（令和４年）	法制審議会民法（親子法制）部会では、令和４年２月、嫡出否認権者を妻及び子に拡大すること等を内容とする「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」が取りまとめられ、令和４年１２月に「民法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第１０２号）が成立した。同改正法では、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律も改正しており、妻が夫の同意の下、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により懐胎・出産した子については、夫に加え、子及び妻も嫡出否認をすることができないものとするものとされた。

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。		
1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。		
1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	（法務省、最高裁） 検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。		
1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	(法務省、最高裁) 検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施する準備を進めている。
五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施した。引き続き、必要に応じて検討する予定である。

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案に対する附帯決議（令和元年５月１６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。	一部措置済 (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、探索を行う土地の選定過程の透明性及び公平性の確保を目的とした選定基準に関する通達を法務局・地方法務局宛てに発出した。 今後も引き続き選定過程の透明性及び公平性が確保されるよう努める。
二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。	一部措置済 (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう必要な人的及び物的な体制の整備を行った。 今後も引き続き効率的な予算の執行に努める。
三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。	一部措置済 (令和元年)	表題部所有者不明土地の所有者等の探索の結果、所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地となる場合には所有者等探索委員を指定するなど慎重な判断をすることとしている。 今後も引き続き不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努める。
五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。	検討中	所有者不明土地問題の解決のため、引き続き関係情報を有する各省庁と十分な連携を図るよう努める。

○民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
六 十八歳、十九歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。	措置済み（平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）	附帯決議の趣旨を踏まえ、改正法が成立した成立した直後に改正の概要を分かりやすく解説する記事をQ&Aとともに法務省のホームページに掲載したほか、映画会社などとのタイアップしたポスターの学校等での掲示、テレビ番組、インターネット動画の作成・放映、主に若者をターゲットとした動画コンテスト、ポスターコンテスト等の参加型の周知活動の実施、法務省の職員が全国の学校等を訪問し、成年年齢引下げをテーマとして生徒の方々と意見交換をする若者意見交換会の実施などの周知活動も行っている。また、令和3年度は、「大人になるまでに知っておきたい知識」をマンガやクイズを通じて楽しく学ぶことができる成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」（https://seinen.go.jp）を公開し、続編の制作と活用に加え、そのエッセンスをわかりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成して全国の高校等において周知をしたり、SNSを活用して、若年者が社会に出るまでに知っておきたい知識に関するクイズを出題するなどして、成年年齢引下げの周知活動に取り組んだ。加えて、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーンを実施し、テレビCMやウェブ広告による啓発動画を展開したほか、SNSを使った参加型の広報活動なども展開した。

十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。	措置済み（平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度）	平成 30 年 4 月、附帯決議の趣旨を踏まえ、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）において、必要な施策及び施行日までの目標を明確に整理した（工程表の策定）。 また、同年 12 月には、内閣府において「成年年齢の引下げに関する世論調査」を実施してこれらの施策の効果の国民への浸透度を調査し、内閣府のホームページにおいてその結果を公表したほか、令和元年 3 月には法務省において、成年年齢引下げの浸透度に関するフォローアップ調査を行って法務省HPにおいて公表しており、令和 2 年度及び令和 3 年度においても同様のフォローアップ調査を実施し、公表した。 これらの調査によって得られた結果を連絡会議において報告して関係府省庁において共有し、これを踏まえて上記工程表を改訂するなどして、環境整備の施策を推進した。
--	---	--

○「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」に対する附帯決議（平成 30 年 7 月 5 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、多様な家族の在り方を尊重する観点から、その保護の在り方等の施策について検討するため、特別の寄与の制度その他これらの法律による新しい制度の利用状況等の把握に努めている。

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 12 月 8 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法附則第二条の趣旨を踏まえ、人材確保が困難な状況にある地域において外国人労働者により不足する人材を確保するための具体的措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み （平成30年、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年）	地方における外国人の受入れ環境整備に資する施策として、外国人受入環境整備交付金による地方公共団体の一元的相談窓口の整備・運営に係る財政支援などを行い、地方における受入れ環境整備を促進している。 また、大都市に比べ家賃や生活費がかからないことなど、地方で就労することの魅力や地方公共団体と連携し、説明会などにおいて周知を促進するとともに、地方公共団体においても発信を行うよう依頼している。 加えて、受入れ機関等で構成される分野別の「協議会」においては、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を進めている。 令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」において、外国人材と地域の企業とのマッチングを支援するための施策など、大都市圏等への集中防止策が盛り込まれており、このような集中防止策の内容も踏まえながら、関係省庁と協力し、地方に配慮した受入れに努めていく。
三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。	一部措置済み （平成31年、令和元年、令和4年）	技能実習制度については、法務省において、制度の運用上の改善を図ることを目的として、平成30年11月、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームを設置し、技能実習制度の適正な運用及び適正な実態把握の在り方等について検討を行った。法務省は、厚生労働省を始めとする関係機関と連携し、同プロジェクトチームが平成3

		1年3月29日に公表した「調査・検討結果報告書」が示した運用の改善方策を実施することとし、同方策に基づく改正省令を令和2年4月に施行するなどの対応を行ったほか、令和元年11月に法務大臣が公表した同方策の充実策の実施を含め、更なる制度の適正化を図っている。 さらに、令和4年11月に、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定され、同年12月から、同会議において有識者による議論が行われている。 また、留学生の資格外活動許可に係る実態把握については、在留情報や厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出による点検を行っているが、令和2年3月、当該届出の届出事項に在留カード番号が追加され、より確実に実態を把握する仕組みが構築された。 さらに、日本語教育機関の告示基準を改正（令和元年8月1日）し、同教育機関に対し、資格外活動許可を受けている留学生については、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めることなどを義務付けた。 引き続き、これらの情報を活用し、留学生の資格外活動許可の適正な運用を図っていく。
四 外国人労働者及びその家族に関する社会保障制度及び日本語教育を含む教育制度の在り方について、これら制度の適切な運用を確保しつつ共生社会を実現する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和元年、令和2年、令和3年）	令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」には、日本語教育の充実や社会保険への加入促進等、所要の施策が盛り込まれている。

		今後、これらの施策を着実に実施していくとともに、施策の実施状況を踏まえ、必要な施策を随時加えるなどして充実させる。
五 特定技能制度の運用については、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により正確に判定するなど、制度の趣旨を遵守するとともに、特定技能外国人の受入れにより日本人労働者の労働条件低下を招くことがないよう、関係機関の連携の下、状況に応じ、当該分野の受入れ停止を含む適切な対応をとるものとする。	一部措置済み (平成 30 年、平成 31 年、令和 2 年、令和 4 年)	介護や建設等 14 分野について、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを分野所管行政機関から提出された客観的データ等を用いて適切に判断し、改正出入国管理及び難民認定法第 2 条の 4 第 1 項に規定する「分野別運用方針」を平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定した。 また、所要の技能を有することについては、試験の適切な実施を確保するための分野横断的な方針として、「『特定技能』に係る試験の方針について」を平成 31 年 2 月に策定し、同方針に沿って、分野ごとに試験の実施要領を作成し、試験を実施している。従来、国内試験での受験対象者は、中長期在留者及び過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者としていたところ、受験機会の増加を図るため、これを正規の在留資格を有する者について一律に受験を認めるなど、国内試験の受験資格の見直しを行い、令和 2 年 1 月 30 日に試験方針を改正した。 なお、コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人の受入れに影響を与えている可能性があることから、全分野の受入れ見込数を改めて精査し、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を令和 4 年 8 月 30 日に変更した。 引き続き、関係省庁と連携し、人手不足の状況を継続的に把握し、人手不足の状況の変化の程度等を踏まえ、必要に応じて当該分野の在留資格認定証明書の交付の停止等の措置を講ずるなど必要な手続を執ることとしている。
七 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、送出国当局とも連携しつつ、実効性のある方策を講ずること。	一部措置済み (平成 30 年、令和元年、令和	法務省、厚生労働省等の関係機関は、その連携を更に強化し、国内における悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除を徹底することとしている。「外国人材の受入れ・共

	2 年、令和 3 年、令和 4 年)	生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」に基づき、悪質な仲介事業者の排除を目的とする情報共有の枠組み構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を、これまで 15 か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア及びラオス）と作成し、保証金の徴収や違約金の設定などを行う悪質な仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要又は有益な情報を共有している。 国内においては、特定技能制度の活用を促進するため、特定技能の在留資格で就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象としたマッチングイベントを開催しているほか、特定技能総合支援サイトを通じて、多言語で制度の周知・広報を行っている。 また、国外においては、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省ホームページの多言語によるコンテンツ作成・更新、広報動画の作成、国外 SNS 広告掲載等を行い、送出国の本制度利用希望者等に対する正確かつ効果的な周知・広報を行っている。
十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第二十二条第二項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。	一部措置済み（令和元年）	令和元年 5 月 31 日、「永住許可に関するガイドライン」の改定を行い、記載内容の明確化を図った。今後も、新たなガイドラインを適切に運用していくとともに、永住許可申請に対しては、要件の適合性について厳格な審査を行っていく。

○民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 5 月 25 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過当な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると規定することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
二 職業別の短期消滅時効等を廃止することに伴い、書面によらない契約により生じた少額債権に係る消滅時効について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
三 法定利率が変動した場合における変動後の法定利率の周知方法について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じた対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
四 中間利息控除に用いる利率の在り方について、本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
五 個人保証人の保護の観点から、以下の取組を行うこと。 3 個人保証の制限に関する規定の適用が除外されるいわゆる経営者等のうち、代表権のない取締役等及び「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」については、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。 4 我が国社会において、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は極めて重要なものであることを踏まえ、個人保証の一部について禁止をする、保証人の責任制限の明文化をする等の方策を含め、事業用融資に係る保証の在り方について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中 検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。 本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。

七 定型約款について、以下の事項について留意すること。		
1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和2年4月1日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
九 諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定については、本法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和2年4月1日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
十一 公証人の果たす役割が今後更に重要となることに鑑み、本法施行後の状況も踏まえつつ、公証人及び公証役場の透明化及び配置の適正化、公証役場の経営状況の把握、民間等多様な人材の登用等、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努めること。	一部措置済み （平成30年）	公証人の配置の適正化のため、公証人定員規則を改正したところであり、本法施行後の状況を踏まえつつ、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努める予定である。
十二 消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。		【消費者庁から回答】

※ 民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年5月25日）十二の対処状況は、消費者庁にも同様の調査を依頼しております。

○刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 6 月 16 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。	措置済み （令和 4 年）	1 性犯罪事犯の捜査・公判の十分な経験を有する検察官を研究員とし、精神科医等専門家から性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見につき指導を受けるなどして、捜査・公判において検察官が当該知見を活用するための具体的手法等について調査研究を行った（平成30年度）。 2 検察官に対しては、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する講義や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義等を実施した。今後も、同様の講義等を実施する予定である。
七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。	一部措置済み （令和 4 年）	起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置に関しては、令和 3 年 5 月、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備についての諮問を行い、同年 9 月、同審議会から、被告人に対し、起訴状謄本に代えて、被害者の氏名等の記載のない起訴状抄本を送達することを可能にすることなどを内容とする答申がなされたところであり、現在、同答申を踏まえた立法作業を進めている。
九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。	一部措置済み （令和 4 年）	1 法務省においては、性犯罪者処遇プログラムの効果検証の結果（令和 2 年 3 月公表）及び外部有識者を構成員とした「性犯罪者処遇プログラム検討会」の結果（令和 2 年 10 月公表）等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の性犯罪者処遇プログラムを改訂し、令和 4 年 4 月から、改訂したプログラムを実施しているほか、刑事施設及び保護観察所の

		プログラム指導担当者を対象とした研修を実施するなどして、性犯罪者の効果的な再犯防止に努めている。 2 性犯罪者に特化した調査研究ではないが、令和4年版犯罪白書の特集「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」において、犯罪・非行類型別に、各種統計資料等に基づいて、刑事司法手続の各段階における犯罪・非行の動向等を概観するとともに、令和3年に刑事施設入所者、保護観察対象者及び少年鑑別所入所者について行った特別調査の結果を分析することにより、性犯類型（強制性交等、強制わいせつ、わいせつ物頒布等及び公然わいせつなど）の犯罪者・非行少年に関する主観的な特徴等を紹介した。性犯罪者に関する調査研究を更に実施することを検討している。
--	--	---

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 28 年 11 月 17 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 同法第七十条第一項第二号の二の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めることを躊躇させないよう、留意すること。	一部措置済み （平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、令和2年、令和3年、令和4年）	第6次出入国管理政策懇談会及び難民認定制度に関する専門部会から平成26年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、難民認定制度の運用を見直すこととし、平成27年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」として取りまとめ、「保護対象、認定判断及び手続の明確化」の一環として、平成28年3月、平成29年3月、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月及び令和3年3月に難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例及び人道配慮により在留配慮を行った事例並びにそれぞれの判断ポイントを公表する措置を実施しており、今後かかる措置を継続して行う予定。 また、平成29年3月から、親を伴わない年少者、重度の身体障がい等を有する者、精神的障がい等を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施しているほか、同年6月に、再申請用の難民認定申請書の様式を新設し、再申請時の主張内容を容易に明確化できるようにした。 さらに、運用の見直しの概要では、いわゆる「新しい形態の迫害」や「明らかに難民認定又は難民不認定とすべき事案に係る判断要素」に関して、難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるための仕組みを構築することとされており、これまで難民審査参与員からの提言や、諸外国での実例なども参考に

		しながら検討を行ってきた。この点、難民認定申請者の申立ての内容によっては、いわゆる「新しい形態の迫害」という観点も考慮して、個別の事案ごとに判断しているところである。難民認定制度の透明性向上に関しては、難民該当性に関する規範的要素の明確化に取り組んでいる。また、かかる取組等を進める上で、令和3年7月には、出入国在留管理庁とUNHCRとの間で、協力関係を一層発展させるための覚書を交換した。 平成31年3月、空海港において庇護を求める者に対し、一時庇護のための上陸の許可の申請を案内する場合に用いるフローチャート（手続図解）を新設し、手続の流れを説明する運用を行っている。 （今後の予定） 上記の難民該当性に関する規範的要素の明確化等、難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組を引き続き進めていく。
五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。	一部措置済み （平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、令和2年、令和3年）	四に同じ。
六 同法第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。	未着手（事案未発生）	同法第七十四条の六の罪は故意犯であり、適正に入国・在留手続の支援業務を行っている者が、故意ありと認定されるような事態に陥ることは考えにくい。仮に、当該者が、不法入国等の実行を容易にしたと疑われるような事案が発生した場合に、必要に応じて、在留審査等の現場で、可能な限り事実関係の把握を行うこととする等の措置を検討していく。

七 新たな在留資格「介護」の創設については、介護人材として中・長期に日本に滞在し、能力を発揮する外国人介護労働者が増加する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生活上の問題への対応など、日本語能力の向上を含めて、地域における職業上、生活上の支援が確実に行われるよう、政府は関係機関と連携して必要な施策を講ずること。	一部措置済み (令和元年、令和2年、令和3年)	令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」には、日本語教育の充実や社会保険への加入促進等、所要の施策が盛り込まれている。 今後、これらの施策を着実に実施していくとともに、施策の実施状況を踏まえ、必要な施策を随時加えるなどして充実させる。
--	------------------------------------	--

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。